

Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance

Disclosure

三井住友海上あいおい生命の現状  2026

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP



会社概要

2026年3月31日現在

社 名：三井住友海上あいおい生命保険株式会社

英 文 名 称：Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance Company,Limited

設 立：1996年(平成8年) 8月8日

資 本 金：855億円

従 業 員 数：2,486名

本社所在地：東京都中央区新川2-27-2

U R L：<https://www.msa-life.co.jp>

*本冊子は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

CONTENTS

トップメッセージ	2	トピックス	4
----------	---	-------	---

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループについて	6	グループ経営計画	7
------------------------	---	----------	---

経営・戦略について

三井住友海上あいおい生命の目指す姿	10	戦略の全体像	13
お客さま本位の業務運営について	11	代表的な経営指標	14
成長実現に向けたストーリー	13		

企業価値創造を支える仕組み

ERMの推進	16	コンプライアンス(法令等遵守)の取組み	35
リスク管理の取組み	16	情報開示方針	36
お客さまの安心と満足度向上に向けた取組み	19	反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	36
金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について	24	利益相反取引の管理について	37
より良い品質を目指す取組み	25	勧誘方針	38
代理店教育・研修	26	個人情報の取扱い	39
ライフ・コンサルタントについて	27	生命保険契約者保護機構について	41
人財育成 社員教育	28	監査体制	43
コーポレート・ガバナンス体制	33	システムリスクへの取組み	44
内部統制システムに関する方針	34		

商品・サービス

商品ラインアップ	45	ご契約後のサービス・情報提供	54
ご契約時のご案内	49	保険金等支払管理態勢とお支払い状況	62

サステナビリティ取組み

MS&ADインシュアランス グループの取組み	65	スポーツ振興	70
当社のサステナビリティ取組み	66	環境問題への取組み	71

会社データ

会社データ	73	目次	74
-------	----	----	----

高齢者対応マーク 障がい者対応マーク



このマークは、当社における
ご高齢のお客さま・障がいをお持ちのお客さまへのサービスであることを
示しています。



トップメッセージ

TOP MESSAGE

平素より、三井住友海上あいおい生命に格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当社は今年で創業30年、三井住友海上あいおい生命と
なって15年の節目の年を迎えることができました。この節目
を迎えられたのも、ひとえに皆さまからのご支援とご信頼の
賜物であり、心より厚く御礼申し上げます。

これからも皆様に選ばれ続ける存在を目指し、2030年
に向けた新たな経営計画に取り組んでまいります。

近年、日本社会は少子高齢化や人口減少などにより、社会
の基本的な構造が変化しております。そのなかで、公的保障
制度の領域においても、医療・介護・年金（資産形成）を中心に
自助努力の必要性が高まっています。

当社は環境変化を踏まえ、介護・認知症に備える「介護保険
ケアCセレクト」および、短期の収入減少や長引くストレス・メンタル
疾患などの就労不能リスクに対応する「総合収入保障Wセレクト」
^{ワイド}をご提供しています。2026年3月には、医療技術の進歩
や治療実態の変化に対応して保障を拡充した「医療保険Aセ
レクトup」^{アップ}「医療保険Aセレクトup引受緩和型」^{アップ}を発売すること
で、お客さまの安心を支える保障をお届けしております。

これらの商品開発と併せて、病気の早期発見や従業員の
福利厚生をサポートするヘルスケアサービス「MSAケア」の
メニューを充実させ、「健康寿命の延伸」に努めてまいりました。

また、資産運用・資産形成・資産承継のニーズには、三井
住友海上プライマリー生命との提携販売を深化させることで、
資産寿命の延伸に寄与する取り組みを進めております。

当社は、「お客さま本位の業務運営」の下で、多様な人生設計
や価値観に寄り添った価値提供を行うことで、お客さまから
信頼され、選ばれ続ける生命保険会社を目指しております。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

取締役社長 赤木 匡

お客さまへの価値提供を拡大し、 信頼され、選ばれ続ける会社へ

POINT 1 ▶▶ 「お客さま本位の業務運営」の徹底

保険業界の信頼を揺るがす問題が発生するなか、当社では「お客さま本位の業務運営」を改めて徹底し、お客さまに「加入していて良かった」と思っていただける商品・サービスの開発や保険金・給付金の迅速かつ適切な支払いに努めてまいります。

2025年度には、電子決済サービスを経由した保険料などの入金対応や、有人チャットオペレーターによる新サービスなどを開始し、お客さまの利便性を高めました。

これからもお客さまにとって分かりやすく、使いやすく、安心してご利用いただける接点を広げ、よりサービスを充実させていきます。

POINT 2 ▶▶ お客さまへの高品質な価値提供

2022年に開始したヘルスケアサービス「MSAケア」は、病気の予防・早期発見、重症化・再発予防に資する30種以上のサービスメニューを準備しており、現在8万人を超えるお客さまと、約4,000社の企業の皆さまにご利用いただいています。

2025年度は脳の健康を支える「スマート脳ドック」の開始など、健康寿命の延伸に資するサポートを拡大することにより、「万への備え」から「日常の健康増進支援」まで幅広いサービス提供を進めてまいります。

POINT 3 ▶▶ 経営基盤の強化

弛まない生産性の向上や資産運用の高度化などによって創出した利益を、優れた商品・サービスの開発や、お客さまとの接点を強化する施策などに投資し、価値提供をさらに高めてまいります。

また、最大の経営資源である人財（社員）一人ひとりの力を引き出し、変革を実現する新たな企業風土を創造することで、持続的な成長を目指します。

結びに

2027年4月に、MS&ADグループにおいては三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の合併が予定されています。損害保険のお客さまに生命保険を提供するビジネスモデルを持つ当社としても、合併を契機にお客さまへの価値提供を一層強化してまいります。

今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

トピックス

がんゲノム医療に対応した新しい医療保険を発売

医療技術の進歩や治療実態の変化にともない、がんの治療は多様化しています。がんに関する自費診療や、「がんゲノム医療」に対応した新しい医療保険として、2026年3月2日、「&LIFE 医療保険Aセレクトup^{エースアップ}」、「&LIFE 医療保険Aセレクトup^{エースアップ}引受緩和型」を発売しました。本商品は、先進的ながん治療や検査にかかる経済的負担を軽減し、お客さま一人ひとりの希望に応じた治療の選択を支援します。

※「&LIFE 医療保険Aセレクトup^{エースアップ}」は「医療保険（無解約返戻金型）（25）無配当」の販売名称です。

※「&LIFE 医療保険Aセレクトup^{エースアップ}引受緩和型」は「引受基準緩和型医療保険（無解約返戻金型）（25）無配当」の販売名称です。

<新商品のポイント>

1. がん治療の選択を支える保障の新設

がんに関する自費診療や、がん遺伝子パネル検査に関わる費用など、先進的ながん治療に対応する保障を新設しました。これにより、がん治療の選択肢を広げ、早期快復を支えられるようになりました。

2. 三大疾病の保障を拡充

三大疾病（がん・心疾患・脳血管疾患）に該当する場合の一時金受け取り対象を拡大しました。これにより、治療に専念できる環境づくりを一層サポートできるようになりました。

3. 死亡時の保障を新設

解約返戻金をなくすことで割安な保険料で備えられる死亡保障を新設しました。

ライフスタイルに合わせて大きな保障を必要としない場合でもニーズに合わせて保障をご準備いただけます。



脳の健康をサポートする「スマート脳ドック」の提供を開始

脳の病気は人生に大きな影響を与えますが、脳ドックは手続きや費用の負担感から他の検査に比べ受診者が少ないのが現状です。発症すると復職まで長期間を要し、本人だけでなく企業にも大きな損失となります。そこで当社は、企業向けサービスとして、ヘルスケアプラットフォーム「MSAケア」に「スマート脳ドック」（株式会社ユカリア提供）を導入しました。本サービスにより脳ドックを受診する従業員の手続きや費用負担を軽減することができます。企業の福利厚生施策としてご活用いただくことで、従業員の健康意識向上と異常の早期発見につながり、企業にとっても従業員の休職リスクの軽減や労働生産性の維持が期待でき、従業員と企業双方にとって有益な健康サポートとなります。今後も当社は、「MSAケア」を通じて、企業と従業員双方にとって価値の高いヘルスケアサービスを提供してまいります。

特長1 手軽に受診

- ネットで受診予約
- 受付からお帰りまで30分
- 検査結果もPC / スマホからチェック



特長2 豊富な提携先

- 全国の提供施設の中から、希望の受診施設を予約時に選択可能
- 2025年3月時点で300以上の受診機関と提携



特長3 信頼の検査結果

- 受診場所によらず全国の脳の専門医がダブルチェック
- 1週間以内に検査結果が通知されます



特長4 低廉な受診料

- 一般的な脳ドックの受診費用（平均4.5万円）*よりも安価に受診可能



※2013年 人間ドックの価格調査（日本人間ドック健診協会）。なお、検査内容によって価格設定が異なります。

「UCDAアワード2025」の受賞について

一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会(UCDA)が主催する「UCDAアワード2025」において、当社募集サポートツール「必要保障額かくにんガイド」が、最優秀賞に該当する「UCDAアワード2025」を受賞しました。同賞は、企業・団体が生活者に発信するさまざまな情報を、産業・学術・生活者の集合知により開発した基準を使用して「第三者」が客観的に評価し、特に優れたコミュニケーションデザインを表彰するものです。当社は、お客さまの生命や財産にかかわる大切な情報を、正しく、わかりやすくお伝えし、エフォートレスな価値提供を実現すべく、各種募集資料等の制作を行っています。今後も、お客さまとの間に存在する「情報の非対称性」を踏まえ、当社の商品・サービスに関する情報が、お客さまにとって「見やすく」「わかりやすく」「伝わりやすい」ものとなるよう、努めてまいります。



「健康経営優良法人2026(ホワイト500)」に9年連続認定

経済産業省及び日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2026(大規模法人部門)」(ホワイト500)に、9年連続で認定されました。この認定は、社員の健康増進や職場環境整備への継続的な取り組みが高く評価された結果です。当社は、社員一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと働くことが、持続的成長と企業価値向上を支える経営基盤であると考え、「健康経営」を強力に推進しています。2026年度も引き続き、社内健康キャンペーン・イベントの開催や健康診断受診後のフォロー取り組みなどの各健康増進施策を強力に推進し、社員の健康意識のさらなる向上と健康関連指標の改善につなげてまいります。また、取引先への健康経営支援や地方公共団体との連携協定などの活動を通じて、各地域への健康経営の普及にも積極的に取り組んでまいります。

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。



地域と連携した取り組み

2025年5月、当社は青森県と包括連携協定を締結しました。激甚化する自然災害の現状を踏まえ、より多くの企業、より多くの地域住民への貢献を果たすべく、自治体固有の活動と連動し、地域課題の解決支援に取り組んでおります。当社は健康増進や金融教育等、地域社会の活性化に向けて、今後も全国各地でさまざまな取り組みを実施し、地域課題の解決に貢献してまいります。

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&AD インシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループは特色ある3つの国内損害保険会社と2つの国内生命保険会社を中心とした保険・金融グループです。「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」をミッションに掲げ、世界48の国・地域で海外事業を展開しています。グループの強みである多様性を活かし、地域密着からグローバルまで、お客さまのあらゆるニーズに対応した商品・サービスを提供しています。

ドメイン別事業概要

国内損害保険事業

国内シェアNo.1

正味収入保険料シェア(2025年度)
(出所) 各社公表数値より当社グループ調べ

グループ全体で多様なお客さまニーズへ万全に対応

MS&AD 三井住友海上

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

MS&AD 三井ダイレクト損保

国内生命保険事業

保険料等収入規模 損保系生保No.1

損害保険グループ傘下の生命保険会社の
保険料等収入ランキング(2025年度)
(出所) 各社公表数値より当社グループ調べ

異なる特長を持つ2社が強みを活かし、保障商品と
資産形成型商品を展開

MS&AD 三井住友海上あいおい生命

MS&AD 三井住友海上プライマリー生命

海外事業

ASEAN域内No.1

ASEAN総収入保険料ランキング
(出所) 最新の公表数値より当社グループ調べ

48の国・地域に海外ネットワークを構築し、ASEAN10カ国
に拠点を持つ損害保険グループ

MS Amlin MS FirstCapital

MS&AD Aioi Nissay Dowa Europe

金融サービス事業

新たな金融商品・サービスの開発や提供を通じて、
グループ総合力を発揮

MS&AD 三井住友海上キャピタル

社会課題へのソリューション事業

保険事業との強いシナジーが見込める
保険外事業・ソリューションを開発・展開

MS&AD MS&ADインターリスク総研

ミッション・ビジョン・バリュー

経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針(バリュー)

お客さま第一

誠 実

チームワーク

革 新

プロフェッショナリズム

グループ経営計画

目指す姿（定性目標）

2026年度から、当社グループは2030年度の「目指す姿」を描いた新たな経営計画をスタートさせました。グループの役割や社会的な責任が、これまで以上に重要になる中で、保険本来の価値提供を追求し、「お客さまから最も選ばれる保険・金融グループ」を目指して、成長と挑戦を続けていきます。

新たな経営計画では、不確実性が増す時代において、当社グループにお客さまの大切な未来を託していただくために、グループタグライン「Taking on Risk, Leading the World ～リスクに挑み、世界をリードする～」を掲げました。全役職員が、当社グループの役割や社会的責任を自覚し、価値観や行動をアップデートすることを通じて、ビジネスモデルを転換し、保険業界への信頼を取り戻すための変革をリードしていくことが何より大切だと考えています。

また、世界に広がるグループの事業基盤を最大限に活用し、お客さまに「最適な安心」「最高のエフォートレス体験」「最先端のソリューション」を提供することで、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えていきます。

当社グループは、将来的に目指す姿として1兆円の修正利益^(注)という目標を掲げました。目標達成に向けて、国内・海外の保険事業、資産運用、社会課題・地域課題を解決する新しいビジネス機会など、既存の枠組みを超えた挑戦をし続けることで、政策株式売却完了後の2030年度においても安定的かつ持続的な利益を創出できる、確かな事業構造を築いていきます。

(注) IFRS当期純利益に対して、キャッシュベースを重視した調整を加えた利益

2030年度に向けた取組姿勢



国内保険会社の取組姿勢

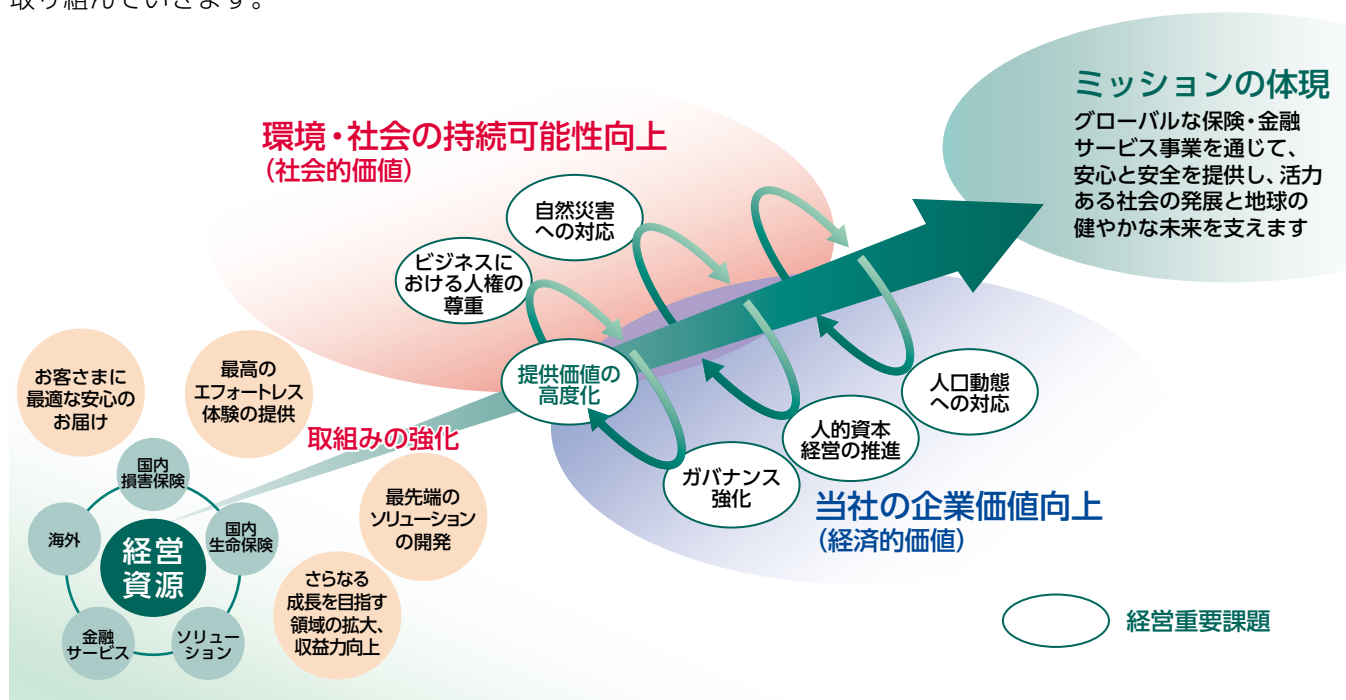
お客さまから最も選ばれる保険・金融グループ

グループタグライン

Taking on Risk, Leading the World
～リスクに挑み、世界をリードする～

提供価値の高度化によるミッションの体現

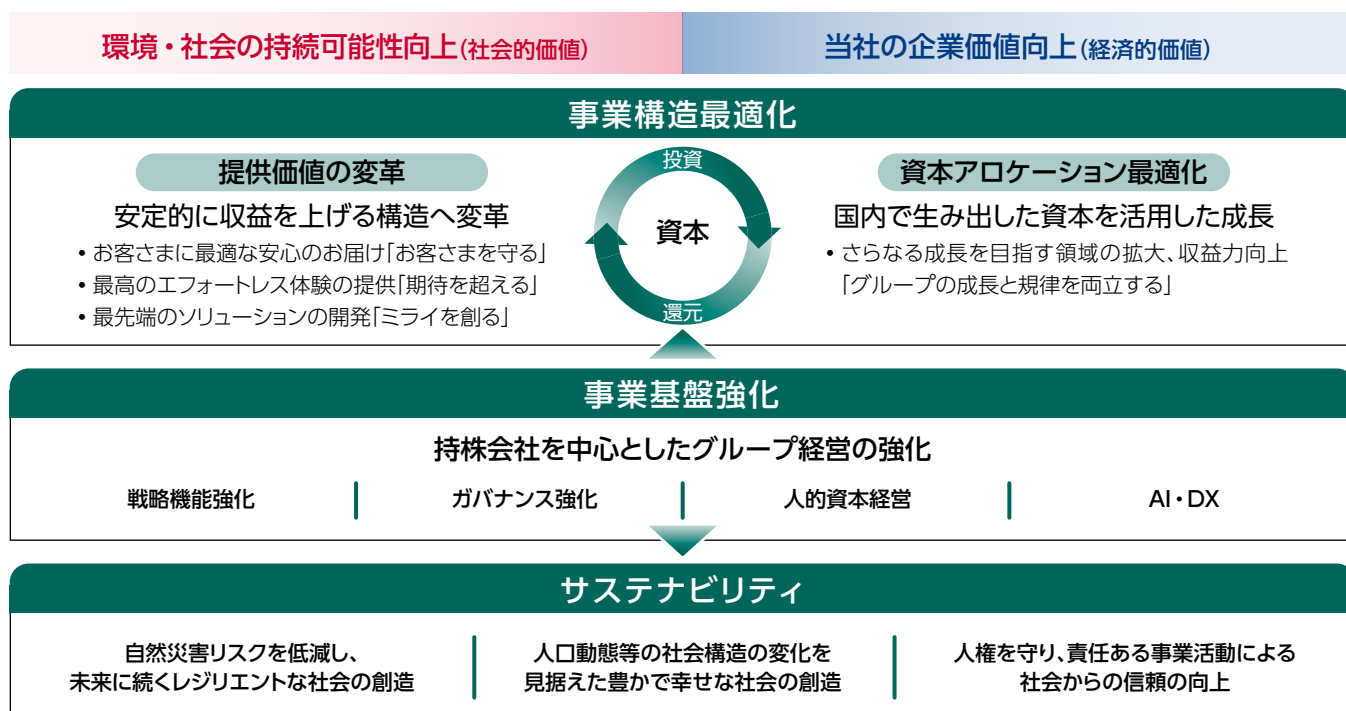
当社グループが社会インフラとしての保険を安定的・継続的に提供していくためには、経営重要課題を着実に解決し、安定的に利益を生み出し続けることが必要です。そのため、「環境・社会の持続可能性向上（社会的価値）」と「当社の企業価値向上（経済的価値）」を同時に実現していくことが不可欠であることを再確認し、「目指す姿」の実現に向けて取り組んでいきます。



お客さまからの持続的な支持拡大に向けた取組み

2029年度末までに政策株式の売却を完了させることを見据え、当社グループは、本業において安定的かつ持続的な利益を創出できる事業構造への転換を重要課題と認識しています。そのため、グループの提供価値を一層高め、資本のアロケーション（活用方法）を最適化することで、「事業構造そのものの強化」（事業構造最適化）に取り組んでいます。

また、「事業構造最適化」を推進するための基盤として、持株会社を中心としたグループ経営の強化、すなわち事業基盤を一層強化することを通じて、お客さまからの持続的な支持拡大に取り組んでいます。



目指す姿（定量目標）

政策株式売却完了後の2030年度においても、安定して8,000億円超の利益（修正利益）をあげる収益構造の確立（本業において利益を生み出す構造への転換）を実現していきます。

修正利益

2030年度

8,000億円

EPS成長率

2025年度～2030年度

11%（年率）

修正ROE

2030年度

11%以上

ESR

2030年度

180%以上

▶ 2030年度の修正利益目標（事業ドメイン別の内訳）

項目	2025年度 （実績）	2030年度 （見通し）	将来的に 目指す姿
修正利益（グループ）	9,187	8,000	10,000
政策株式売却益	3,933	—	—
除く政策株式売却益	5,255	8,000	10,000
国内損害保険事業	1,776	2,400	—
国内生命保険事業	501	1,000	—
海外事業	2,961	4,200	—
金融サービス事業	62	300	—
社会課題へのソリューション事業	▲46	100	—

▶ 【参考】「目指す姿（定量目標）」の実現に向けたKPIの定義

修正利益 ^(注1)	=	当期利益	+	政策株式売却損益 純投資株式売却損益 ^(注2)	-	市況変動影響 ^(注3) 新契約費繰延影響 ^(注4) 新契約費繰延影響 ^(注5)	-	その他特殊要因 ^(注6) （のれんの減損等）
修正純資産 ^(注1)	=	連結純資産	-	含み損益（AOCI） ^(注7)	-	のれん・企業結合に 係る無形資産		
修正ROE	=	修正利益 ^(注1)	÷	修正純資産 ^(注1)				

（注1）各調整額は税引後

（注2）FVOCI指定した純投資株式に係る売却損益

（注3）金融資産に係る当期評価損益・為替損益を除外（売却損益は除外しない）、三井住友海上プライマリー生命は保険負債に係る市況変動影響等も除外

（注4）海外事業、金融サービス事業等は調整しない

（注5）三井住友海上プライマリー生命は調整しない

（注6）企業結合に係る無形資産の償却費・減損を含む

（注7）金融資産および保険負債に係る含み損益（政策株式・純投資株式に係る含み損益を除く）を控除

EPS成長率	EPS（右記） の成長率	EPS	=	修正利益 （除く政策株式売却損益）	÷	発行済株式総数 （除く自己株式数）
ESR		時価純資産	÷	統合リスク量		

経営・戦略について

三井住友海上あいおい生命の目指す姿

当社はMS&ADインシュアランス グループの一員として、「経営理念(ミッション)」「経営ビジョン」「行動指針(バリュー)」を目指す姿に掲げ、全役職員が共有しています(7ページ MS&ADインシュアランス グループについて「目指す姿」参照)。

また、「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を定め、上記「行動指針(バリュー)」の具体的な活動を示すとともに、経営計画では、「お客さまへの価値提供を拡大し、信頼され、選ばれ続けるMSA生命」の目指す姿の実現に向けて、事業活動に取り組んでいきます。

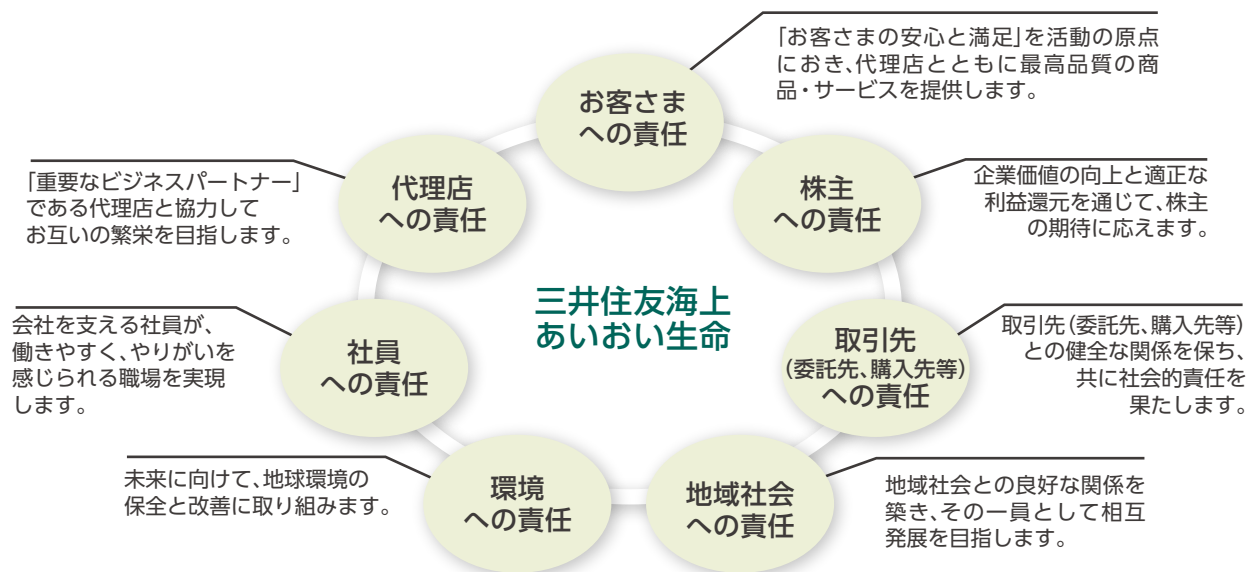
三井住友海上あいおい生命 行動憲章

わたしたちは、保険事業の社会性・公共性を原点として、

- お客さまに安心と満足をお届けすることを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、適切かつ積極的に広く情報の開示を行い、

社会の誰からも信頼され、すべての社員が誇りに思える会社を目指します。

わたしたちは、企業の社会的責任として、次の7つの責任を果たします。



経営計画

2030年度
目指す姿

「お客さまへの価値提供を拡大し、信頼され、選ばれ続けるMSA生命」

特長のある保障内容やヘルスケアサービスをはじめとした優れた商品・サービスの提供、迅速で便利な契約・事務手続きなどのエフォートレスな顧客体験を提供することにより、より多くのお客さまから信頼をいただくことで目指す姿を実現します。

お客さま本位の業務運営について

当社は、MS&ADインシュアランスグループが掲げる「経営理念(ミッション)」「経営ビジョン」「行動指針(バリュー)」のもと、「健康で安心な暮らしを支える生命保険会社」として、「お客さまの安心と満足」を活動の原点において、「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定しています。

なお、本方針は、「消費者志向自主宣言」でもあり、当社は消費者志向経営にも誠実に取り組んでいます。

お客さま本位の業務運営に関する方針

方針1. お客さまの最善の利益を追求する「お客さま本位」の業務運営を行います

当社は、誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益と健全な経営の両立を目指し、コンプライアンスと一体で「お客さま本位」の業務運営を行います。

- (1) 行動指針として掲げる5つのバリュー※を常に意識して行動します。
- (2) 社会環境の変化に対応するとともに、ご高齢のお客さまを含むあらゆる世代のお客さまや障がいのあるお客さま等、一人ひとりのお客さまに寄り添った業務運営を行います。

※5つのバリュー：お客さま第一、誠実、チームワーク、革新、プロフェッショナリズム

方針2. お客さまに「加入して良かった」と思っただけの商品・サービスを開発します

当社は、お客さまに「加入して良かった」と思っただけの商品・サービスを提供できるよう取り組みます。

- (1) わかりやすく、お客さまのニーズを踏まえた商品・サービスを開発します。
- (2) 社会環境の変化や健康志向の高まり等に迅速かつ柔軟に対応した、社会課題解決に資する商品・サービスを開発します。
- (3) 商品発売後も継続的に、お客さまのニーズや社会環境等の変化を捉え、商品・サービスを改善します。

方針3. お客さまの視点に立った保険募集を行います

当社は、お客さまのニーズに沿った最適な商品・サービスを提供できるよう、適正な保険募集を行います。

- (1) 適切な商品をお選びいただくため、ライフプランやご契約の目的、公的保険制度等を総合的に勘案し、ご意向を踏まえた提案を行います。
- (2) 商品内容および投資性商品に関するリスク等を含む商品特性やその商品を提案する理由について、十分理解いただけるよう、わかりやすく丁寧に説明します。

方針4. お客さまの大切なご契約を適切に管理します

当社は、お客さまの情報も含め、大切なご契約を適切に管理します。

- (1) ご加入後も、ご契約内容の確認や各種情報提供等のアフターフォローを定期的・継続的にを行います。
- (2) ご加入後の手続きについて、利便性向上に取り組めます。
- (3) お預かりした保険料について、財務の健全性に留意した資産運用を行います。

方針5. 保険金・給付金等を迅速かつ適切にお支払いします

当社は、保険金・給付金等を迅速・適切にお支払いするために、お客さまへのわかりやすい説明と事務態勢の構築・利便性向上に取り組めます。

- (1) 保険金・給付金等をもれなくお支払いするために、ご契約内容について定期的に確認いただくよう取り組みます。
- (2) 保険金・給付金等をわかりやすく簡便な手続きでお支払いできるように取り組みます。

方針6. お客さまの利益を不当に害さないよう適切に業務を行います

当社は、お客さまの利益を不当に害さないことに高い意識と価値観を持ち、適切な業務運営を行います。

- (1) 保険業法だけでなく、業務に関連する法令を十分に理解し、あらゆる場面で遵守します。
- (2) お客さま全体の利益を守るべく、不正請求や過当要求に対して毅然として対応します。
- (3) 利益相反のおそれがある取引を適切に管理します。

方針7. お客さまの声を業務運営の改善に活かします

当社は、お客さまの声に対し迅速・適切な対応を行います。

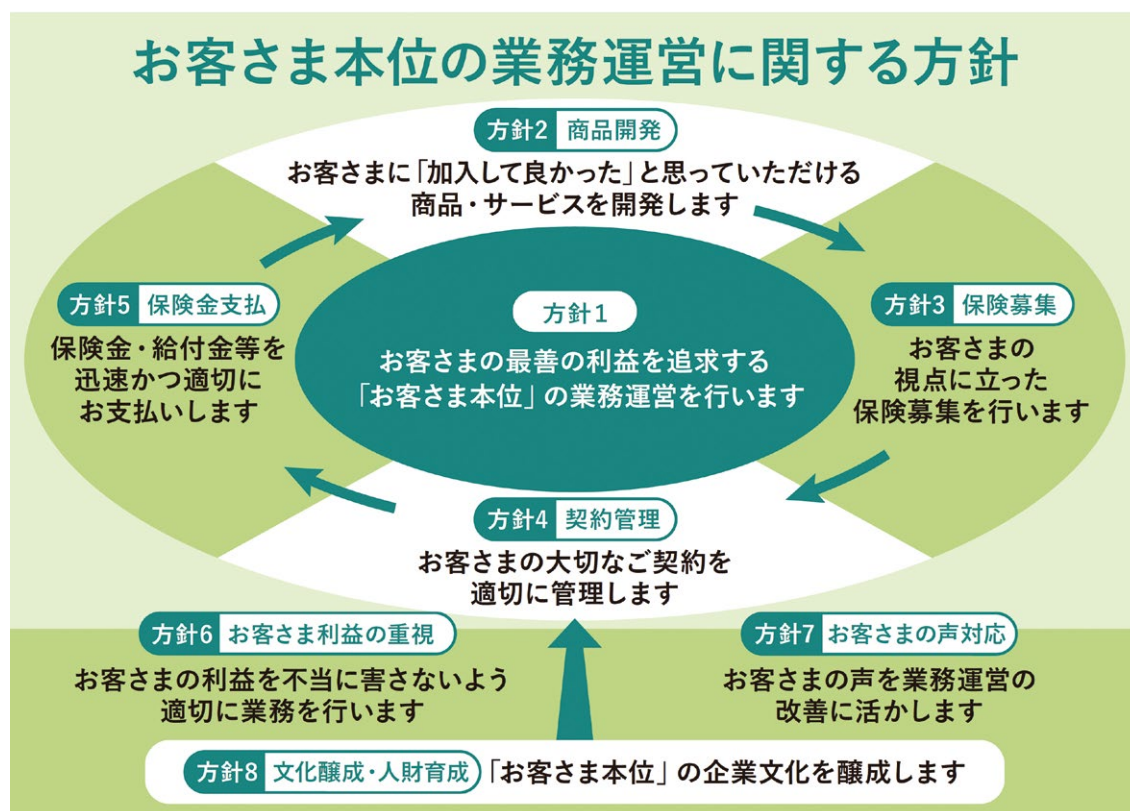
- (1) より多くのお客さまの声を収集します。
- (2) お客さまの声に基づき、真摯に業務改善に取り組めます。

方針8. 「お客さま本位」の企業文化を醸成します

当社は、法令遵守にとどまらない高い倫理観のもと、社員・代理店への教育等を通じて「お客さま本位」の企業文化を醸成します。

お客さま本位の業務運営に関する方針の全体像

お客さまの最善の利益を追求し、「加入して良かった(加入していて良かった)」と思っていただける会社を目指します。お客さま・社会から信頼される企業として成長し続けるため、「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組みをさらに推進してまいります。



本方針の定着を図るため、取組状況を客観的に評価する成果指標:KPI (Key Performance Indicatorの略)を設定し、2026年5月には、2025年度の具体的取組状況とともに各指標の2025年度末状況を公表しました。各方針の主な具体的取組等につきましては、オフィシャルサイトをご覧ください。

2026年度お客さま本位の業務運営に関するKPI

当社では、お客さま本位の業務運営に関する取組状況を評価するためのKPIを定め、取組みを進めています。2026年度から指標の見直しを行い、次の7指標とします。

①お客さまの数(保有契約件数)	②当社のNPS
③当社の商品・サービスへの満足度	④代理店・募集人の対応・サービスへの満足度
⑤ご契約加入時の満足度	⑥契約後のアフターフォロー満足度
⑦給付金お支払時の満足度	

※②～⑦は当社が実施する「お客さまWebアンケート」の該当する質問の結果を集計しています。

※「当社のNPS」は、お客さまWebアンケートの「当社をどの程度ご家族や友人にお勧めしたいと思いますか」の質問に対する11段階の評価結果から、次の算式により求めた指標です。

[推奨者の割合(9～10評価)] - [批判者の割合(0～6評価)]

NPSは、ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、ナイス・システムズ(旧サトメトリックス・システムズ)の登録商標です。

成長実現に向けたストーリー

変える、挑む、実現する

社員一人ひとりが主体的に行動するマインド変革と積極的なチャレンジを評価する企業風土の定着

お客さまに届ける

国内最大損保基盤を有する強みを活かし、より多くのお客さまに当社が自ら価値提供する独自の販売モデルを新たに構築

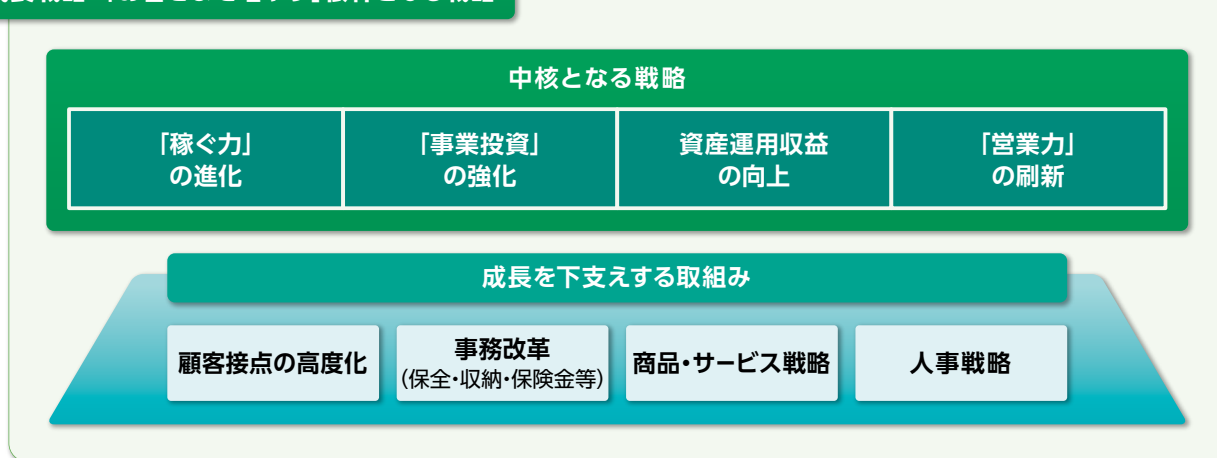
お客さまを増やす

お客さま満足度向上による契約維持と、お客さまの家族等への当社サービスの紹介が拡大することによって、保有契約を飛躍的に拡大

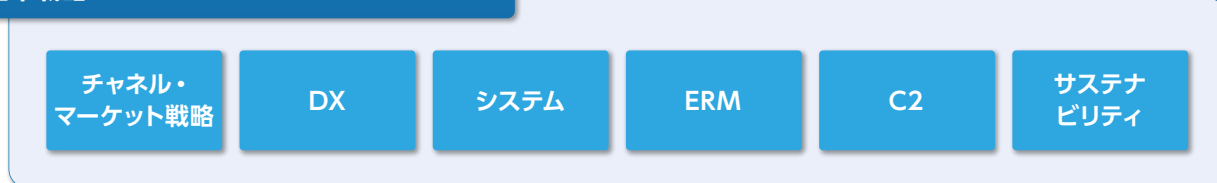
戦略の全体像

「お客さま本位の業務運営」の下、目指す姿の実現に向けた各戦略を実行

成長戦略：「お客さまを増やす」根幹となる戦略



基本戦略



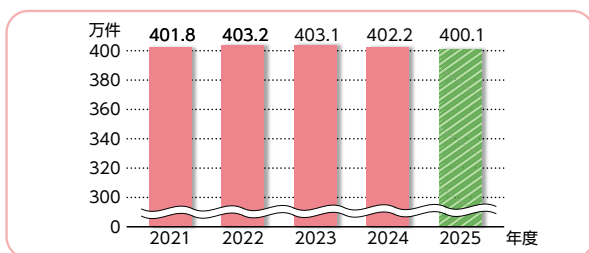
代表的な経営指標

代表的な経営指標について、2025年度の状況は以下のとおりです。

お客さまの数(保有契約件数)

400.1 万件(個人保険・個人年金保険)

【お客さまの数の推移】

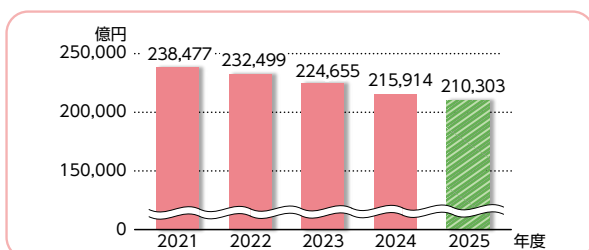


保有契約高

21兆303 億円(個人保険・個人年金保険)

個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計です(例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総合計)。

【保有契約高の推移】



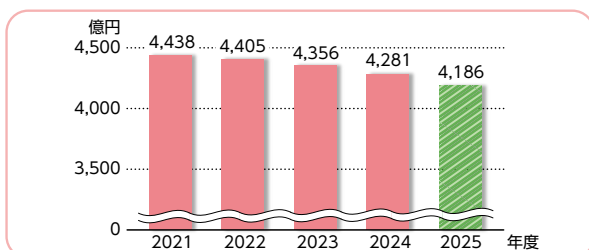
※ 団体保険を含む保有契約高は、31兆2,656億円

保有契約年換算保険料

4,186 億円(個人保険・個人年金保険)

月払や一時払等、さまざまな支払方法で受け取った保険料を1年分に換算した保険料の総合計です(例えば、一時払契約では受け取った保険料を保険期間で除した金額)。

【保有契約年換算保険料の推移】



基礎利益と経常損失(△)

基礎利益 **417** 億円 経常損失(△) **△763** 億円

「基礎利益」とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つです。

ここでいう保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用による収益から保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

また、「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものが「経常利益」となります。

$$\begin{array}{l} \text{経常損失}(\Delta) \\ \Delta 763 \text{ 億円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基礎利益} + \text{キャピタル損益} + \text{臨時損益} \\ 417 \text{ 億円} \quad \Delta 1,177 \text{ 億円} \quad \Delta 4 \text{ 億円} \end{array}$$

【逆ざやの状況】

「逆ざや」状態ではありません。

保険料の計算にあたって、資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。

そのため、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)を運用収益などで確保する必要があり、この予定利息分を運用収益などでまかなえている状態を「順ざや」、まかなえていない状態を「逆ざや」といいます。

2024年度より順ざや(53億円)に転じ、2025年度では13億円の順ざや、基礎利益417億円を確保しています。

$$\begin{aligned} \text{逆ざや額} &= (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^{※1}) \\ &\quad - \text{平均予定利率}^{※2}) \\ &\quad \times \text{一般勘定責任準備金}^{※3}) \end{aligned}$$

※1「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2「平均予定利率」とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3「一般勘定責任準備金」は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1/2$$

当期純損失(△)

△519 億円

2024年度に比べ815億円減少し、519億円の当期純損失となりました。

資本金

855 億円

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社が100%出資する子会社であり、2025年度末は、855億円です。

総資産

5兆1,564 億円

2024年度末の5兆1,872億円から0.6%減少し、2025年度末は、5兆1,564億円です。

有価証券残高

4兆7,070 億円

総資産に占める有価証券残高の比率は91.3%です。有価証券残高のうち85.7%にあたる4兆328億円を国債・地方債・社債で運用しています。132ページに「VI.4. (1) ①b. 当社の運用方針」を掲載していますので、ご参照ください。

貸付金残高

637 億円

総資産に占める貸付金残高の比率は1.2%であり、また、いわゆる不良債権に該当するものではありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。108ページに「V.5. 保険業法に基づく債権の状況」を掲載していますので、ご参照ください。

責任準備金残高

4兆5,661 億円

生命保険会社が将来の保険金などの支払いを着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金の残高のことです。

当社の格付け(2026年7月1日現在)

AA

格付投資情報センター (R&I)
保険金支払能力格付け

ソルベンシー・マージン比率

—

令和7年金融庁告示第74条に基づき、2025年度決算より計算基準の見直しが行われます。
2025年度数値は、2026年10月末までに別途公表する予定としております。

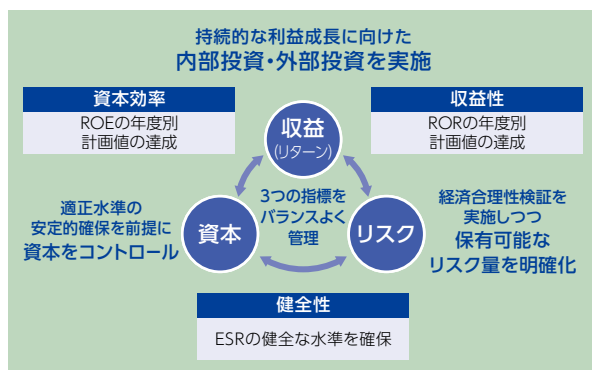
企業価値創造を支える仕組み

ERMの推進

MS&ADインシュアランス グループでは、ERM (Enterprise Risk Management) サイクルをグループ経営のベースにおき、健全性の確保を前提として、収益力および資本効率の向上のための取組みを行っています。リスク選好方針等を踏まえて各事業への資本配賦を行い、配賦した資本を活用してリスクテイクを実施し、ROR (Return On Risk) 等のモニタリングを通じて、適切なリスクコントロールを行っています。当社でも、ERMを経営計画における基本戦略と位置付け、ERM態勢の強化を図っていきます。

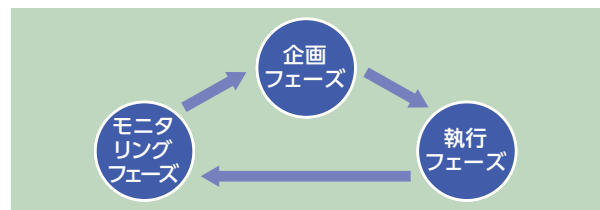
【リスク・リターン・資本の一体管理】

経営ビジョンを実現するため、グループリスク選好方針に沿った経営計画を策定の上、ERMサイクルをベースにリスク・リターン・資本を一体的に管理し、健全性の確保、資本効率およびリスク対比リターンの向上を図っています。



【ERMサイクル】

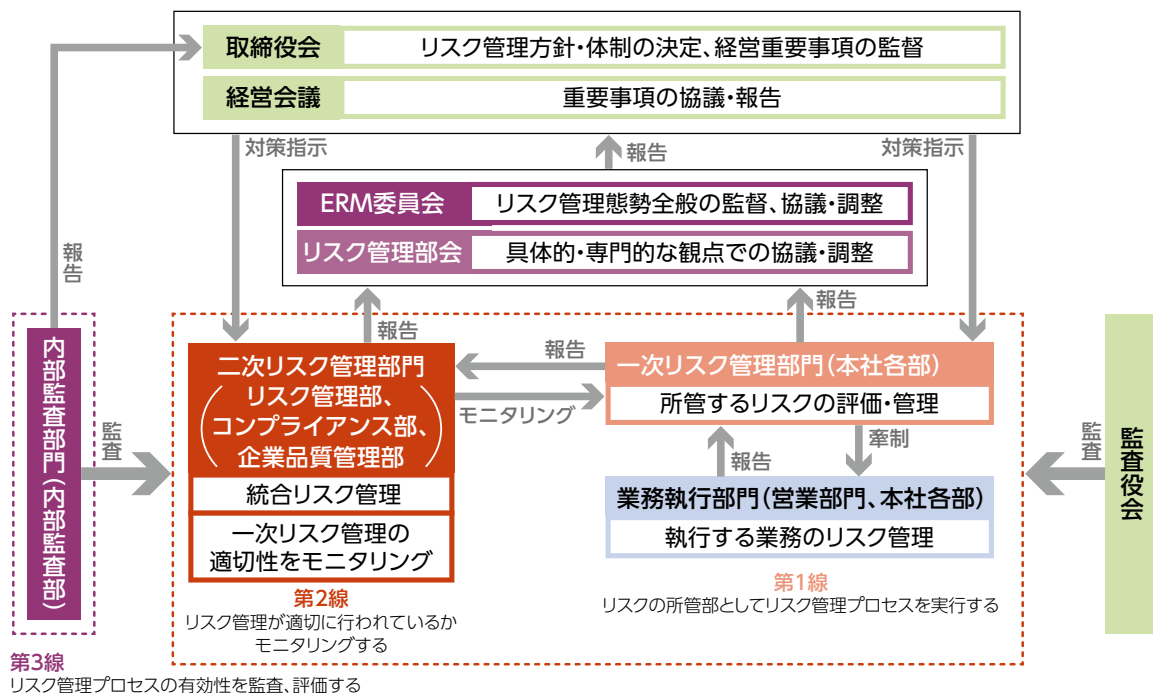
企画フェーズ	①リスク選好方針等を踏まえた戦略の策定、保有可能なリスク量を確認した上で資本配賦額の設定を行います。
執行フェーズ	②資本配賦額等をベースに、リスクリミットの範囲内でリスクテイクを実施します。
モニタリングフェーズ	③財務の健全性、収益性および資本効率等について定期的なモニタリングを行います。 ④モニタリング結果を踏まえ、必要な対応策等を検討・実行します。



リスク管理の取組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような中で経営ビジョンの実現に向け当社が抱えるさまざまなリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することを目的に、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】



リスクの内容

●保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
●資産運用リスク	
①市場リスク	金利・株価・為替などの変化により保有資産や負債の価値が変動し、損失を被るリスク
②信用リスク	与信先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少または消失し、損失を被るリスク
③不動産投資リスク	賃貸料の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、または不動産市況の変化等により不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
●流動性リスク	
①資金繰りリスク	当社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、または巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク
②市場流動性リスク	市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク
●コンダクト・オペレーショナルリスク	
○コンダクトリスク	当社の業務運営における役職員等の行動が、お客さま等のステークホルダーの合理的な期待に沿わない状況にあることにより、ステークホルダーに不利益が生じ、企業価値の毀損や社会的信用の低下が生じるリスク
○オペレーショナルリスク	以下10のリスクからなる
①事務リスク	役職員等が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
②戦略リスク	事業戦略、営業施策、保険商品・サービス等の開発・改廃、新しい業務プロセスの設計・新システムの開発等が会社方針に整合していないこと、またはその実行の結果が当初の計画、目標から大きく乖離すること等により損失を被るリスク
③情報資産リスク	情報の毀損、改ざん、漏えい等により損失を被るリスク、およびコンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク（システムリスク）
④法務リスク	業務執行における役職員の作為・不作為により当社または役職員が法令に違反するリスク
⑤事故・災害リスク	自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、または第三者に対する賠償責任を負うリスク
⑥風評リスク	風説の流布や根拠のない情報の拡散等により、当社の評判が低下するリスク
⑦人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇・職場環境等の問題）、差別的行為（ハラスメント等）等により人財が流出する、あるいはエンゲージメントが低下するリスク
⑧人権リスク	事業活動の過程で、人権を侵害するリスク
⑨外部委託リスク	当社以外の第三者に委託した業務（再委託先以降の業務を含む）が適切に行われず、当社の業務を正常に運営できないことにより、お客さまが不利益を被るあるいは当社が損失を被るリスク
⑩関連会社リスク	関連会社に委託した業務運営が適切に行われないことにより、当社の業務品質や健全性を脅かすリスク

ストレステストの実施について

市場リスクや保険引受リスク（予定発生率リスク、予定利率リスク）等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や発生率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレステスト」を定期的の実施しています。テスト結果は、ERM委員会等に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

リスク管理体制

取締役会は、全社のリスク管理を統括する二次リスク管理部門とERM委員会を設置し、重要なリスク情報はERM委員会での審議を通じて、取締役会等に報告される体制を取っています。

また、リスク管理を適切に行うために、第1線、第2線、第3線に役割・責任を分けた組織・体制の「3ラインディフェンス」態勢を構築しています。

第1線は、営業部門と本社各部が担っています。本社各部は一次リスク管理部門として、所管する業務に係るリスクを直接コントロールし、二次リスク管理部門や経営等に、把握したリスクやリスク管理の状況を報告しています。

第2線は、二次リスク管理部門であるリスク管理部が担っています。本社各部による一次リスク管理のモニタリングを行い、定量・定性両面から統合リスク管理を行い、ERM委員会等へその結果を報告しています。

第3線は、内部監査部門である内部監査部が担っており、第1線、第2線で実施されているプロセスの有効性を、内部監査により評価しています。

統合リスク管理

当社は、多様なリスクを総合的に把握し、リスクへの対応を漏れなく行うこと、重要なリスクへ優先的かつ重点的に対応すること、必要な資本を確保することを目的として、定量・定性の両面から当社全体のリスク状況を管理する統合リスク管理を行っています。

定量的な管理

「保険引受リスク」や「資産運用リスク」などのリスク量を確率論的手法(VaR)^(※)により計量し、会社全体のリスク量として統合の上、経営体力(資本)と対比することで、資本が十分に確保されているかを把握・管理しています。

上記のほか、ストレステストとして、大規模な自然災害の発生による死亡率の悪化や資産運用に係る著しい環境変化等を想定して、ストレス発生時の影響を確認しています(前ページ参照)。

※ バリュースコア・リスク＝一定の確率のもとで被る可能性のある予想最大損失額

定性的な管理

当社のリスク特性や外的環境の変化等を踏まえ、毎年想定されるリスクを洗い出し、重点的に対応すべきリスクを明確にしています。経営への影響度が高い場合は、そのリスクの所管部がリスク管理の取組計画を策定し、二次リスク管理部門でその取組状況等のモニタリングを行い、ERM委員会および取締役会にその結果を報告しています。

再保険に関するリスク管理体制について

●再保険方針

取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

●再保険カバーの入手方法

財務状況等を踏まえて再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

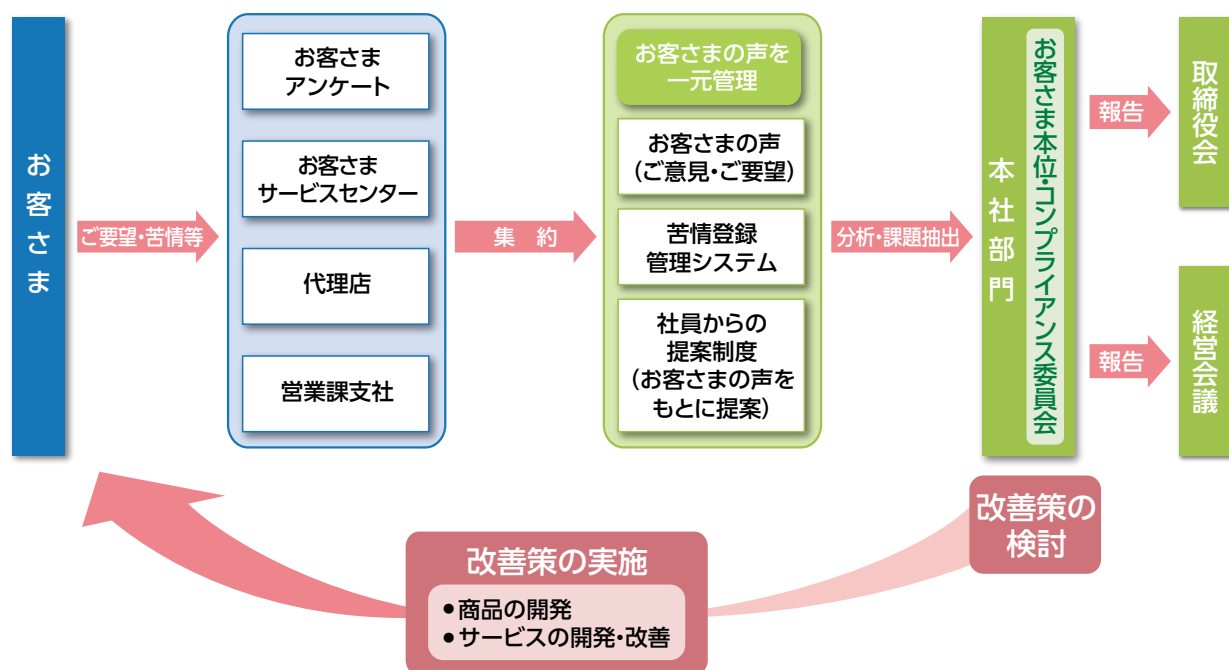
お客さまの安心と満足度向上に向けた取組み

当社は「お客さまの声対応方針」に則り、お客さまの安心と満足を実現するために、全社員がお客さまの声（ご意見・ご要望）を真摯に受けとめ、商品・サービスの開発・改善に活かす仕組みを整えています。

お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客さまアンケート、お客さまサービスセンター、代理店、社員等を通じて寄せられたお客さまの声は、それぞれの窓口や担当部門で集約します。集約したお客さまの声は、企業品質管理部が分析・課題の抽出を行い、お客さまの声に最大の価値観をおいた改善策を検討しています。

さらに、全社的な品質向上を推進するために、役員・本社部門の部長により構成される「お客さま本位・コンプライアンス委員会」を設置しています。同委員会では、本社部門の改善策の検討結果や全社的なお客さま満足度向上の取組状況について確認し、部門横断的・全社的な課題の検討や改善の指示を行い、継続的な品質向上の取組みを進めています。



(1) 「お客さまサービスセンター」でお受けするお客さまの声

「お客さまサービスセンター」では、お客さまから保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご意見・ご相談を、電話やオフィシャルサイト等でお受けしています。お受けしたご意見は集約・分析し、ご満足いただける商品・サービスをご提供できるよう本社部門が中心となり改善に取り組んでいます。

(2) 苦情登録・管理システムによる苦情の一元管理

苦情を「お客さまからの不満足の実態」と定義しています。発生した苦情を一元管理する苦情登録・管理システムを社内イントラネット上に構築し、不満足を感じられたお客さまに対して、迅速・丁寧に対応する仕組みを整えています。また、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善に取り組み、ご不満の未然防止に努めています。

2025年度 苦情件数：2,455件

* 苦情件数の内訳は、93ページに掲載されています【Ⅲ.3-(2)相談（照会、苦情）の件数】をご参照ください。

(3) 社員からの提案制度による改善取組

お客さま満足度の向上・企業価値のさらなる向上を目指し、社員からの提案制度を構築しています。

同制度は、社員がお客さまや代理店から寄せられた声をもとに、自らの職場で解決できない課題や、企業価値の向上に対するアイデアを提案し、本社部門が改善策を検討して改善する仕組みです。

2025年度 提案件数:2,385件、改善件数:642件

(4) お客さまアンケートの実施

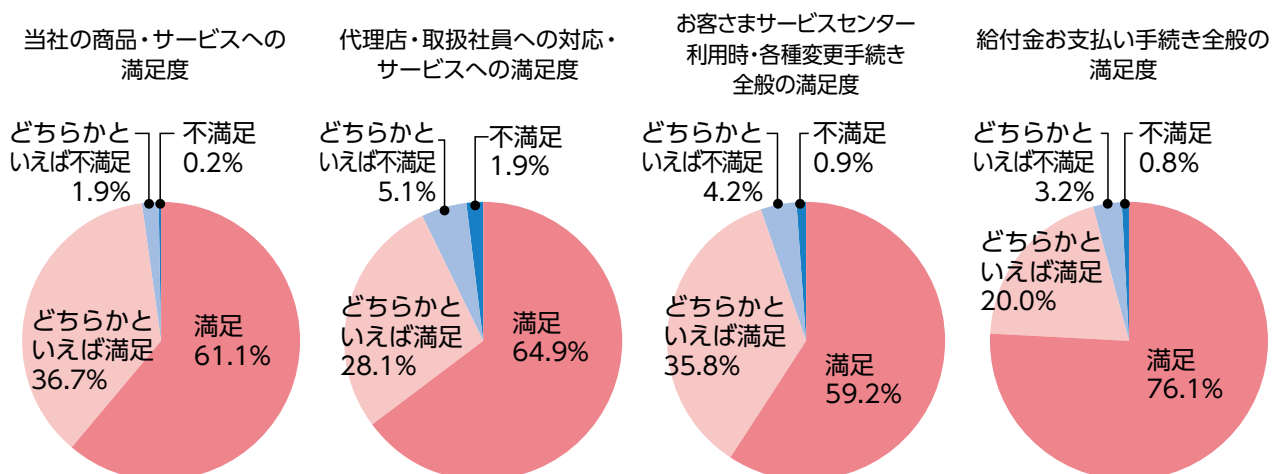
より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、お客さまアンケートを実施しています。

アンケート結果は、業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。

【お客さまアンケートの主な内容】

アンケートのご案内方法	お伺いする内容	ご回答数
専用のWebサイトでアンケートを実施。 URLを掲載したご案内を下記の書類送付時に同封しているほか、LINE公式アカウント等での発信や代理店経由でも案内。 ●年に一度ご案内する「ご契約内容のお知らせ」 ●ご加入時にお届けする「保険証券」 ●ご契約後の各種変更手続き書類 ●給付金関連書類	商品・サービスや代理店・取扱社員の対応・サービス等ご契約全般の満足度について	102,364件 2025年4月～2026年3月まで実施
	<ご契約手続き時> 契約時の商品・サービスの説明や申込手続きのわかりやすさの満足度について	
	<各種変更手続き時> お客さまサービスセンター利用時のコミュニケーションの電話対応や各種変更手続き書類記入方法のわかりやすさ、手続き全般の満足度について	
	<給付金お支払い手続き時> 給付金手続きのご説明や書類のわかりやすさ、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度について	

【お客さまへのアンケート結果 抜粋】



* 記載のデータは、端数処理の関係上、合計が100.0%にならない場合があります。

お客さまの声を活かした改善例



お客さまの声

モバイル決済で保険料を支払えるようにしてほしい。

お客さまの声をもとに改善

保険料のお引き落としができなかった2回目以降の保険料や立替金・契約者貸付のご返済等において、これまでの銀行振込、コンビニ決済に加え、スマホ決済(PayPay)、Pay-easy(ペイジー)も選択可能とし、お客さまの多様なニーズに対応できるようにしました。(2025年8月)



お客さまの声

郵送されるご契約内容のお知らせをWebでも確認したい。

お客さまの声をもとに改善

お客さまWebサービスに登録済の個人契約のお客さまは、毎年当社から郵送する「ご契約内容のお知らせ」をWeb上でも確認いただけるようにしました。また、Web上でそのまま住所変更等、所定の手続きをしていただくことも可能です。(2025年8月)



お客さまの声

クレジットカード情報を郵送した際に、会社に届いたかどうか確認できるようにしてほしい。

お客さまの声をもとに改善

お客さまから当社に「生命保険料 クレジットカード支払申込書(新契約用)」を送付いただく際に、配達状況を確認できる特定記録郵便をご利用いただけるようにしました。(2025年11月)



お客さまの声

保険金・給付金請求時の必要書類の提出基準を簡略化してほしい。

お客さまの声をもとに改善

保険金・給付金等請求時の必要書類について、公的書類(戸籍謄本、住民票、印鑑証明書等)の提出基準を緩和しました。(2026年2月)

苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

当社は、国際規格「ISO10002（品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針）」に適合した苦情対応マネジメントシステムを2012年4月に構築し、お客さまの声を基点とした自主的な改善活動に取り組んでいます。2019年3月にMS&ADインターリスก์総研株式会社よりISO10002規格に適合している旨の評価を受けております。また、最新規格ISO10002:2018に基づき自己評価を行っています。今後もお客さまの声を幅広くお伺いするとともに、寄せられたすべてのお客さまの声に真摯に耳を傾け、「お客さま満足度の向上」のための取組みを推進していきます。

「ISO10002」（苦情対応マネジメントシステム）の概要

- 「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、適用するためのガイドラインを示した規格です。
- マネジメントシステムの構築や運用について当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

お客さまの声対応方針

基本理念

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。）は経営理念に基づき、苦情等を含むお客さまの声対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取組みを推進していきます。

〈お客さまの定義〉

本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上あいおい生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

〈お客さまの声の定義〉

本方針におけるお客さまの声の定義は、「お客さまから寄せられたすべての声（問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等）」とします。

このうち、苦情の定義は「お客さまからの不満足の実証」とします。

また、「苦情等」とは、お客さまの声のうち「問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争」を指します。

行動指針

〈基本姿勢〉

- 全役職員は、お客さまから寄せられたすべての声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行います。
- 全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するための重要な情報である」と認識します。
- 全役職員は、お客さまの声に関する情報を収集分析し、苦情の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈苦情等対応管理態勢〉

- 苦情等対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- 苦情等対応に関する取組および個別具体的な対応については、「お客さまの声対応マネジメントシステム基本規程」および「お客さまの声対応マニュアル」に詳細を規定します。

〈組織体制〉

- 苦情等対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情等対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情等対応管理部門を所管する役員を苦情等対応管理責任者として任命します。
- 取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、経営会議等で十分な審議を行います。
- 苦情等対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う苦情等対応管理部門を設置します。

〈取組方針・計画の立案と実践〉

- 経営計画および苦情等対応管理部門の部門計画において、苦情等対応に関する取組方針・計画を定め、同方針・計画にしたがって取組みを進めます。

〈周知徹底〉

- 全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情等の対応を可能とする教育・指導を行います。

〈情報共有・記録保存〉

- 取締役会、経営会議等、苦情等対応に関する最高責任者、苦情等対応管理責任者、苦情等対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情等対応に関する情報を適時適切に共有し、記録・保存します。
- 苦情等対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情等対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

〈苦情等の分析と活用〉

- 取締役会、経営会議等は苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取組や業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- 全部門が、苦情等対応に関する情報を収集分析し、苦情の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈監査〉

- 内部監査部門は、苦情等対応に関する取組について定期的に監査を行います。監査結果を、監査対象部門へ通知し、取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に情報提供します。

〈是正措置等の検討と実施〉

- 苦情等対応管理態勢、個別具体的な苦情等対応、およびこれに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

〈説明責任〉

- 苦情等の受付状況、主たる苦情等の概要、改善施策については、社内外に適時適切に開示し、説明責任を果たします。

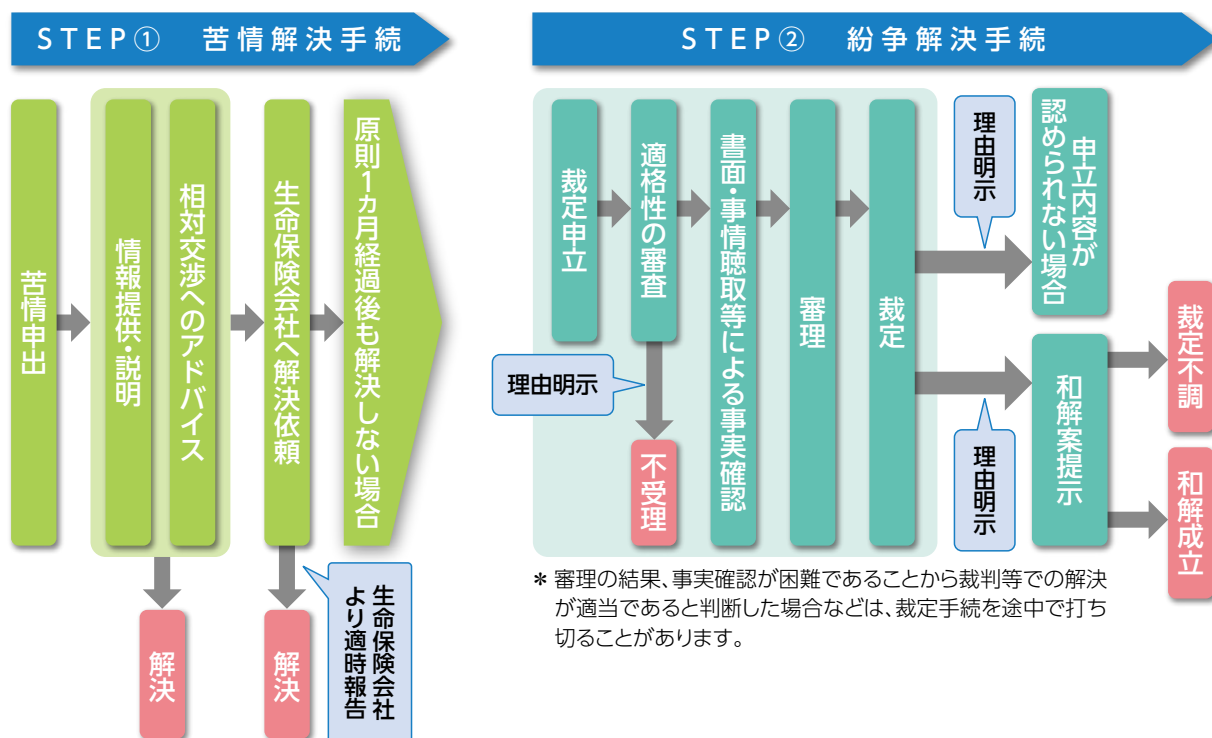
金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について

～ 生命保険相談所のご案内 ～

- 2010年10月1日から、金融分野の裁判外紛争解決制度として金融ADR制度が開始されました。本制度は、金融商品やサービスの苦情に対する確に対応する体制作りを通じて、利用者保護の充実を図ることを目的としています。
- 「一般社団法人生命保険協会」は保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。
 - (1) 一般社団法人生命保険協会生命保険相談所では、電話・来訪・相談フォームで生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国に50ヵ所の「連絡所」を設置しています。
 - (2) なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

【生命保険協会における苦情受付～裁定審査会までの流れ～】

*詳細は生命保険協会ホームページをご参照ください。



ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

生命保険相談所

TEL: 03-3286-2648

受付時間: 9:00 ~ 17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/contact/about/>

より良い品質を目指す取組み

生命保険はカタチのない商品。だからこそ、お客さまに保険証券という「安心」をできるだけ早くお届けすることが大切だと考えています。また、保険金・給付金、解約返戻金のお支払いも同様に考えています。

当社は、保険証券、保険金・給付金、解約返戻金をお届けする日数を「安心お届け日数」とし、お客さまに1日でも早く「安心」をお届けできるよう取り組んでいます。

安心お届け日数(新契約成立日数・平均)

お客さまの申込日の翌日から契約が成立する日までの営業日数の平均値を「新契約成立日数」と設定し、これを安心お届け日数(新契約成立日数・平均) ^(※)としています。

なお、「特別条件付契約」「承諾保留申込契約」「仮申込契約」を含みます。

※ 2019年度から、お申込みの際に「健康状態を告知いただくだけの場合など(告知書・無選択扱)」と「それ以外(医師の診査を受けていただく場合など) (報状扱)」に分け、それぞれについてご契約が成立するまでにかかる日数の短縮に取り組んでいます。

全契約	5.9日
告知書・無選択扱	5.3日
報状扱	7.6日

安心お届け日数(保険金等支払所要日数・平均)

お客さまから保険金・給付金請求書類を会社・代理店が受け付けた日の翌日から着金日までの営業日数の平均値を「保険金等支払所要日数」と設定し、これを安心お届け日数(保険金等支払所要日数・平均)としています。

なお、請求書類に不備のあった案件や治療経緯等の確認を実施した案件は除いています。

4.8日

安心お届け日数(解約返戻金支払所要日数・平均)

お客さまから解約請求書類を会社・代理店が受け付けた日の翌日から着金日までの営業日数の平均値を「解約返戻金支払所要日数」と設定し、これを安心お届け日数(解約返戻金支払所要日数・平均)としています。

なお、新たに保険を契約された際にこれまでの契約を同時期に解約された場合や、異例処理は除いています。

2.2日

代理店教育・研修

(1) 信頼される代理店・募集人の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提供する「コンサルティング」が必要とされています。

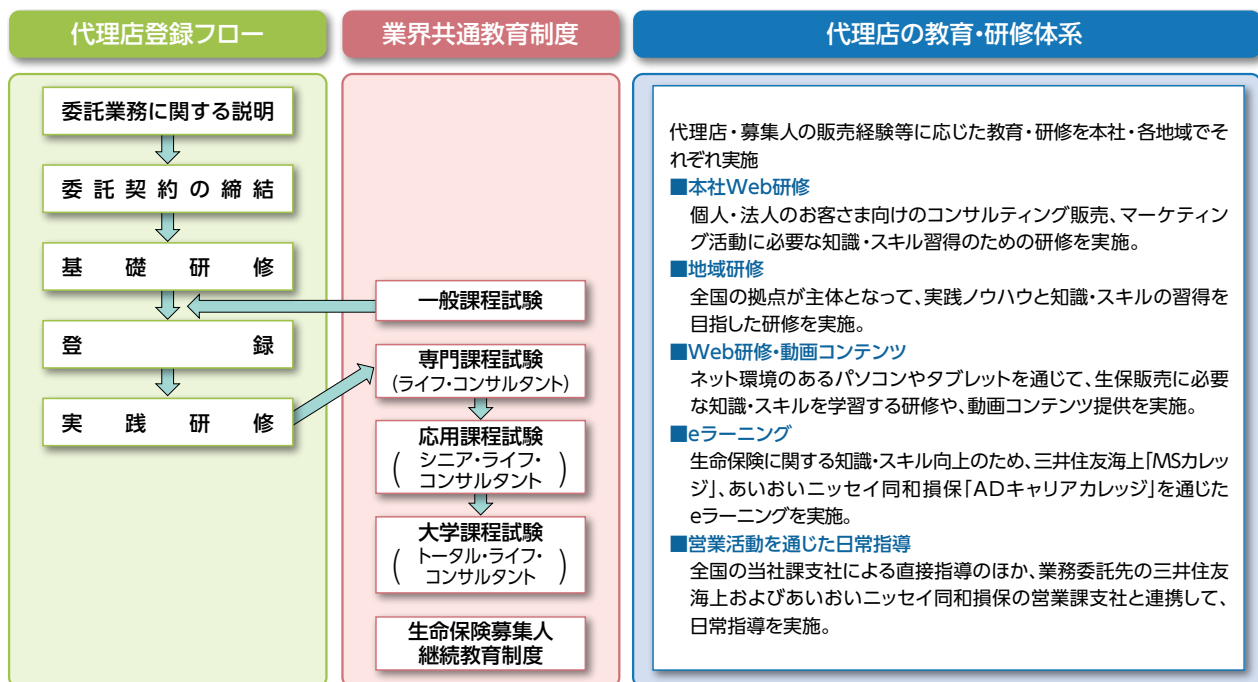
当社では、営業教育推進部門を中心に各種教育研修を企画・実施しています。

具体的には、代理店・募集人に対して、

- ①教育研修の目標を「わかる」から「やってみる・できる」へ、さらに「継続する」へシフトすることで持続的成果につなげていくこと
 - ②お客さまの求めるニーズに確実に応える「コンサルティング力」を向上し、ニーズ以上のものを提供することでお客さまの信頼と満足度を一層高めること
- の2点の実現に向けて「使命感醸成」「代理店経営対話」「生命保険販売力向上」「社会課題解決への貢献」に重点をおき、取り組んでいます。

(2) 代理店教育・研修体系

生命保険代理店委託後の初期段階から、適正な募集活動に必要な知識とスキルの習得に向け、「各種業界共通教育」「本社Web研修」「地域研修」「Web研修・動画コンテンツ」「eラーニング」「営業活動を通じた日常指導」を実施しています。



ライフ・コンサルタントについて

ライフ・コンサルタントとは

ライフ・コンサルタントは、お客さまに直接生命保険販売を行う社員（生命保険募集人）です。高度な専門知識と高品質のコンサルティングにより、お客さまの幸せな暮らしをサポートすることを使命とし、長年にわたる信頼関係の構築を目指しています。

コンサルティング手法について

独自ソフト「ライフプランNavi-Pro®」を活用し、ご家族の「夢をかなえるライフプラン」で夢の実現をお手伝いするとともに、家計の担い手に万一のことがあった場合でも安心して暮らしていける「夢を守るライフプラン」で、一人ひとりに合ったオーダーメイドの生命保険を提案します。

ライフ・コンサルタントの「ありたい姿」

【ブランドスローガン】

あなたの“守りたい”に寄り添い続けます

【ブランドプロミス】

私たちはプロフェッショナルとして

- つねに思いやりを大切に行動します
- つねに安心と感動を提供します
- つねに最高品質のコンサルティングを提供します

(2026年4月1日現在)

ライフ・コンサルタントの所属、社員数、配置について		
所属	LC支社	生保支社
社員数	314名	51名
配置	札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本などのLC支社	全国各地の生保支社

代理店との共同募集について

三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の代理店とライフ・コンサルタントが、両社の損害保険のお客さまに共同で生命保険の募集を行っています。ライフ・コンサルタントの専門性とMS&ADインシュアランスグループのスケールメリット、ノウハウを融合し、お客さまに総合的な保険サービスを提供しています。

教育体系

時期	入社1ヵ月	入社3ヵ月	入社6ヵ月	入社12ヵ月	入社24ヵ月
集合研修	入社時研修	ライフプラン Navi-Pro®研修	フォロー研修	法人等各種テーマ別研修	2年目フォロー研修
支社研修	初期研修	基礎トレーニング	OJT		
資格試験	一般課程	専門課程・変額・外貨建保険販売資格・応用課程・大学課程／FP資格等			

人財育成 社員教育

人的資本経営の強化

会社の最大の財産は人財です。社員一人ひとりが成長を通じて思い描くキャリアを実現し、エンゲージメント高く、夢や希望を持って働くことが、会社の競争力の源泉となります。

この基本認識のもと、多様な社員一人ひとりを会社の『資本』と捉え、その価値を最大限に引き出す「人的資本経営の強化」を図っています。具体的には、キャリア形成の自律化とスキルアップによる「個人の成長」、マネジメントスキルのレベルアップによる「マネジメントの進化」の両輪で進めています。これらの取り組みを通じて、全社員が、主体的にキャリアを描き、成長し、変革にトライする「プロアクティブ人財」となり、全職場が、心理的安全性とキャリア安全性が高く、健全で規律ある組織マネジメントが定着した「新たな価値を創造する職場」へと進化していくことを支援しています。

人財育成方針・社員研修

「個人の成長」「組織力の強化」「多様な人財の活躍支援」を軸に、社員一人ひとりの自律的な成長と挑戦を後押しする各種研修・施策を展開しています。

マネジメント力の強化

マネジメント層一人ひとりが基本行動を徹底し、健全で規律ある組織マネジメントと、管下メンバーの「やりきる力」を引き出すことにつなげていくため、年間を通じての育成プログラムを実施しています。

若手層のスキルアップ

新卒入社1年目の社員を職場全体で育てる「協育プロジェクト」(OJT制度)を軸に、グループ全体で、社会人基礎力の強化を図り、早期に活躍できる人財として育成しています。

例:入社時研修・2年目フォローアップ研修(対象:新卒入社)

中堅層の育成

マネジメント層によるOJT、各種施策の実施により、中堅層のレベルアップを図り、次世代のマネジメント層候補者にふさわしい人財を育成しています。

例:プレマネジメントスクール(グループ会社共通)

専門人財の育成(デジタル、アクチュアリー)

デジタル技術の急速な進展や経済・社会の動向を踏まえた、社会課題の解決に貢献する先進的な商品・サービスを提供し続けるため、デジタル分野やアクチュアリー業務の専門人財の育成を進めています。

例:データサイエンティスト、アクチュアリーの育成

自己啓発支援

リスキル公開講座

社員の自律的なスキルアップを支えるために、DX基礎知識や、論理的思考力、創造的思考力などのビジネススキルを習得する、サブスク型オンライン研修を実施しています。

MSAオンデマンド

生命保険の基礎知識・周辺知識等を自学習できる動画サイトです。主力商品、好取組事例、社外講師セミナー等、約500本の動画を掲載し、営業活動に役立つスキル・ノウハウ向上の支援を行っています。

MS1 Learning

社員が自主的にいつでも学習できる環境を整備し、豊富な学習コンテンツを用意することで、幅広い業務知識の習得を支援しています。

人権尊重について

MS&ADインシュアランス グループは、2017年2月に「MS&ADグループ人権基本方針」を定めました。この方針に掲げる姿を目指し、社員が常に人権尊重の意識を持って行動し、必要に応じて適切な対応を行っていただけるよう、人権啓発に向けた社内態勢を構築し、全社員を対象に人権研修を毎年実施しています。

多様な社員全員の成長と活躍推進

全社員を対象に、組織や立場を超えた交流・学びの機会を提供するとともに、中高年層の一層の活躍支援や育児・介護との両立支援等を通じて、社員一人ひとりの活躍を支える取組みを一層強化します。

多様な社員の活躍推進

〈人財・部門間交流の活性化〉

社員がトレーニー（実習者）として、短期間、他部署の業務を体験できる「トレーニー制度」を活用することで、人財・部門間交流の活性化を促し、社員の相互理解やキャリア形成支援を進めています。また、異業種交流の機会として、他社の社員が登壇するパネルディスカッションなども開催しています。

〈女性活躍支援〉

女性が仕事と私生活を両立しながら就業を継続しやすい職場環境の整備や、管理職育成に向けた研修を実施しています。女性管理職比率は着実に増加し、27.1%となっています（2026年4月1日現在）。

〈若手層・中高年層活躍支援〉

幅広い世代の社員一人ひとりが個性・強み・経験を活かす環境づくりのため、所属を超えた社員間の交流会・座談会等を実施しています。

〈障がいのある社員の支援〉

障がいのある社員が能力を発揮し、自分らしく働ける環境を目指して、障がいのある社員との交流会や、障がいの特性について理解するセミナーを実施しています。オフィスにおける環境整備では、本社ビルにおいて、案内板の点字表示、共用廊下の誘導ブロック設置等を行っています。

〈LGBTQ+支援・理解促進〉

セミナー等を通じて、全社員がLGBTQ+をはじめとする性的マイノリティへの正しい理解を深めています。また、MS&ADインシュアランス グループ共通のALLYコミュニティによる支援者の輪の拡大や、情報提供を行っています。福利厚生制度（慶弔金支給基準・住宅貸与基準・遺族見舞金等）においては、同性パートナーも適用されることを定めています。

〈就業継続のための両立支援〉

男性社員の育児休業取得推進

多様な価値観を尊重し、社員一人ひとりが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。その一環として、男性社員の育児休業の取得を推進し、取得率100%、平均取得日数4週間以上を目指しています。

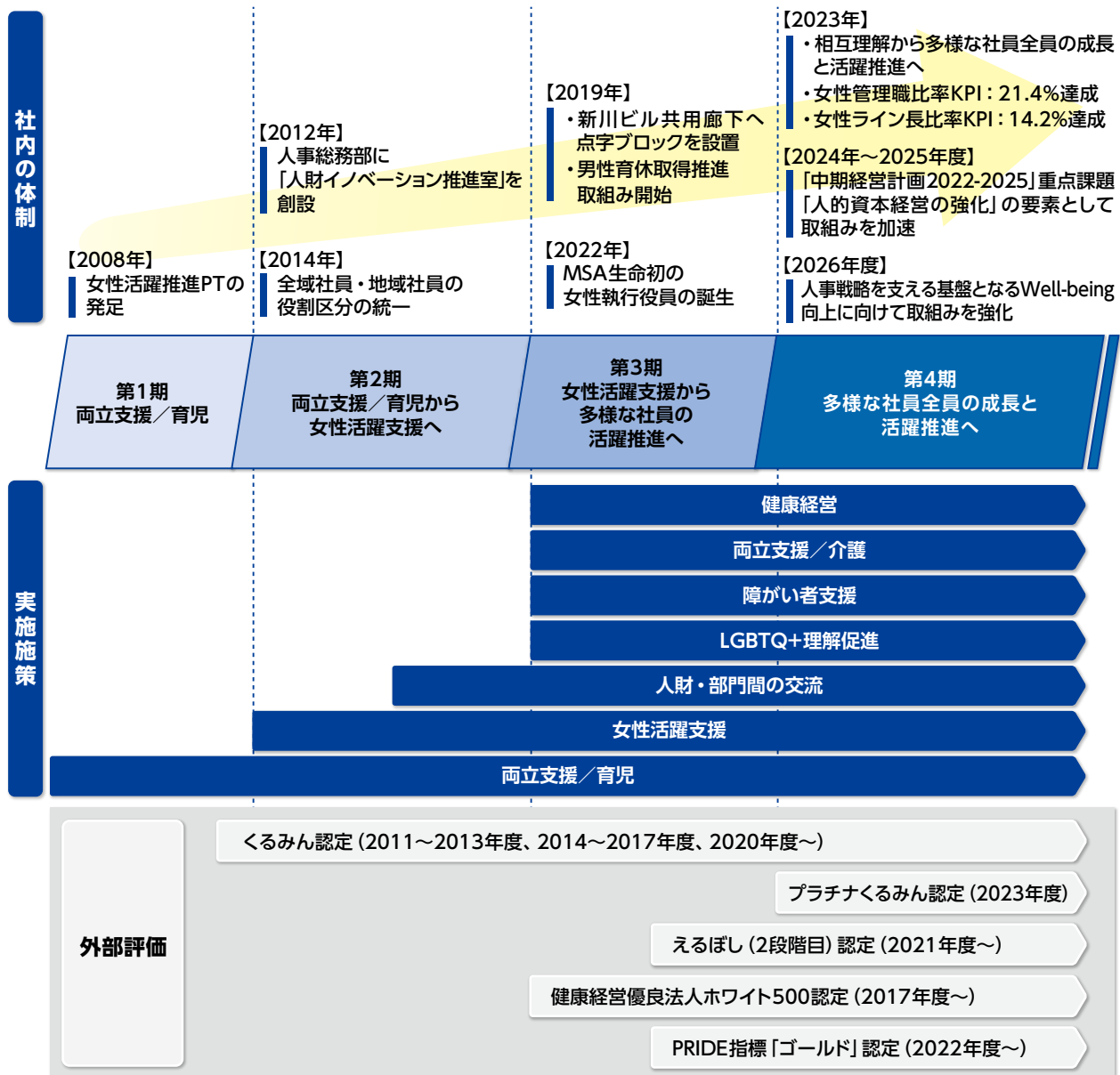
家事代行・介護支援サービス利用補助制度

社員の私生活面（家事・介護等）におけるサポートを目的として、「家事代行サービス」および「介護支援サービス」に関わる利用補助を導入しています。

介護・治療等と仕事の両立支援

親族の介護や自身の傷病の治療、不妊治療などに際して、一定期間の短時間勤務制度やリモートワーク制度を活用することができます。社内相談窓口の設置や、将来、介護に備えるための周辺情報や人事制度をまとめた「介護両立支援ハンドブック」を全社員に向けて周知する等、介護・治療等と仕事の両立を支援しています。

多様な社員全員の成長と活躍推進取組みの変遷



【健康経営^(※)】社員の健康づくり推進について

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

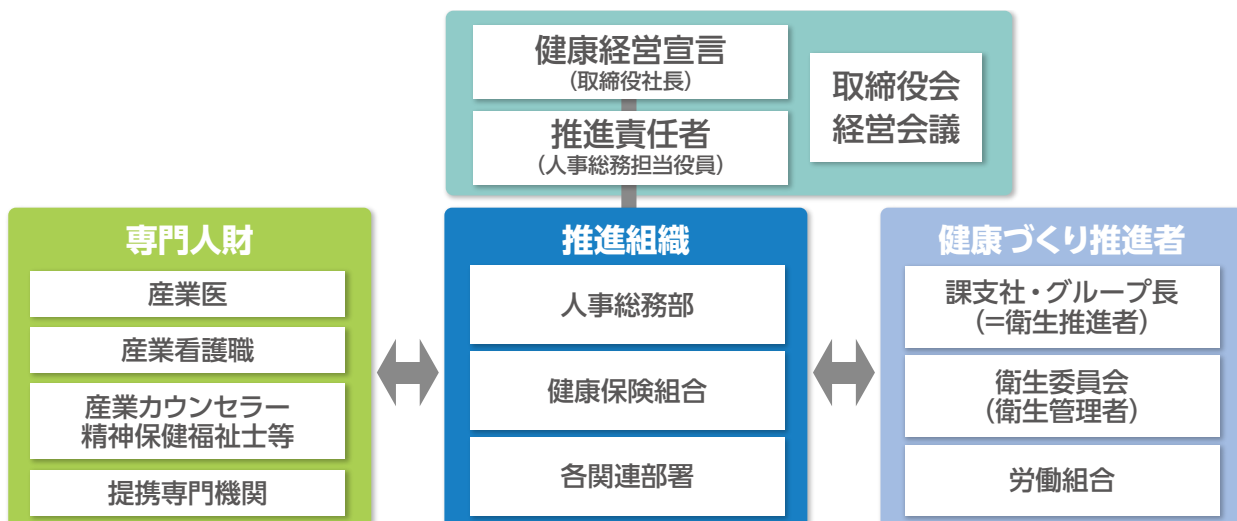
当社は、「社員が健康であることは社員自身のQOL (Quality of Life) の向上のみならず、MS&ADインシュアランスグループの経営理念ならびに当社の目指す姿の実現に欠かせない要素」と考え、「健康経営宣言」のもと、推進体制・重点取組を明確にし、社員一人ひとりの心身の健康づくりを推進しています。

健康経営宣言

三井住友海上あいおい生命は、社員の安全と健康を確保し、社員が心身ともに健康でいきいきと働くことが、当社の持続的成長と企業価値向上を支える経営基盤であると考えています。
社員が働きがい・やりがいをもっていきいきと働けるよう、社員と家族の心身の健康の保持・増進と、安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
そして、多様な社員全員が成長し活躍することによって、社会との共通価値を創造していきます。

取締役社長 赤木 匡

【推進体制】



経営トップの健康経営宣言のもと、産業医・産業看護職をはじめとする専門人材や健康管理推進室が中心となり、各職場の衛生推進者である課支社・グループ長と密接に連携し、健康経営を推進しています。

【重点取組】

(1) 健康経営の浸透・風土醸成

経営層のインタビュー動画や健康宣言を発信し、健康経営の浸透と企業風土の醸成をします。

(2) 健康関連指標改善

健康関連指標のさらなる改善に向けて、社員の主体的な自己管理・生活習慣改善を支援します。

(3) 時間の有効活用・労働時間の適正化

残業時間の削減に取り組み、創出した時間をスキルアップなどに活用します。

(4) 健康増進対策

4つのテーマ(①運動習慣の促進、②健康的な食生活の推進、③十分な睡眠時間確保の推進、④受動喫煙防止対策と禁煙支援)を中心に、社員の自主的な健康増進取組を推進します。

(5) メンタルヘルス対策

総合的な対策を継続実施し、メンタル不調者の未然予防、早期発見・対処、休務者の早期復帰を図ります。



【主な具体的取組】

メンタルヘルス対策 ● 環境変化者(新入社員・新任課支社長等)への面談実施 ● ストレスチェックの実施、活用 ● 療養支援や職場復帰支援の実施	健康経営の浸透・イベント ● 健康経営に関する社長、役員インタビュー動画の配信 ● 本社及び大阪等の地方拠点での健康フェスタの開催
健康増進対策「チャレンジ企画」 ● 健康サポートアプリを活用した健康増進対策「チャレンジ企画」の実施 ・食生活改善 ・運動習慣促進(ウォーキング) ・睡眠改善(睡眠時間確保・質の向上等) ● 禁煙サポートプログラムの実施(健康保険組合との共同実施) ● 就業時間中禁煙運動の実施	健康関連指標改善 ● 精密検査の受診勧奨 ● 高リスク者への個別改善支援 (運動・食生活見直しのための生活習慣学習サポートプログラムの実施)

社員のヘルスリテラシー向上、健康増進を目指し、上記のようなさまざまな取組みを中心とした対策、社内キャンペーン、セミナーを実施しています。

【主な健康関連の指標】

	2023年度	2024年度	2025年度	目標値
定期健診受診率	100%	100%	100%	100%
がん検診(肺)受診率	98.6%	98.6%	98.7%	90%以上
がん検診(胃)受診率	88.2%	87.6%	87.1%	90%以上
がん検診(大腸)受診率	95.4%	96.2%	95.7%	90%以上
がん検診(乳房)受診率	95.0%	93.6%	94.4%	90%以上
がん検診(子宮)受診率	85.9%	85.9%	85.2%	90%以上
ストレスチェック受検率	98.5%	97.6%	98.5%	90%以上
精密検査受診率 ^(※1)	66.3%	78.6%	実施中	100%
特定保健指導完了率	62.1%	66.8%	実施中	80%以上
適正体重者率 BMI18.5~24.9	65.4%	65.8%	65.7%	70%以上
運動習慣者比率 ^(※2)	30.1%	30.8%	32.5%	30%以上
喫煙率	17.3%	17.2%	17.1%	12%未満
キャンペーン参加率 ^(※3)	61.8%	60.3%	44.0%	60%以上

※1 精密検査受診率:延べ人数 ※2 運動習慣者比率:1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施

※3 キャンペーン参加率:健康増進対策「チャレンジ企画」参加者割合(※2025年度より健康サポートアプリ新規導入による算出方法変更)

【その他データ】

	2023年度	2024年度	2025年度	目標値
アブゼンティーイズム ^(※4)	0.79日/年	0.53日/年	0.76日/年	前年比削減
私傷病休務者の欠勤日数/全社員数	2,080日/2,633人	1,416日/2,663人	2,023日/2,656人	
プレゼンティーイズム ^(※5)	20%	10%	17%	10%以下
回答率(回答対象者)	84.4% (2,315人)	96.0% (2,452人)	97.0% (2,395人)	
ワーク・エンゲージメント ^(※6)	93.2%	86.0%	86.8%	前年比削減
回答率(回答対象者)	96.3% (2,421人)	98.3% (2,355人)	98.5% (2,414人)	

※4 アブゼンティーイズムは「健康問題で仕事を休業/欠勤している状態」を指し、私傷病休務者における、1年間の欠勤日数の全社員平均より算出

※5 プレゼンティーイズムは「健康問題が理由で生産性が低下している状態」を指し、SPQ (Single-Item Presenteeism Question 東大1項目版)回答の平均値を算出し、100から平均値を引いた値

※6 ワーク・エンゲージメントは、社員意識調査において、仕事に対する誇り・働きがい等に関する質問の肯定回答割合(2024年度より質問内容を変更)

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ経営理念・経営ビジョン・行動指針」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

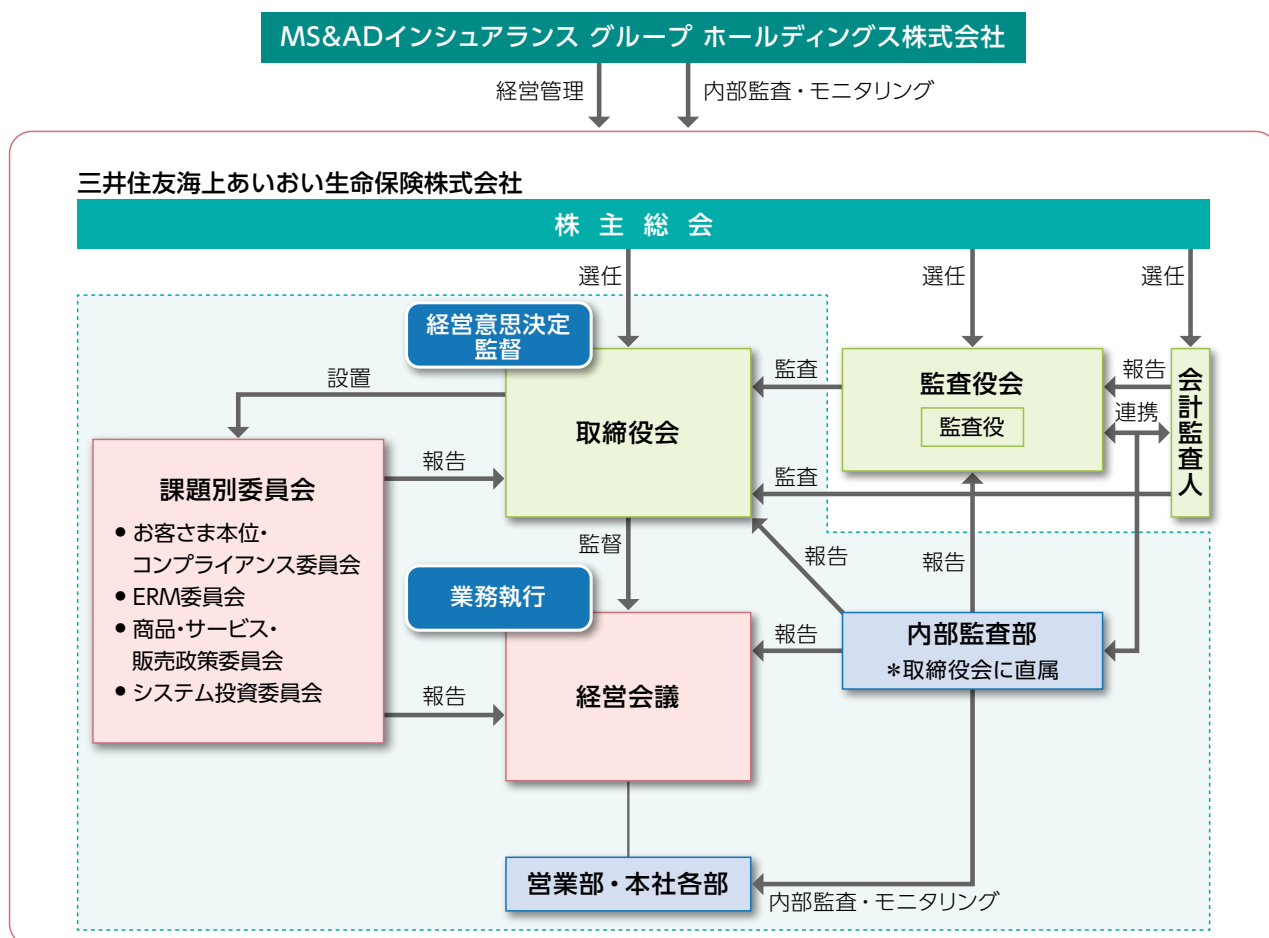
また、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確化して迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

加えて、意思決定において十分な意見交換・論議を尽くすため、「経営会議」「課題別委員会」等を設置し、活用しています。

なお、当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

2026年7月1日現在



内部統制システムに関する方針

概要は以下のとおりです。

1. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)が定める経営理念・経営ビジョン・行動指針および当社が定める「目指す企業像」、「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を、当社および子会社の全役職員へ浸透させるよう努めます。
- (2) 当社は、持株会社と締結する経営管理契約に基づき、持株会社が定めるMS&ADインシュアランス グループの基本方針(コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等)を遵守するとともに、持株会社から必要な助言・指導・支援を受け、当社および子会社の規模・特性等に応じた体制を整備します。
- (3) 当社は、当社およびその子会社に関する重要事項について、経営管理契約に基づき、持株会社に承認を求め、または報告します。
- (4) 当社は、子会社に対し、株主総会決議事項について適切な意思表示を行うなど、適切に株主権を行使します。
- (5) 当社は、経営管理契約に基づき、当社の子会社の経営管理を行います。また、各社の規模・特性に応じて業務の適正を確保するための体制を整備します。

2. 職務執行の効率性確保のための体制

- (1) 当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図ります。
- (2) 当社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にします。

3. 法令等遵守体制

- (1) 当社および子会社は、MS&ADインシュアランス グループのコンプライアンス基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行います。
- (2) 当社および子会社は、MS&ADインシュアランス グループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備(対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等)に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底します。
- (3) 当社および子会社は、MS&ADインシュアランス グループのスピークアップ制度運用規程に従い、組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切なまたはこれらのおそれのある行為について、全役職員等が社内および社外の窓口で直接通報できるスピークアップ制度を設け、全役職員に対し制度の周知を図ります。

4. 統合リスク管理体制

当社および子会社は、MS&ADインシュアランス グループのリスク管理基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、リスク管理方針を策定し、適切なリスク管理を実行します。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、監査役候補の選任にあたり、監査役のうち最低1名は経理または財務に関して十分な知識を有する者を選任します。
- (2) 当社は、MS&ADインシュアランス グループの情報開示統制基本方針に従い、当社および連結子会社に関する財務情報および非財務情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備します。

6. 保険数理および財務の健全性指標の計算に係る適切性を確保するための体制

当社は、MS&ADインシュアランス グループの内部統制システムに関する基本方針および持株会社が定める保険数理および財務の健全性の計算に係る適切性確保に関する規程に従い、基本的な考え方を共有するとともに、当社における保険数理および財務の健全性の計算に係る適切性確保に関する規程を策定し、法令等に基づくソルベンシー・マージン比率(経済価値ベースのバランスシートに基づき計算されるものに限る。)の計算の適切性および財務報告に用いる経済価値ベースの保険負債の計算の適切性を確保するための体制を整備します。

7. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、MS&ADインシュアランス グループの内部監査基本方針に従い、実効性があり、かつ効率的な内部監査を実行するための体制を整備します。
- (2) 当社は、内部監査部門として独立した取締役会直属の専門組織を設置し、当社および子会社の全ての業務活動ならびに保険募集に係る業務の代理および事務の代行の委託先である三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社への委託業務を対象として内部監査を実施します。

8. 情報管理体制

当社は、文書管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書等その他の会社情報を適切に保存および管理します。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

9. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
 - ① 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役室を設け専任の職員を置きます。
 - ② 取締役は、監査役室の独立性に配慮し、監査役室の組織変更、上記職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記職員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行います。
- (2) 監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告します。
 - ② 取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報状況その他監査役に報告を行う事項について遅滞なく監査役に報告します。
 - ③ 当社および子会社の役職員等は、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、持株会社の監査等委員会および当社の監査役に直接内部通報することができるものとします。
 - ④ 当社および子会社は、①～③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行いません。
- (3) その他
当社は、監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できる旨、関連規程等に明記しています。

以 上

コンプライアンス(法令等遵守)の取組み

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ コンプライアンス基本方針」および「法令等遵守規程」に基づき、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

当社では、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する組織としてコンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する方針・社内規定・施策の策定および推進を担うほか、法令や社内ルール等に違反する行為、およびそのおそれのある行為に関する調査や全社的な再発防止策等を策定しています。

さらに、コンプライアンス部は、コンプライアンスに関する情報の収集・分析および改善のための施策立案を行い、本社各部と連携してコンプライアンスの推進および徹底に取り組んでいます。

なお、コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会が設置する課題別委員会である「お客さま本位・コンプライアンス委員会」へ定期的な報告を行っています。

お客さま本位・コンプライアンス委員会

お客さま本位・コンプライアンス委員会は、取締役会が設置する課題別委員会として、コンプライアンスの推進および徹底を図るとともに、お客さま本位・コンプライアンスおよび業務品質向上に関する重要事項の協議・調整を行う機関です。関係する法律や過去からのルールを守るだけでなく、倫理・道徳や、時代が求める社会規範に照らして、プリンシプルベースのコンプライアンスを徹底します。

委員会における協議内容・結果は委員長(コンプライアンス部担当役員)が取りまとめ、取締役会および経営会議等に報告することとしています。

また、委員長は委員会の協議を踏まえ、必要に応じて業務運営の適切性等に係る改善の方向性や指示事項等を決定し、他の関係役員への意見具申または担当部門への指示等を行うこととしています。

スピークアップ制度(内部通報制度)

組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為に関する報告ルールを定めています。また、通報者の事情等により、通常のルートでは報告しにくいケースの受付窓口として、MS&ADインシュアランス グループが運営する『スピークアップデスク』やグループ外窓口を設けています。

さらに、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為に対しては、監査役およびMS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社の監査等委員会への通報制度を設け、違法行為等の事実を会社として速やかに認識することにより、倫理・法令等の遵守を推進しています。

情報開示方針

当社では、対外的な情報開示の方針を定めた「情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)」を策定しています。内容は、以下のとおりです。

ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針にのっとり、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っています。

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行っています。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。

<情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取組

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行っています。

反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

なお、当社は2012年度から生命保険約款に暴力団排除条項を導入しました。万一、保険契約上の関係者(契約者・被保険者・受取人)が反社会的勢力であることが判明した場合は、暴力団排除条項に基づき保険契約を解除いたします。

反社会的勢力に対する方針

1. 三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。

また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

利益相反取引の管理について

当社は、保険業法等に基づき、「利益相反管理方針」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切な業務運営を行ってまいります。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランス グループの金融機関(以下「グループ金融機関」といいます。)が行う取引ならびに業務の遂行またはこれらに関連する情報の利用等に関して、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社またはグループ金融機関が行う取引ならびに業務の遂行またはこれらに関連する情報の利用等に関して、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について次に掲げる類型に基づき管理を行います。

- ①お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引
- ③お客さまの利益と当社に所属する保険代理店の利益が相反するおそれのある取引
- ④当社またはグループ金融機関が保有するお客さまの非公開情報を、お客さまの同意の有無を問わず利用することにより、お客さまの利益を害するおそれのある取引(本邦における個人情報保護法または当社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。)
- ⑤上記①から④に掲げるもののほか、お客さまの保護および当社またはグループ金融機関の信頼維持の観点から、特に管理を要すると認められる取引

2. 対象取引の管理方法

当社は、対象取引について、その内容および性質に応じ、以下に掲げる方法その他の適切な方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- (3) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- (4) 対象取引または当該取引に係るお客さまに関する情報を利用することについて、お客さまの同意を得る方法
- (5) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびグループ金融機関のうち保険業その他の金融業を行う者^(※)、ならびに当社に所属する保険代理店とします。ただし、当社の利益相反管理統括部署が、法令等に鑑み、利益相反のおそれがある取引または業務の遂行として個別に管理する必要があると判断した場合は、その当事者を管理対象に含めます。

※ 当社以外に該当する主な会社は次のとおりです。

- 三井住友海上火災保険株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

勧誘方針

当社は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めております。

勧誘方針

保険法、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客さまの立場に立った商品販売に努めます

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

個人情報の取扱い

当社は、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報ははじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

これら個人情報に対する取組方針を「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」として定め、オフィシャルサイト(<https://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。

生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」の概要

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、生命保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。))」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他の関連法令・ガイドラインおよび一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。

また、金融庁および一般社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善します。

1. 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(下記10. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を、次の目的および下記6. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

- (1) 保険契約の申し込みにかかわる引受の審査、引受、および履行
- (2) 円滑かつ適正な保険金・給付金等のお支払い
- (3) 保険契約の維持・管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人情報の提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。)
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 当社が取り扱う商品の案内、提供、代理、媒介、取次、管理、ならびに当社のサービスおよびMS&ADインシュアランス グループ各社の他の商品・サービスの案内、提供、管理ならびに新たな商品・サービスの企画、開発、調査、分析

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(下記10. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を提供しません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 利用目的の達成および当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先(海外にあるものを含みます。)に提供する場合
 - ③ 個人情報保護法第27条第2項に基づく手続(いわゆるオプト・アウト)を行って第三者に提供する場合
 - ④ グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記6.をご覧ください。)
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項について記録し、個人データを第三者から取得する場合(下記4. の個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。)には当

該取得に関する事項について確認・記録します。

- (3) 当社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人データの提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。)があります。保険契約の申込みの時点では提供先の引受保険会社等が確定しないため、当該引受保険会社等が講じる個人データの安全管理措置はあらかじめ特定できませんが、提供する可能性がある引受保険会社等の所在国等は当社オフィシャルサイト(<https://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。

4. 個人関連情報の取扱い

- (1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報(生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないもの)を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することにつき同意が得られていることを確認したうえで、当該情報を提供します。
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、当社が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することにつき同意を得るものとします。

5. 個人データの取扱いの委託

- (1) 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ(下記10. の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いを外部(海外にあるものを含みます。)に委託することがあります。
- (2) 当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託するにあたって、安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置を義務付けた委託契約を委託先との間で締結しています。

6. グループ会社との共同利用

- (1) MS&ADインシュアランス グループでは、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下、「持株会社」といいます。))が

グループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で、個人データ(下記10.の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。

(2)当社およびグループ各社は、その取り扱う商品・サービスを案内、提供ならびに新たな商品・サービスの企画、開発、調査、分析のために、各社間で、個人データ(下記10.の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。

(3)当社は、代理店(研修生、直販社員を含みます。)の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人・研修生・直販社員等に関する個人データを共同して利用することがあります。

7. 情報交換制度等について

(1)当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データ(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を共同利用します。

(2)当社は、生命保険募集人の受験・委託・登録・管理を適切に運営するため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で生命保険募集人にかかる個人データを共同利用します。

8. 信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関から提供を受けた情報であって個人であるご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

9. センシティブ情報のお取扱い

当社は、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(センシティブ情報)を、業務の適切な運用の確保のために必要と認められる場合等を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

10. 特定個人情報等のお取扱い

(1)当社は、お客さまの個人番号および特定個人情報を、法令で限定的に明記された目的以外のために取得しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記6.の共同利用も行いません。

(2)当社は、法令に基づき、お客さまの個人番号および特定個人情報を、限定された利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

11. 開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)ご契約内容・保険金等支払に関するご照会
ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

(2)個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等
個人情報保護法に基づく保有個人データ(上記10.の個人番号および特定個人情報を含みます。)に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、ご本人の意向

を確認したうえで、書面、CD-ROM等の外部記憶媒体の郵送または電子メールの送信等の方法で回答いたします。

12. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ(上記10.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置の主な内容は当社オフィシャルサイト(<https://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。

13. 仮名加工情報のお取扱い

(1)仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報(法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報)を作成する場合には、法令で定める基準に従った対応を行います。

(2)仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

(3)仮名加工情報の共同利用

当社は、仮名加工情報である個人データを共同利用します。仮名加工情報の利用目的等は当社オフィシャルサイト(<https://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。

14. 匿名加工情報のお取扱い

(1)匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、法令で定める基準に従った対応を行います。

(2)匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

15. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記10.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社における個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

お客さまサービスセンター

電話番号:0120-324-386

受付時間:月～金9:00～18:00 土9:00～17:00

(日・祝日・年末年始を除く)

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません^(※4))。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

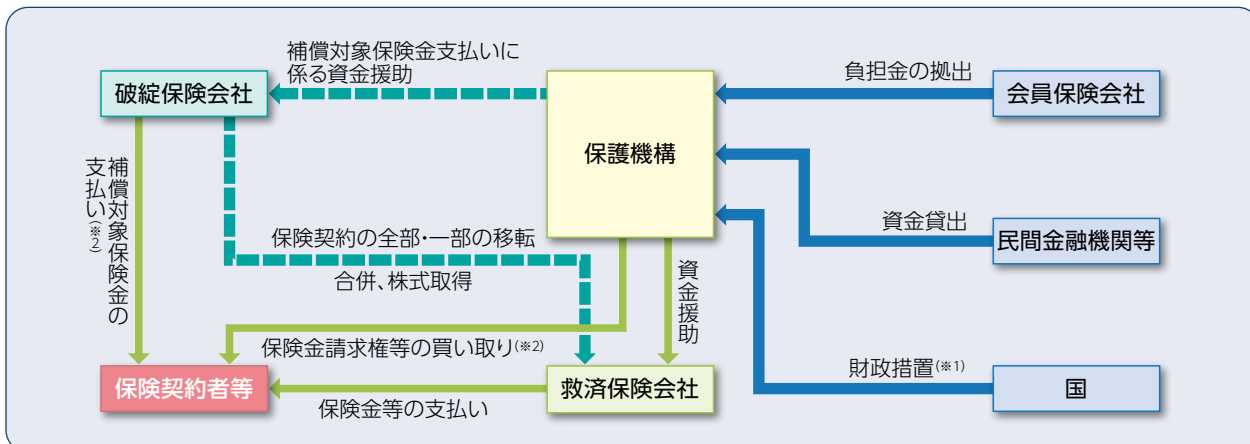
また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

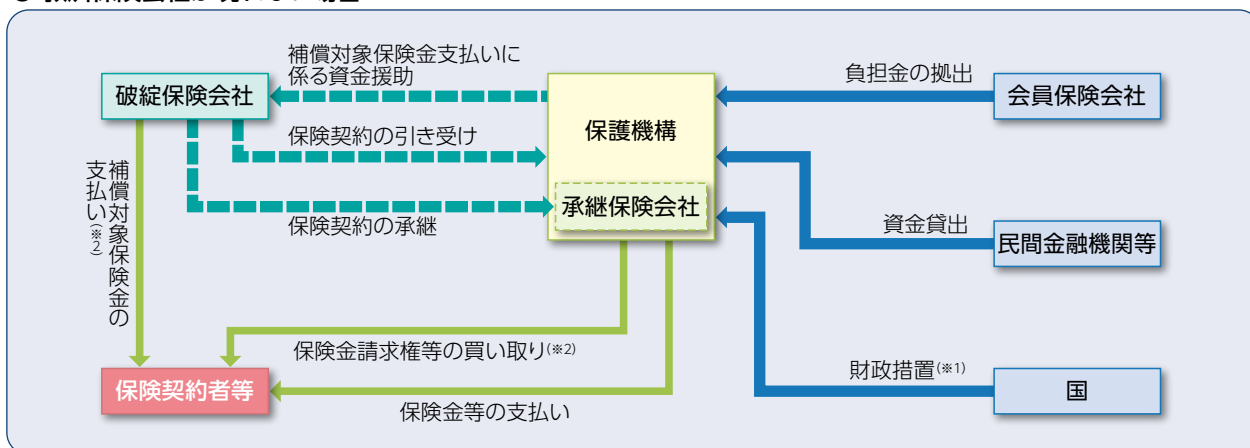
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

生命保険契約者保護機構の仕組み (概略図)

● 救済保険会社が現れた場合



● 救済保険会社が現れない場合



※1 上記の「財政措置」は、令和9年(2027年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

※2 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを目指す。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、前頁※2に記載の率となります)。

*補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL : 03-3286-2820

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス : <https://www.seihohogo.jp/>

監査体制

社内・社外の監査

当社では、監査役、内部監査部門および会計監査人による監査がそれぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

〈社内の監査〉

- 監査役による監査(業務監査・会計監査)
- 内部監査部門による内部監査(下記「内部監査態勢」参照)

〈社外の監査等〉

会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)による外部監査(会社法・金融商品取引法に基づく会計監査)や、保険業法に基づく金融庁の検査等を受けています。

内部監査態勢

〈内部監査の目的〉

当社では、MS&ADインシュアランス グループ共通の「MS&ADインシュアランス グループ内部監査基本方針」に基づいて内部監査態勢を整備しており、内部監査部門として独立した取締役会直属組織である内部監査部を設置し、専門的な内部監査を実施しています。内部監査は、経営理念(ミッション)の下、経営目標の効果的な達成およびグループの持続的成長と企業価値向上に貢献することを目的としています。

〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社および当社の子会社のすべての業務および三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保への生保委託業務です。具体的には、当社の本社部門・営業部門・子会社ならびに業務委託先である三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の営業部門です。内部監査部は、これらの各部門のリスク状況を評価した上で、各年度の「内部監査計画」を策定し、取締役会の承認を得ています。

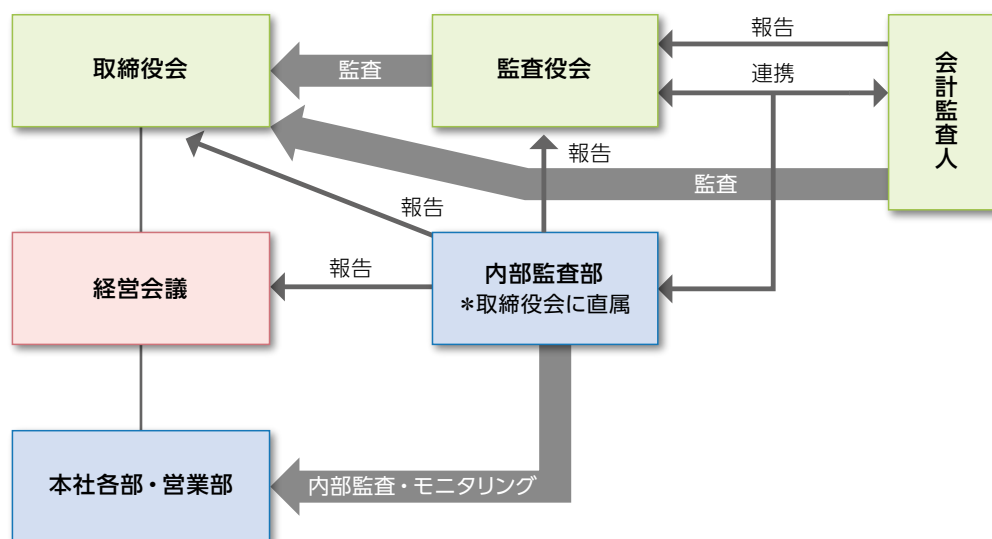
〈内部監査の実施〉

内部監査部は、内部監査に係る基本的な事項について、「内部監査規程」および「内部監査実施基準」に基づき、本社部門・営業部門等の各組織を対象とする定例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に行う内部監査を実施しています。これらの内部監査においては、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を中心とした、各部門の内部管理態勢の適切性と有効性を検証しています。

〈内部監査結果〉

監査実施後、内部監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知して是正・改善を求め、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果を集約・分析し、本社所管部門に情報提供・改善提言を行うとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会等に報告しています。

【監査体制・組織図(2026年4月1日現在)】



システムリスクへの取組み

当社は、日々高度化・巧妙化するサイバー攻撃の著しい変化に対応するため、金融庁より公表された「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」への対応を推進する等、リスクベースでのサイバーセキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。また、全システムを対象に、毎年サイバーセキュリティリスク評価を実施し、検出された脆弱性に対策を講じています。これにより、常に変化するサイバー脅威に対応できる態勢を整えています。主な取組み内容は以下のとおりです。

金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン対応	「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」に基づく現状評価を実施し、2026年度以降のセキュリティ対応ロードマップを策定しました。リスクに応じた優先順位付けのもと、2028年度までに充足することを目指し、順次着手しています。
標的型攻撃メール訓練／サイバーセキュリティ事案対策演習	全社員に対して標的型攻撃メールを模した訓練メールを年複数回配信し、不審メールに対する意識(感性)向上と注意喚起を促し、態勢強化を図っています。また、経営の関与を高めるため本社役員・関係部長を対象としたサイバーセキュリティ事案対策演習を継続的に実施しています。
サイバーセキュリティ事案発生時のガイドライン	サイバー攻撃による情報漏えい等の社外に影響が生じる(もしくは生じる可能性がある)事案に対応するガイドラインを策定し、関係部の具体的対応・判断基準を定めています。
サイバーセキュリティリスク評価	毎年、外部からのサイバー攻撃に対する耐性だけでなく、社員が利用する内部システムについても、セキュリティ実装の度合いを技術面・態勢面の双方から評価しています。評価により検出された脆弱性に対策を講じています。

商品ラインアップ (2026年7月1日現在)

(1) 主な販売商品

当社では、万一のときの死亡保障や超高齢社会に対応した一生涯の医療・介護保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えています。この中から、万一のときの死亡保障に関しては、「終身保険(低解約返戻金型)」「収入保障Wセレクト」などの商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障をご提案しています。病気やケガによる医療保障に関しては「医療保険Aセレクトアップ」「医療保険Aセレクトアップ引受緩和型」「ガン保険Sセレクト」、介護や認知症の保障に関しては「介護保険Cセレクト」、働けなくなったときの保障に関しては「総合収入保障Wセレクト」「くらしの応援ほけんWセレクト」で保障を確保いただくことが可能です。また、お客さまのライフプランをより充実させるために、「養老保険」やお子さま向けの「こども保険」、老後の生活資金準備に適した「個人年金保険」などの貯蓄性商品もご提供しています。

法人向けには、万一のときの死亡保障だけでなく、経営者自身の退職金資金の備えともなるよう「定期保険」「逓増定期保険」などをラインアップとして揃え、多様なニーズに対応しています。

(2) 商品ブランド「&LIFE」を展開

当社では、商品ブランド「&LIFE」を展開しています。「&LIFE」は、個人向け主力商品を対象とした商品ブランドです。『人生で出会うたくさんの「もしも＝IF」を大きな「安堵」で守る』、そんな頼りがいのある保険をご提案します。

対象商品		
医療保険 ^{エース} Aセレクト ^{アップ} up (※1)	医療保険 ^{エース} Aセレクト ^{アップ} up引受緩和型 (※2)	ガン保険 ^{スマート} Sセレクト (※3)
介護保険 ^{ケア} Cセレクト (※4)	収入保障 ^{ワイド} Wセレクト (※5)	総合収入保障 ^{ワイド} Wセレクト (※5)
くらしの応援ほけん ^{ワイド} Wセレクト (※5)	終身保険(低解約返戻金型) (※6)	逓減定期保険 (※7)
個人年金保険 (※8)	こども保険 (※9)	

- ※1 「&LIFE 医療保険Aセレクトアップ」は「医療保険(無解約返戻金型) (25) 無配当」の販売名称です。
 ※2 「&LIFE 医療保険Aセレクトアップ引受緩和型」は「引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型) (25) 無配当」の販売名称です。
 ※3 「&LIFE ガン保険Sセレクト」は「ガン保険(無解約返戻金型) (22) 無配当」の販売名称です。
 ※4 「&LIFE 介護保険Cセレクト」は「介護・認知症選択型保障保険(無解約返戻金型) 無配当」の販売名称です。
 ※5 「&LIFE 収入保障Wセレクト」「&LIFE 総合収入保障Wセレクト」「&LIFE くらしの応援ほけんWセレクト」は「死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型) 無配当」の販売名称です。
 ※6 「&LIFE 終身保険(低解約返戻金型)」は「終身保険(低解約返戻金型) 無配当」の販売名称です。
 ※7 「&LIFE 逓減定期保険」は「無解約返戻金型逓減定期保険 無配当」の販売名称です。
 ※8 「&LIFE 個人年金保険」は「5年ごと利差配当付個人年金保険(無選択特則付)」の販売名称です。
 ※9 「&LIFE こども保険」は「5年ごと利差配当付こども保険」の販売名称です。



<ブランドメッセージ>

人生のさまざまな「もしも＝IF」を「安堵」にかえる、そんな頼りがいのある保険
 名前は、『&LIFE (アンドライフ)』。
 いつでもお客さまのそばにいて全力で支えていく。
 『&LIFE』は、お客さまと大切なご家族の毎日を、輝く未来につなぐ生命保険のブランドです。

キャラクター

『&LIFE (アンドライフ)』のキャラクターには、人気女優の桐谷美玲さんを起用し、親しみやすさやお客さま認知度の向上を目指しています。



(3) 個人向け商品

【主契約】

商品名	特 徴																				
エース アップ ●&LIFE 医療保険Aセレクトup 	日帰りの入院から保障し、さらには手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合も保障するなど、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。また、特約・特則を付加することにより死亡保障や先進医療の費用、入院時の一時金や退院後の通院費用、女性特有の病気による入院・手術の費用、三大疾病治療の一時金、ガン診断時の一時金、抗ガン剤治療の費用、ガンに関する自費診療の費用、ガン遺伝子パネル検査に関する費用、ガン治療の通院費用に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。																				
エース アップ ●&LIFE 医療保険Aセレクトup 引受緩和型 	健康に不安のある方でも、入院や手術、放射線治療、集中治療室管理を受けたときの保障など、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。また、特約・特則を付加することにより死亡保障や先進医療の費用、入院時の一時金や退院後の通院費用、女性特有の病気による入院・手術の費用、三大疾病治療の一時金、ガン診断時の一時金、ガンに関する自費診療の費用、ガン遺伝子パネル検査に関する費用に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。																				
スマート ●&LIFE ガン保険Sセレクト 	主契約は、ガンと診断確定されたときに一時金をお支払いする「ガン診断給付型」、ガンによる入院・手術・放射線治療を受けられたときに給付金をお支払いする「ガン入院給付型」から選択いただけます。また、特約を付加することにより、ガン診断時の一時金、ガン治療の通院費用、抗ガン剤治療の費用、ガン治療による退院後の検査や通院などにかかる費用、ガンによる先進医療の費用、ガンによる死亡または高度障害等に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。																				
ケア ●&LIFE 介護保険Cセレクト 	ご契約の内容に応じて、一生涯にわたり要介護状態や認知症になられたときに備えることができます。また、「軽度介護一時金給付特則」「軽度認知障害診断一時金給付特則」「重度介護前払機能付死亡保障特則」を付加することにより、要介護に加えて要支援・軽度認知障害の状態から死亡までの保障をご準備いただけます。																				
ワイド ●&LIFE 収入保障Wセレクト ワイド ●&LIFE 総合収入保障Wセレクト ワイド ●&LIFE 暮らしの応援ほけんWセレクト 	ご契約の内容に応じて、死亡・高度障害状態・要介護状態・障害状態等になられたとき、保険期間満了まで年金を毎月お支払いするため、世帯の収入が減少するリスクに備えることができます。また、病気やケガで、入院または在宅医療が10日以上または30日以上継続したときに、それぞれ一時金をお支払いするため、短期的な収入減少リスクにも備えることができます。 <table><tr><th>商品名</th><th>死亡</th><th>高度障害</th><th>障害・介護</th><th>入院・在宅医療</th></tr><tr><td>&LIFE 収入保障 ワイド Wセレクト</td><td>●</td><td>●</td><td>—</td><td>●</td></tr><tr><td>&LIFE 総合収入保障 ワイド Wセレクト</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>&LIFE 暮らしの ワイド 応援ほけんWセレクト</td><td>—</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr></table> さらに、ストレス・メンタル疾病サポート特則を付加した場合、ストレス・メンタル疾病で入院または在宅医療が30日以上継続したとき、一時金をお支払いします。健康診断料率適用特約、健康優良割引(区分料率適用特約)を付加することにより、健康診断の受診状況、健康状態や喫煙歴、自動車等の運転履歴に応じて、保険料を割引きます。	商品名	死亡	高度障害	障害・介護	入院・在宅医療	&LIFE 収入保障 ワイド Wセレクト	●	●	—	●	&LIFE 総合収入保障 ワイド Wセレクト	●	●	●	●	&LIFE 暮らしの ワイド 応援ほけんWセレクト	—	●	●	●
商品名	死亡	高度障害	障害・介護	入院・在宅医療																	
&LIFE 収入保障 ワイド Wセレクト	●	●	—	●																	
&LIFE 総合収入保障 ワイド Wセレクト	●	●	●	●																	
&LIFE 暮らしの ワイド 応援ほけんWセレクト	—	●	●	●																	

商品名	特 徴
●&LIFE 終身保険(低解約返戻金型) 	一生涯にわたり、死亡または高度障害状態を保障する保険です。保険料払込期間中の解約返戻金水準を低く設定したことで、低廉な保険料で死亡保障をご準備いただけます。 また、健康優良割引(区分料率適用特約)を付加することにより、健康状態や喫煙歴、自動車等の運転履歴に応じて、保険料を割り引きします。
●&LIFE 通減定期保険 	保険金額が期間の経過に応じて減少していく仕組みを持つ定期保険で、必要保障額の推移に合わせて保障をご準備いただけます。 また、健康優良割引(区分料率適用特約)を付加することにより、健康状態や喫煙歴、自動車等の運転履歴に応じて、保険料を割り引きします。
●&LIFE 個人年金保険 	老後の生活資金を計画的にご準備いただけるよう、一定年齢になられたときに年金を受け取ることができます。また、個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、お払込みの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。
●&LIFE こども保険 	お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて祝金を受け取ることができます。また、こども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。 なお、ご契約者の方が死亡・高度障害状態になられたときに養育年金が受け取れる「I型」と、養育年金の保障がない「II型」の2つのタイプからお選びいただけます。
●定期保険 	死亡・高度障害状態を一定期間で保障し、低廉な保険料でご準備いただけます。保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。 また、健康優良割引(区分料率適用特約)を付加することにより、健康状態や喫煙歴、自動車等の運転履歴に応じて、保険料を割り引きします。
●無解約返戻金型定期保険 	前記の定期保険と保障内容は同一ですが、保険期間中の解約返戻金をなくすことにより、保険料を低廉にしたものです。 個人のお客さま・法人のお客さまを問わず、できるだけ少ないご負担で大きな保障を希望される場合に適しています。
●遡増定期保険 	保険金額が約款所定の割合で最高5倍まで増える仕組みを持つ定期保険で、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。
●養老保険 ●5年ごと利差配当付養老保険 	死亡・高度障害状態の保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。
●特定疾病保障終身保険 ●特定疾病保障定期保険  	悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、特定疾病保険金をお受け取りいただけます。特定疾病保険金は治療費としてご活用いただくことはもちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

【主な特約】

特約名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
災害割増特約	不慮の事故または約款所定の感染症による死亡・高度障害状態の保障を増やしたい方へ
新傷害特約	不慮の事故または約款所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害状態の保障を増やしたい方へ
リビング・ニーズ特約	余命6ヵ月以内と判断されるときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部を生前に受け取りたい方へ
保険料払込免除特約(22)	悪性新生物(上皮内ガンを含むガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたときに以後の保険料のお払込みを不要としたい方へ
新保険料払込免除特約	悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたときに以後の保険料のお払込みを不要としたい方へ
保険料払込免除特約	特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、約款所定の特定障害状態や要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払込みを不要としたい方へ
代理請求特約	保険金等の受取人やご契約者が保険金等や保険料の払込免除をご請求できない場合に、その代理人がご請求できるようにしておきたい方へ

	特約名
&LIFE こども保険用の特約	こども医療特約
&LIFE 医療保険Aセレクト ^{エース} アップ ^{アップ} 用の特約	先進医療特約(無解約返戻金型)、入院一時給付特約(無解約返戻金型)(22)、通院給付特約(無解約返戻金型)(18)、女性疾病給付特約(無解約返戻金型)(25)、三大疾病一時給付特約(無解約返戻金型)(25)、保険料払込免除特約(22)、ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(25)、抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)、ガン特定診療特約(無解約返戻金型)(25)、ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)
&LIFE 医療保険Aセレクト ^{エース} アップ ^{アップ} 引受緩和型用の特約	引受基準緩和型先進医療特約(無解約返戻金型)、引受基準緩和型入院一時給付特約(無解約返戻金型)、引受基準緩和型通院給付特約(無解約返戻金型)、引受基準緩和型女性疾病給付特約(無解約返戻金型)(25)、引受基準緩和型三大疾病一時給付特約(無解約返戻金型)(25)、引受基準緩和型保険料払込免除特約、引受基準緩和型ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(25)、引受基準緩和型ガン特定診療特約(無解約返戻金型)(25)
&LIFE ガン保険Sセレクト ^{スマート} 用の特約	ガン保険料払込免除特約、ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)、抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)、ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)、ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)、ガン退院療養給付特約(無解約返戻金型)(18)、ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18)

(4) 団体向け商品

商品名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
総合福祉団体定期保険 無配当総合福祉団体定期保険	従業員が万一のときの福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)の円滑な運営をお考えの企業へ
団体定期保険	従業員が万一のときの、自助努力による死亡保障制度をお考えの企業へ
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
医療保障保険(団体型)	公的医療保険制度補完の仕組みをお考えの企業へ

(5) 法人向け主な商品

商品名	特 徴
定期保険	最長100歳までの長期保障。企業の未来を担う経営者の責任を長期にわたり守ります。
逦増定期保険	経営者・役員の方々の年々増大する責任に合わせた大型保障です。
オーナーズロード ^(※10)	契約から一定期間、災害以外を原因とする保障額を抑えた定期保険です。

※10 「オーナーズロード」は、「災害保障期間設定型定期保険 無配当」の販売名称です。

ご契約時のご案内

個々の保険商品については、各種の商品パンフレットや商品チラシ、保険設計書をご用意しています。



ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載した「契約概要」と、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載した「注意喚起情報」を、必ずご説明のうえお渡しして、お客さまに重要事項についてご理解いただけるよう努めています。あわせて、ご契約にともなう大切な事項を記載した「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

お客さまのニーズ・ご意向に合った適切な保険商品をご提供するため、「意向確認」を実施しています。お申込みいただく内容について、お客さまが最終的に確認する機会を確保するために、お申込みいただく前に、保障の目的、保険種類、保険金額、保険期間、保険料等について、ご意向に沿っているかご確認いただいています。



お客さま

当社・代理店

MS&ADインシュアランスグループについて

経営・戦略について

企業価値創造を支える仕組み

商品・サービス

サステナビリティ取組み

会社データ

重要なことをわかりやすくお伝えする取組み

お客さまの利便性向上への取組みの一環として、重要なことをわかりやすくご案内し、十分にご理解いただくために、お客さま向け説明資料や帳票の改善を図っています。

(1)「ご契約のしおり・約款」のご提供

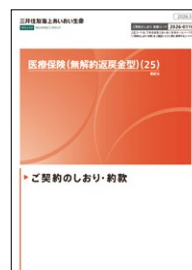
「ご契約のしおり・約款」については、お客さまにとっての利便性やわかりやすさなどの利用品質を重視し、「Web約款」「冊子版」の2種類の提供方法を用意しています。お客さまの希望により選択いただくことが可能です。

- ① Web約款: オフィシャルサイト上に掲載している「ご契約のしおり・約款」(※1)の電子ファイルをパソコン・タブレット等から閲覧いただく方法です。いつでも閲覧でき、保管の必要や紛失の心配がないなど、お客さまのより一層の利便性向上を図っています。
- ② 冊子版: 書面での保管・確認を希望するお客さま向けに、商品ごとに作成しています。

※1 団体保険を除きます。



Web約款(トップ画面)



冊子版

(2) 生命保険告知書



お客さまに「安心と満足」をお届けするためには、ご契約のお申込みにあたって、お客さまにもれなく告知いただくことがとても重要です。じっくりと告知書を読み、記入いただくことで告知もれを防ぐことができるように、告知書はお客さまが正しく、もれなく、少ない負担で記入できるデザインとしています。

2013年6月に「UCDA(※2)アワード(※3)生命保険 告知書部門」の最優秀賞「UCDAアワード2013」(情報の伝わりやすさ賞)受賞の際に取得したUCDAの認証は現在も更新されています。



生命保険告知書

※2 一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会(UCDA)は、情報コミュニケーションにおけるデザインの「見やすさ、わかりやすさ、伝わりやすさ」の研究、普及・啓発活動を行っており、「わかりやすさ」の基準を策定し、コミュニケーションツールおよびコミュニケーションプロセスの審査・認証を行っています。

※3 「UCDAアワード」は企業が提供する情報を産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価したものです。

お申込みのペーパーレス手続き「生保かんたんモード」

お客さまの利便性向上および募集品質の向上を目的として、お申込みのペーパーレス(電子化)手続き「生保かんたんモード」の取扱いを行っており、端末操作だけでお申込手続きいただけます。

「生保かんたんモード」の特徴

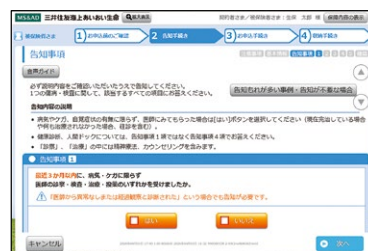
- お申込内容にあわせて必要な説明や確認事項を画面がナビゲートし、申込手続きにおける募集人の手順説明を均質化
- 健康状態に関する告知の査定結果をその場でお客さまに提示し、ご契約の早期成立・保険証券の早期お届けを実現
- ユニバーサルデザインに準拠したシンプルな操作画面に加え、文字拡大や音声ガイダンス等のサポート機能を搭載



お客さまメニュー画面



ご提案内容の確認画面



告知事項画面

リモート(非対面)募集への対応

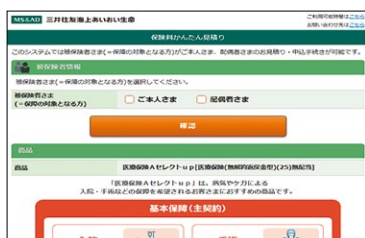
お客さまが対面による生命保険のお申込み手続きを希望されない場合、一定の条件のもと、お客さまのご了解を得て、Web(リモート)を利用したペーパーレス(電子化)手続き「生保かんたんモード(署名レス)」の取扱いを行っています。

ネット完結募集システム「&LIFE e-Net」

デジタル化の進展を背景にお客さまニーズにお応えするため、お客さまのスマートフォン等で医療保険・ガン保険・介護保険のお手続きを行うことができる「&LIFE e-Net」を導入しています。

「&LIFE e-Net」の特徴

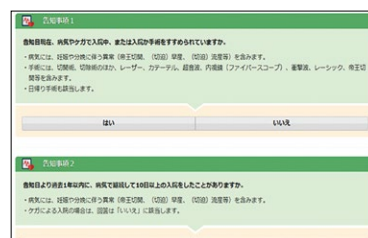
- 「かんたん見積」: 生年月日・性別の入力だけで保険料のお見積りが可能
- ご自宅や職場など、お客さまご自身のタイミングでプランの選択・保険料のお見積り・お申込み手続きが可能
- お申込手続きはスマートフォン上で必要な情報を入力するだけ。サインレスで完了



かんたん見積り



プラン選択画面



告知手続き画面

商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)

当社では生命保険のお申込みをされるお客さまが、生命保険の内容や制度について十分にご理解いただけなかったために、不利益をこうむることのないよう、ご契約時にお客さまにとって不利益となる情報をはじめ、保険契約上の重要な事項について、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などを活用し、ご説明を徹底しています。主なものとしては、以下のとおりです。

(1) 告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことからについてありのままをお知らせしていただくことになっています。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことからについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約を解除することがあります。

また、保険金・給付金の詐取目的による請求など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、当社はご契約を解除することがあります。

(2) 保険金等をお支払いできない場合について

「ご契約から一定期間内における被保険者の自殺」や、「受取人等の故意または重大な過失による支払事由の発生」など、お支払い事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

(3) ご契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われなときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

① 保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中にお支払いいただきます。なお、払込期月中にお支払いがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

〈保険料の払込猶予期間〉

- 月払契約
…払込期月の翌月初日から末日までです。
- 年払・半年払契約^(※1)
…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日^(※2)までです。契約応当日がない場合は、その月の末日までです。
ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

※1 団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。

※2 「応当日」とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことで、特に、月単位・半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

〈例〉2023年4月6日に契約された場合
契約応当日=保険期間中の毎年4月6日

② ご契約の復活

万一、保険料のお支払いがなく契約の効力がなくなっても(失効)、各保険種類に応じた所定の期間内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

*この場合、無選択タイプの契約を除き、健康状態等について改めて告知していただきます(ご契約によっては診査も必要です)。また、その際に失効期間中にお支払いいただけなかった保険料等を当社所定の期日までにお支払いいただけます。ただし、健康状態等によってはご契約の復活ができない場合があります。なお、ご契約を解約された場合はご契約の復活はできません。

(4) 現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。

*保険種類等によっては、お取り扱いできない場合があります。

*当社所定の利率で利息をいただきます。

(5) 保険料のお払込みが困難になられたとき

保険料のお払込みが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

このようなとき	このような方法で	
一時的に保険料のお払込みができないとき	保険料の自動振替貸付制度(お立替え)	●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料お払込みの猶予期間が過ぎても保険料のお払込みがない場合に、当社が保険料を自動的にお立替えする制度です。 (制度の概要) ●貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ●利息…当社所定の利率により複利で計算します。 ●返済方法…全額返済のほか、分割返済もお取り扱いします。 ●精算…保険金や解約返戻金のお支払時などには、自動振替貸付の元利金を差引精算します。
途中から保険料のお払込みを中止し、ご契約を有効に継続されたいとき	払済保険への変更	●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままです。 ●各種特約は消滅します。 ●変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。
	延長保険への変更	●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ●死亡・高度障害保険金額は、原則、変更前の主契約と同額です。 ●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。 ●各種特約は消滅します。
保険料の負担を軽くしたいとき	保険金額、入院給付金日額等の減額	●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお払込み額を少なくし、ご契約を継続していただくことができます。 ●主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されますと、各種特約の保険金額・入院給付金日額なども減額されることがあります。 ●減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。

*保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、上記のお取扱いができない場合があります。

(6) 解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約された際に払い戻されます。

そのため、特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。解約返戻金がまったくない場合もあります。

なお、団体保険につきましては、解約返戻金はありません。

(7) クーリング・オフ制度

お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「注意喚起情報を受け取られた日」、「当社の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日(申込書受領日)」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額をお戻しします。ただし、以下の場合には、このお取扱いができません。

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

ご契約後のサービス・情報提供

ご契約期間中のご案内・情報提供

「ご契約内容のお知らせ」

毎年1回、ご契約者さま宛に、ご契約内容や保険金・給付金などの請求方法等、各種情報を郵送でお届けしています。
また、お客さまWebサービスにご登録のご契約者さまは、スマートフォンやPCから契約内容の定期確認コンテンツや契約内容のPDFダウンロードもご利用いただけます。「ご契約内容のお知らせ」の郵送を停止するペーパーレス化の登録をしていただくと、紙資源の節約につながります。

その他の各種ご案内

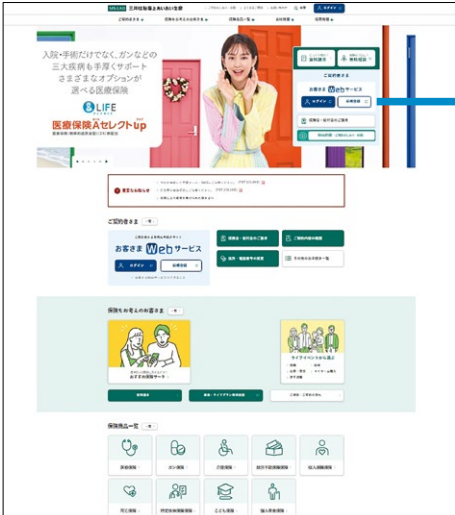
その他、下記のようなご案内をお送りすることで、ご契約者さまへの情報提供を行っています。

保険料のお払込みについて	● 保険料お払込みについてのご案内 ● 口座振替不能のお知らせ ● 生命保険料お立替えのお知らせ	● 保険料払込期間満了のお知らせ ● ご契約失効のお知らせ
その他	● 自動更新のお知らせ ● 積立利率と増加保険金額のお知らせ	● 契約者貸付金残高のお知らせ ● 満期に関するお知らせ

「お客さまWebサービス」での各種照会・お手続き

オフィシャルサイト内の「お客さまWebサービス」から、ご契約内容の照会、各種手続きのお申し出をインターネット経由で行うことができます。

【オフィシャルサイト】 <https://www.msa-life.co.jp>



お客さま Web サービス

ログイン 新規登録

「お客さまWebサービス」でご利用いただけるサービス

- ご契約内容の照会
- 住所変更手続き（海外渡航を除く）
- 保険料振替口座変更手続き
- クレジットカード変更手続き
- 改姓のお申し出
- 受取人変更のお申し出
- 生命保険料控除証明書の再発行・電子発行
- 第二連絡先・家族Eye（親族連絡先制度）の登録・変更・削除
- 保険料の払込み（2回目以降の保険料のみ）

*個人のお客さま専用のサイトです。
*ご利用には、ご利用ID（メールアドレス）とパスワードの設定が必要です。

アイ 家族Eye（親族連絡先制度）



ご契約者さまが、保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、ご契約者さまとご親族さまに次のような安心をご提供する制度です。ご契約時だけでなく、ご契約の途中からでもご登録いただけるよう取り組んでいます。

概要

- ご契約者さまへの連絡が円滑に行えない場合に、ご登録いただいたご親族さまに連絡し、ご契約者さまの連絡先を確認することで、保険契約に関する重要なお案内等をより確実にお届けします。
- 突然の入院などによりご契約者さまから連絡が困難な場合に、ご登録いただいたご親族さまからの保障内容に関するお問い合わせにお答えします。



ご契約内容に関する手続き

●三井住友海上あいおい生命でご加入のお客さま

(1)お電話

「お客さまサービスセンター」では、ご契約者さまから、ご契約内容に関する手続きやお問い合わせを承っています。また、ご契約内容変更等の手続き書類を当社からご契約者さまへ直接発送する「ダイレクトサービス」を実施することにより、迅速で丁寧なサービスをご提供しています。

〈お手続き・お問い合わせ窓口〉

お客さま専用電話
0120-324-386

シニア専用ダイヤル(70歳以上のお客さま)

ご契約内容の変更
お問い合わせ

0120-789-658

保険金・給付金の
ご請求

0120-321-320



受付時間:月～金 9:00～18:00

土 9:00～17:00

(日・祝日・年末年始を除く)

*お問い合わせは契約者ご本人(保険金・給付金請求の場合はお受取人)からお願いします。

*受付曜日・時間は変更となる場合がございますので、最新状況はオフィシャルサイトでご確認ください。

〈お手続き・お問い合わせの例〉

- 入院したので給付金を請求したい
- 住所を変更したい
- 保険料の振替口座を変更したい
- 契約者貸付を受けたい
- 契約の名義を変更したい
- 控除証明書を紛失したので再発行してほしい

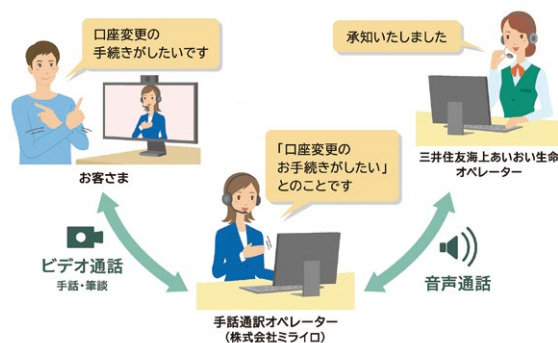
(2)手話通訳サービス



「手話通訳サービス」は、耳やことばの不自由なお客さまからのお問い合わせを、手話通訳オペレーターがビデオ通話を通じて手話または筆談で受付し、当社オペレーターに音声通訳するサービスです。ご契約内容の照会、各種手続きのお申し出を行うことができます。詳しくはオフィシャルサイトでご確認ください。

受付時間: 月～土 9:00～17:00

(日・祝日・年末年始を除く)



(3)インターネット

「お客さまWebサービス」をご利用いただくことで、名義変更など各種手続きのお申し出を行うことができます。なお、保険金・給付金請求は、「お客さまWebサービス」にご登録がないお客さまでも、オフィシャルサイトからお手続きが可能です。

●三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保から契約移行されたお客さま

「医療・介護デスク」「保険金請求受付センター」では、ご契約者さまから、ご契約内容に関するお手続きやお問い合わせを承っています。また、ご契約内容変更等の手続き書類を当社からご契約者さまへ直接発送する「ダイレクトサービス」を実施することにより、迅速で丁寧なサービスをご提供しています。

〈お手続き・お問い合わせ窓口〉

三井住友海上から契約移行されたお客さま

住所変更等のお手続き

0120-321-186

保険金請求のお手続き

0120-321-288

あいおいニッセイ同和損保から契約移行されたお客さま

住所変更等のお手続き

0120-321-553

保険金請求のお手続き

0120-321-288

*受付時間:月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除く)

*お問い合わせは契約者ご本人(保険金請求の場合はお受取人)からお願いします。

*受付曜日・時間は変更となる場合がございますので、最新状況は当社公式サイトでご確認ください。

〈お手続き・お問い合わせの例〉

- 入院したので保険金を請求したい
- 住所を変更したい
- 保険料の振替口座を変更したい
- 契約の名義を変更したい
- 控除証明書を紛失したので再発行してほしい

当社に関する情報提供

(1) ディスクロージャー資料(本資料)

「保険業法第111条」に基づき、決算報告、事業内容、活動状況を記載するディスクロージャー誌を毎年1回発行しています。全国の営業拠点および主要な代理店に備え置くとともに、公式サイトにも掲載しています。

(2) オフィシャルサイト

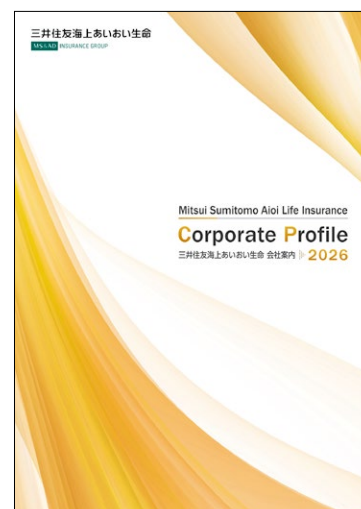
公式サイトでは、当社に関するさまざまな情報を公開しています。

<https://www.msa-life.co.jp>



(3) 会社案内

当社の会社概要を簡潔にまとめています。



お客様の健康をトータルでサポートするヘルスケアサービス「MSAケア」

MSAケアは、健康維持・病気の早期発見、健康に関するご相談、重症化・再発予防、生活サポートなど、お客様の健康をトータルでサポートすることを目指すヘルスケアサービスの総称です。生命保険による「経済的な保障」に加え、「みつける(M)・ささえる(S)・あなたをまもる(A)」をコンセプトとした保障前後のヘルスケアサービスをご提供することにより、病気になる前、病気になった後のサポートを“ひとつながり”でお届けします。

MSAケアには、がんや生活習慣病の早期発見・予防につながるリスクを調べる検査、配食や家事代行、見守り等、介護・認知症に関連するサービス等を幅広くラインアップしています。法人向けには、従業員の健康管理等を行う専用サービスもご用意しています。当社のご契約者さまやMSAケアを導入している企業の従業員の方、当社の見込み顧客にはご優待で有料サービスをご利用いただけるほか、どなたでもご利用いただける無料のサービスもご用意しています。



〈MSAケアBusinessをリリース〉

2026年5月より、法人向け専用サービスをパッケージ化し、「MSAケアBusiness」としてリリースしました。現行メニュー・機能に加え、健康経営優良法人認定のサポートや経営課題の解決につながるサービスを順次追加していく予定です。

当社はMSAケアを通じて社会課題の解決に取り組み、お客様の笑顔で長生きを応援していきます。

【MSAケアサービスコンセプト】



※MSAケアのご利用には、MSAケアWebサービスへのユーザー登録が必要です。

ご契約者さま専用電話相談サービス



(1) 満点生活応援団

当社は、保険契約にご加入いただいているお客さまとその同居または二親等内のご家族の皆さまへ、健康・医療、暮らしに関するさまざまなご相談についてお応えする「満点生活応援団」をご提供しています(通話料無料)。

保険金・給付金等のお支払いだけでなく、お客さまのお悩み解決のサポート、情報提供を通して、少しでもお客さまの生活を応援したいと考えています。



●サービスメニュー

<健康・医療相談> 健康や医療に関するご相談に資格を持った相談員がお応えします。

- | | | |
|--------------------------|--------------------|------------|
| ●看護師相談 | ●セカンドオピニオンサポートサービス | ●こころの相談 |
| ・一般的なご相談 | ・主治医とのコミュニケーション相談 | ●検診施設検索・予約 |
| ・八大疾病専門相談 ^(注) | ・専門医相談 | |
| ・おくすり相談 | ・セカンドオピニオン医療機関紹介 | |
| ・医療機関総合情報提供 | ・セカンドオピニオン受け方相談 | |
| ・健康診断結果相談 | | |
| ・先進医療相談 | | |
| ・女性専門医の情報提供 | | |

注：八大疾病とは、ガン、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、糖尿病、肝疾患、腎疾患、^{すい}臓疾患を指します。

<暮らしの相談> 子育てに関するお悩み、日常生活上のトラブル等、暮らしに関するさまざまなご相談にお応えします。

- 子育て相談 ●税金の相談 ●暮らしのトラブル相談 ●資産運用相談 ●社会保険労務士相談 ●相続相談

(2) 介護すこやかデスク

当社は、保険契約にご加入いただいているお客さまとその同居または二親等内のご家族の皆さまへ、介護・認知症に関するお悩みやご相談にお応えする電話相談サービス「介護すこやかデスク」をご提供しています。(通話料無料)

介護・認知症相談、介護施設の情報提供、認知症専門医療機関の情報提供、見守りサービスのご紹介等、以下8つのサービスメニューをご用意しています。



●サービスメニュー

- | | | | |
|------------|--------------|-----------------|-------------|
| ●介護・認知症相談 | ●介護施設の情報提供 | ●認知症専門医療機関の情報提供 | ●あたまた健康チェック |
| ●見守りサービス紹介 | ●ご家族向けメンタルケア | ●成年後見制度相談サービス | ●家族信託相談サービス |

(3) ガン特定診療相談デスク

当社は「ガン特定診療特約」にご加入いただいているお客さまへ、ガンの治療法や医療機関等のご相談にお応えする電話相談サービス「ガン特定診療相談デスク」をご提供しています。(通話料無料)



●サービスメニュー

看護師資格を持った専門相談員がお応えします。

- ガン特定診療給付金のお支払い対象となる医療機関等の情報提供 ●ガン治療に関するパーソナル相談

※ サービスの内容等は2026年4月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合があります。

※ 「満点生活応援団」・「介護すこやかデスク」・「ガン特定診療相談デスク」は、当社の保険商品の保障の一部ではありません。当社が提携する会社が提供するサービスです。

※ 海外からのご利用はできません。また、一部のサービスについて、ご希望の地域によってはご紹介できない場合があります。

ご請求時・お支払い時のご案内

保障内容や保険金等のご請求手続きを理解いただくために、お客さまへのご案内の充実を図っています。

(1)ご請求時のご案内

お客さまからの請求のご連絡は、当社公式サイトやお客さまサービスセンターで承ります。

●公式サイト

公式サイトでは、インターネットでの請求手続きや保険金・給付金請求書類のお取り寄せ、ダウンロードが可能です。

また、保険金・給付金請求に関する案内を掲載しており、保障の対象となる手術が検索できる「手術かんたん検索ツール」や診断書を省略して請求できるかどうか確認できるツールなどをご用意しています。



自動音声応答サービスのご案内

●お客さまサービスセンター

お客さまサービスセンターでは、保険金・給付金の請求申出や手続きについて、専門のコミュニケーターがご案内しています。また、高齢のお客さまが安心して手続きを行えるよう、シニア専用ダイヤルを設け、高齢者対応の研修を受けたコミュニケーターが心を込めてサポートしています。

さらに、入院・手術給付金の請求については、コミュニケーターを介さずに24時間365日ご利用いただける「自動音声応答サービス」をご用意し、お客さまの利便性向上に取り組んでいます。



「ご請求に必要な書類について」

●請求書類の送付

請求の連絡後は、請求手続きに必要な書類をご契約やご請求の内容に応じて作成し、返信用封筒を同封してお客さまに直接お送りしています。その際には「保険金・給付金ご請求手続きかんたんガイド」を同封し、お手続きの流れや、ご請求における留意事項、請求書類の記入例をご案内しています。

「保険金・給付金ご請求手続きかんたんガイド」には、いつでもどなたでも内容をご理解いただけるよう、以下サービスを掲載しております。

- 必要書類や請求書類の記入方法を動画で解説(公式YouTube):いつでもどこでもご利用いただけるほか、音声・字幕付きの動画解説のため、ご高齢のお客さまにもわかりやすくご利用いただけます。また、手話動画もご用意しており、手話をご利用の方にもわかりやすくご案内しています。
- ガイドの内容を音声で案内:音声コードUni-Voice(ユニボイス)を専用アプリで読み込むことで、目の不自由なお客さまにもガイドの内容がご確認いただけます。



「保険金・給付金ご請求手続きかんたんガイド」

●代理人からのご請求

ご契約者さまや受取人さまが認知症や病気・ケガで寝たきりになるなど、意思表示ができないときに備え、受取人さまに代わってご指定の代理人の方が保険金や給付金をご請求できる「代理請求特約」もご用意しており、お客さまへご案内しています。



「請求書類記入例」

(2) お支払い時のご案内

お支払い時には「お手続き完了(お支払明細)」のお知らせ」を郵送します。
 保険金・給付金のお支払い手続きの中で、他の保険金・給付金をお支払いできる可能性がある場合には、「お手続き完了(お支払明細)」のお知らせにあわせて請求手続きのご案内をしています。
 その後ご請求のないお客さまには、定期的にお手紙による確認を行っています。



お手続き完了(お支払明細)のお知らせ

「インターネットでの請求手続き」サービス

お客さまの利便性向上を目的として、インターネットでの請求手続きサービスをご提供しています。
 なお、サービスのご利用には、ご請求いただく給付金の種類などに一部条件がございますので、詳しくは当社オフィシャルサイトをご覧ください。

特徴

- 書類の記入や送付が不要
 Webサイト上で請求情報を入力し、必要書類の画像をアップロードすることによって、ご請求手続きを完結することができます。
- お好きなタイミングで手続きが可能
 スマートフォン、タブレット、パソコンからお客さまのご都合に合わせてご請求手続きが可能です。
- コールセンターへのお電話が不要
 コールセンターへのお電話や、請求書類のお取り寄せなどが不要のため、従来の請求方法より早くお手続きが完結します。

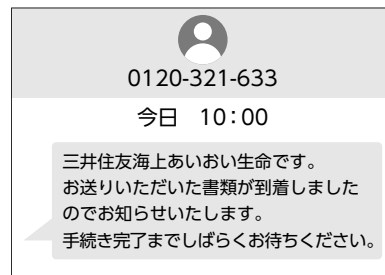
サービスのイメージ



「手続き状況お知らせメッセージ」サービス

保険金・給付金の請求手続き状況をショートメッセージ(SMS)でお客さまに通知するサービスをご提供しています。

請求書類が当社へ到着したとき、お支払手続きが完了したときなど、お客さまへタイムリーにお知らせしています。



先進医療給付金直接支払サービス

「先進医療特約」「ガン先進医療特約」などの先進医療に関する特約を付加されているお客さまに、先進医療給付金直接支払サービスをご提供しています。

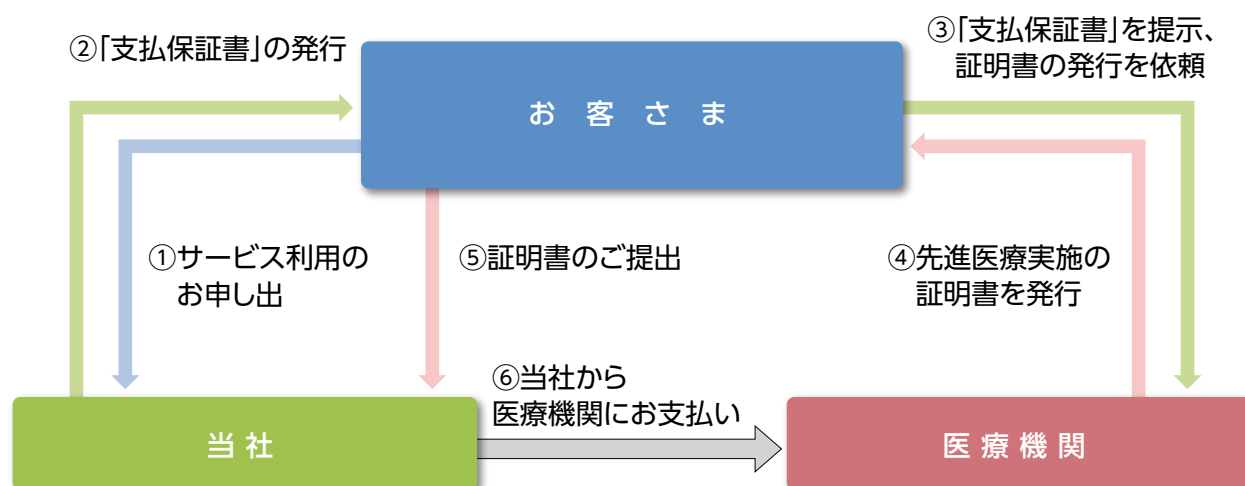
このサービスは、「陽子線治療」「重粒子線治療」の先進医療技術料をお客さまに代わって当社より医療機関に直接お支払いするものです。特に技術料が高額な治療でも、お客さまの資金準備の負担を軽減し、安心して治療いただけます。2026年3月現在、厚生労働省の認可を受けて先進医療として「陽子線治療」または「重粒子線治療」を実施している26の医療機関でご利用いただけます。

なお、サービスのご利用には所定の条件があります。治療を検討される前にお客さまサービスセンターへご確認ください。

特徴

- 治療開始前の「支払保証書」発行により、安心して治療に臨めます。
- ご提出いただく請求書や診断書等を簡素化し、迅速にお支払い手続きを行います。
- 「陽子線治療」または「重粒子線治療」の開始を確認次第、速やかに医療機関にお支払いします。

流れ



保険金等支払管理態勢とお支払い状況

保険金等支払の仕組みや支払可否について、お客さまにご理解いただけるよう、真摯にわかりやすく説明するとともに、公平性・健全性に留意し、迅速かつ適切に遂行することを基本とし、これらを実現するための保険金等支払管理態勢の構築および確保に不断に取り組んでいます。

保険金等支払管理態勢の整備にあたっては、お客さまの利便性を最優先とし、保険金等を漏れなくお支払いするために、「契約加入時」「保険契約期間中」「請求受付・案内時」「支払期日到来時・契約失効時およびその後の請求可能期間中」の各段階で、保険金等のお支払いについて十分ご説明し、保険金等をお支払いする事由が発生した場合には、お客さまごとに迅速かつ適切にわかりやすいご請求の案内を行うよう努めています。

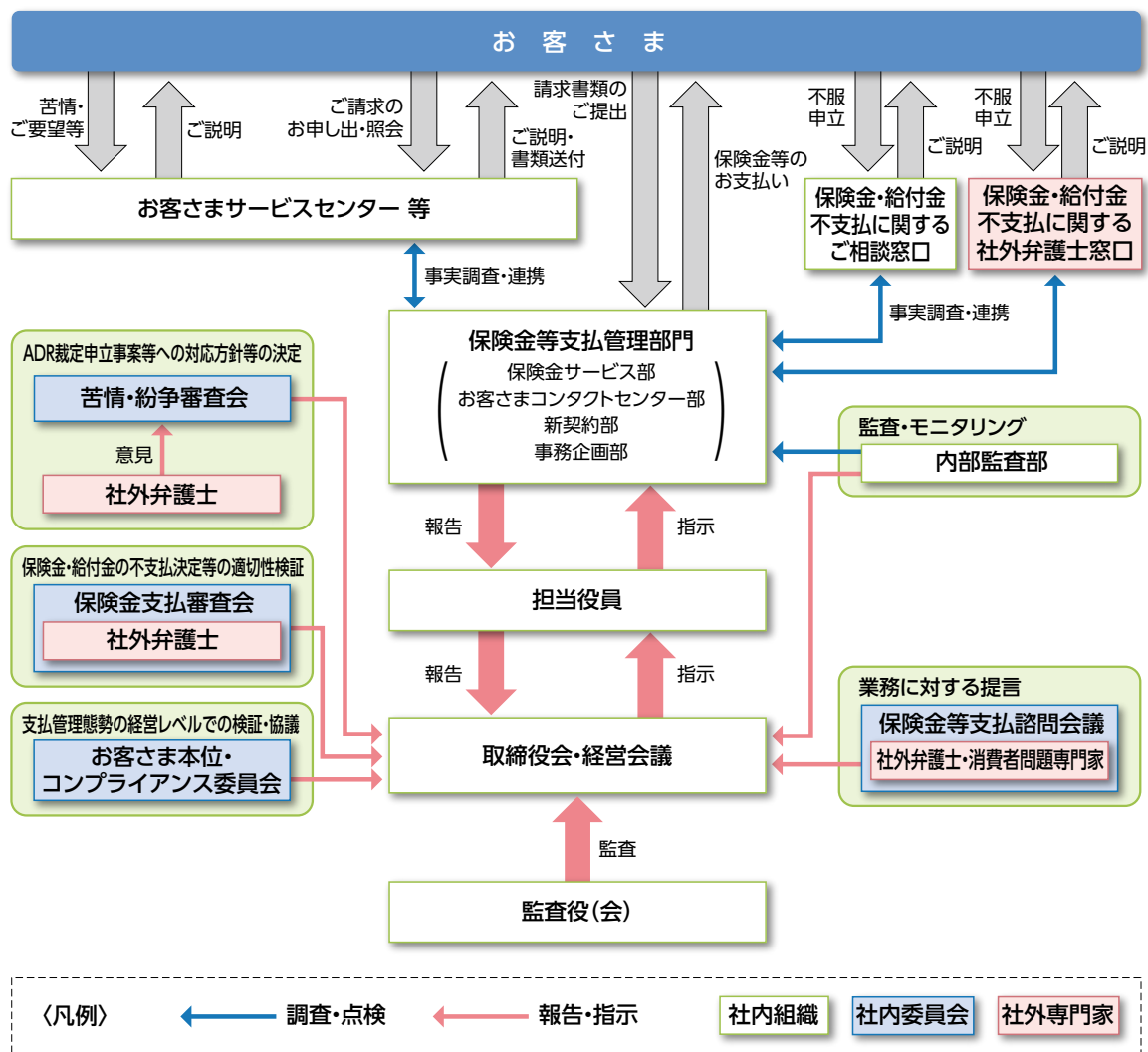
また、保険金等支払業務の適切性を社内および社外から監視・検証する態勢を整備するとともに、保険金等のお支払いに関する苦情を漏れなく把握して、お客さまの声を業務の改善に反映させる取り組みを行っています。

保険金等支払管理態勢

保険金等のお支払いについて、以下の態勢を構築し、業務の正確性・客観性・透明性の確保に努めています。

- 保険金・給付金のお支払いは、業務に精通した担当者が迅速かつ適切に対応するとともに、支払誤りを防止するため、複数の担当者によるチェックならびに別組織によるお支払い前の点検・検証を実施しています。
- 「お客さま本位・コンプライアンス委員会」では、保険金等支払管理態勢についての課題を洗い出し、対応策等を協議しています。
- 「保険金等支払諮問会議」では、保険金等のお支払いに関して、社外弁護士や消費者問題専門家から意見を聴取し、業務運営の一層の向上に役立てています。
- 「苦情・紛争審査会」では、裁判外紛争解決(ADR)機関に裁定の申し立てがあった事案やそれに準ずる苦情事案について、社外弁護士の意見を聴取しつつ、会社としての適切な対応方法等について協議・決定しています。
- 「保険金支払審査会」では、社外弁護士の意見を聴取しつつ、保険金・給付金に関する個別案件の支払・不支払決定等の適切性について検証しています。
- 保険金・給付金のお支払いの可否等に関し、お客さまからの相談窓口を社内に設置するとともに、社外弁護士を窓口とする「お客さま相談窓口」を別途設けています。
- お客さまと当社の間で紛争解決が図れない場合、お客さまは「金融ADR制度」に基づき、一般社団法人生命保険協会(生命保険相談所内「裁定審査会」)をご利用いただくことができます。

【保険金等支払管理態勢図】



保険金・給付金のお支払い状況

病気やケガなどによる万一の場合の保障として、2025年度において約40万件、889億円の保険金・給付金をお支払いしました。

【お支払いした件数・金額】

	保険金	給付金	合 計
お支払い件数	7,478件	398,495件	405,973件
お支払い金額	47,452百万円	41,546百万円	88,999百万円

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご請求が9,329件ありました。

【お支払いに該当しないと判断した件数】

非該当理由	保険金	給付金	合 計
①詐欺取消	3件	1件	4件
②不法取得目的無効	0件	0件	0件
③告知義務違反解除	1件	224件	225件
④重大事由解除	1件	42件	43件
⑤免責事由該当	14件	20件	34件
⑥支払事由非該当	84件	8,939件	9,023件
合 計	103件	9,226件	9,329件

*上記件数は、一般社団法人生命保険協会にて策定した基準ののち集計しているため、当社における従来の集計基準による件数とは一部異なります。

*個人保険と団体保険の合算数値となります。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数です。

【参考】「お支払いに該当しないと判断した件数」の非該当理由に関する解説

- ① 詐欺取消
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が取消となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- ② 不法取得目的無効
保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- ③ 告知義務違反解除
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- ④ 重大事由解除
保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- ⑤ 免責事由該当
保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- ⑥ 支払事由非該当
責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

サステナビリティ取組み

MS&ADインシュアランス グループの取組み

MS&ADインシュアランス グループは、経営理念の実現に向け、「価値創造ストーリー」を紡ぐ企業活動を通じて、社会との共通価値を創造し、「レジリエントでサステナブルな社会」を目指します。
信頼と期待に応える最高の品質を追求し、ステークホルダーとともに、地球環境と社会の持続可能性を守りながら、誰もが安定した生活と活発な事業活動にチャレンジできる社会に貢献し続けます。
(グループコーポレートガバナンスに関する基本方針 第2章 2.)

取組みの3つの柱

サステナビリティをグループ戦略として具体的に進めるため、「自然災害リスクの低減」「人口動態等の社会構造変化を捉えた価値提供」「人権を尊重した責任ある事業活動」の3つを具体的な取組みの柱として取り組んでいます。

自然災害リスクを低減し、未来に続くレジリエントな社会をつくる

- リスクのプロフェッショナルとして国内外の自然災害リスク低減に取り組み、災害へのレジリエンスが高い社会を実現するとともに、当社グループの収支改善に取り組み、保険の持続可能性を向上
- この取組みの一環として、脱炭素化社会の実現に向けた温室効果ガス削減取組、自然災害リスク低減につながる森林や湿地等の保全・強化等も進め、自然災害の甚大化を抑制

人口動態等の社会構造変化を捉えた価値提供により、豊かで幸せな社会をつくる

- 少子・高齢化等の人口動態等の社会構造の変化を的確に捉えたソリューションを開発・提供することで、中長期的に企業価値を向上

人権を尊重した責任ある事業活動で社会からの信頼を深める

- 全てのステークホルダー（社員、お客さま、代理店、取引先等）の人権を尊重した事業活動を通じて、強靱で包摂的なグローバルサプライチェーンの形成に貢献し、社会との信頼関係を強固にするとともに、経営リスクの抑制や人財の確保等、当社グループのグローバルな競争力を強化

「人と地球のwell-being」に貢献

当社のサステナビリティ取組み

自治体等との連携、中小企業支援等による地域社会への貢献や、お客さまの利便性向上に寄与する商品・サービスの開発等を通じ、社会との共通価値を創造する(CSV)取組みを推進してきました。

2026年度も、健康増進や疾病の早期発見・予防に貢献する取組みなど、健康長寿社会の実現に資するCSV取組を推進していきます。

お客さまに医療情報をお伝えする活動

セミナーの開催

健康・医療をテーマとしたセミナーを開催し、健康と医療、備えの大切さについてお客さまの理解を深めていただくことに努めています。また、認知症・介護、がん、循環器病や先進医療技術などに関するお客さま向け資料を作成し、代理店や社員を通じてお届けしています。

冊子「先進医療を知るガイドブック」

先進医療技術に関する基礎知識および代表的な先進医療技術について、図表データやカラー写真などを用いてわかりやすく解説しています。代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。



Webサイトによる情報提供

「からだケアナビ」「先進医療.net」「先進医療ナビ」「ガン特定病院検索ナビ」を通じ、お客さまが健やかに長生きすることに役立つ健康情報や医療機関情報をご提供しています。

脳卒中に関する啓発活動(脳卒中プロジェクト)

公益社団法人日本脳卒中協会と協同事業契約を結び、全国各地で脳卒中の専門医を講師とする「日本脳卒中協会セミナー」を開催しています。脳卒中では後遺症に悩む方が多くいます。また、要介護状態の原因にもなります。多くの皆さまに脳卒中の「予防」と「備え」への理解を深めていただくことに努めています。

同協会が定める「脳卒中月間」(10月)では、生保課支社での「脳卒中セミナー」開催等により、脳卒中の症状や予防・治療等について正しい知識の普及・啓発に努めています。



社会課題の解決に貢献する取組み

世界の子どものワクチンを贈る活動

かけがえのない「いのち」を大切にし、未来に受け継いでいきたいという想いを込め、当社商品ブランド「&LIFE (アンドライフ)」の新規契約件数に応じた金額を、認定NPO法人「世界の子どものワクチンを 日本委員会(JCV)」へ寄付しています。

2025年度は、ポリオワクチン6.5万人相当分を寄付しました。



赤木社長、JCV常務理事 奥寺氏

認定NPO法人 世界の子どものワクチンを 日本委員会

1日4,000人、時間にして20秒に1人の赤ちゃんや子どもが、ワクチンがないために命を落としています。「世界の子どものワクチンを 日本委員会」は、こうした子どもたちにワクチンを届け、子どもたちの未来を守る活動を行う国際支援団体です。ワクチンに加え、接種の瞬間まで冷蔵・冷凍管理するための関連機器も届けることで、支援国が継続的にワクチンを管理し、接種できる環境を整えています。

<https://www.jcv-jp.org/>

認知症の「共生」と「予防」に貢献する活動

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の方やその家族を手助けするため、多くの社員・代理店が認知症サポーター養成講座を受講しています。受講後は認知症サポーターとして、見守り活動などに取り組み、認知症の方にやさしい地域づくりに貢献しています。

また、2020年度からは、一般社団法人日本認知症予防学会と連携して、地域の認知症予防活動を支援する人財を養成する「認知症予防フレンド養成講座」をオンライン開催し、社員の受講を推進しています。認知症予防フレンド資格者を中心に、認知症予防についてひとりでも多くのお客さまへ正しい知識をお届けする啓発活動に取り組んでいます。



受講証明書



認知症予防フレンド
テキスト・認定バッジ

日本の子どもの貧困問題の解決に貢献

日本の子どもの貧困問題の解決に寄与し、未来を担う子どもたちが将来へ希望をもてる社会づくりに貢献するため、認定NPO法人キッズドアや内閣府・こども家庭庁が運営する「こどもの未来応援基金」への寄付を行っています。

寄付金は、経済的に困難な生活環境にある子どもたちへの教育支援や、子どもたちの夢や未来を応援する支援事業にあてられています。

認定NPO法人キッズドア

貧困など、困難な環境にある日本の子どもの社会へのドアを開けるべく、小学生から高校生を対象に教育支援を行うNPO法人です。大学生や社会人のボランティアと共に、日本国内の子どもの支援に特化した活動を展開しています。

<https://kidsdoor.net/>

高齢者の現況確認を通じた社会貢献

高齢のお客さまに現況を確認する取組みのなかで、認定NPO法人ブリッジフォースマイルを支援することへの賛同を募り、その人数に応じた金額の寄付を行っています。

高齢のお客さまが、社会とのつながりを意識しながら気軽に参加できる社会貢献活動として取り組んでいます。

認定NPO法人ブリッジフォースマイル

児童養護施設等から社会に巣立つ子どもたちに対して、自立のための知識やスキルを身に付けるセミナーの開催、就労や奨学金の支援、生活必需品や安価で安心して住める住宅の提供等、さまざまなプログラムで子どもたちの自立をサポートしている団体です。

2004年12月設立。

<https://www.b4s.jp>

社会の信頼に応える品質に向けた取組み

投融資を通じた持続可能な社会実現への貢献

MS&ADインシュアランス グループは、あらゆる事業活動において環境や社会との相互影響を考慮し行動することを通じて、企業価値の向上を図るとともに、持続可能で強くしなやかな社会づくりに貢献していきます。

当社と三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上プライマリー生命は、2016年度に世界銀行(国際復興開発銀行)の発行するサステナブル・ディベロップメント・ボンドに投資を行いました。投資した資金は、開発途上国の持続的発展を目的とするプロジェクトへの融資案件に活用されています。

以降当社では、以下の債券投資に加えてインパクト投資等を通じて収益性の確保のみならず、持続可能な社会の形成に寄与し、社会貢献事業への支援も果たしています。

	発行体等	概 要
2017年度	アフリカ開発銀行 インダストリアルイズ・ アフリカ・ボンド	アフリカを工業化することを目的としたプロジェクトに活用され、融資を受けるプロジェクトは民間セクターを支援し、中小企業(SMEs)の発展の可能性を高めることを企図し、アフリカの持続可能な経済的、社会的発展に資することを目指しています。
2019年度	独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構 サステナビリティボンド	アジアで初めて低炭素経済に向けた大規模投資を促進する国際NGOから認証を取得した債券です。調達した資金は鉄道建設プロジェクトや船舶共有建造プロジェクトを通じて国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献します。
2020年度	米州開発銀行 サステナブル・ディベ ロップメント・ボンド	新型コロナウイルス感染症に対処する各国をサポートするために発行する債券です。「公衆衛生」「脆弱な立場に置かれた人々のセーフティーネット」「生産性と雇用」「経済的影響の軽減を図るための財政政策」の4つの分野に集中的に融資します。
2021年度	アジア開発銀行 ジェンダー・ボンド	アジア開発銀行によるジェンダーの平等と女性のリーダーシップ促進に資するプロジェクトを支援するために発行する債券です。国連の定義する17の持続可能な開発目標(SDGs)のうち、目標5(ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る)と整合します。
2021年度	アジア開発銀行 ウォーター・ボンド	アジア・太平洋地域におけるさまざまな水関連事業を支援するために発行する債券です。本債券で調達された資金は、同地域の水の供給、衛生、水資源管理、水関連の災害対策を含む、水と衛生の安全保障ニーズを満たすためのプロジェクトに充当されます。
2022年度	独立行政法人国際協力 機構 ピースビルディング ボンド	本ピースビルディングボンドにより調達された資金は、JICAの実施する有償資金協力事業のうち、紛争・内戦により影響を受けた(受けている)国・地域等の平和と安定や復興に資する事業に充当されます。
2023年度	インドネシア共和国 ブルーボンド	同国の「SDGs政府証券フレームワーク」に基づき発行された債券で、調達された資金は、海洋汚染の削減や海洋生態系の保護、海洋関連産業の発展等のプロジェクトに充当されます。

2024年度以降についても、引き続き国内外の企業等が発行するサステナビリティボンドやトランジションボンド等への投資を行っています。

地域貢献・社員活動

「よこはま動物園ズーラシア」の園内整備など

「よこはま動物園ズーラシア」が行う教育普及活動や市民協働事業等の推進に協賛しています。毎年、社員と社員の家族によるボランティア活動として緑化・花壇整備活動等を実施しています。また、園の職員による動植物の解説を交えながら活動することで、参加者の生物多様性への理解を深めました。



花壇整備活動の様子

社員参加で推進する活動

「地域の清掃活動」「ベルマーク寄贈」「不要品の寄付」「使用済み切手・ペットボトルキャップ回収」など、地域の社会貢献につながる活動を行っています。

また、本社ビルでは毎年、献血会を開催し、多くの社員が参加しています。献血は、東京都赤十字血液センターを通じて、精密な検査を実施後、血液製剤として保管され、医療機関からの要請に応じて、治療に使用されます。



清掃活動の様子

ハートポイント制度による寄付

「いのち・医療に関する活動」「地域・環境貢献活動」「スポーツ振興・支援」など、社員の自発的・積極的なサステナビリティ取組み、社会貢献活動をポイント換算し、そのポイント総数に応じて公益財団法人等へ寄付を行う「ハートポイント制度」を実施しています。

福祉事業所の出張販売会

障がい者の方々の自立を支援するため、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社とともに、福祉事業所で作られた製品の出張販売会の開催を支援しています。



出張販売会の様子

MS&ADインシュアランスグループとの共同取組

MS&ADインシュアランスグループの企業が一体となって取り組んでいる以下の活動などに参画しています。

MS&ADグリーンアース・プロジェクト

社内での環境負荷低減やお客さまと連携したペーパーレス取組等を進めるとともに、防災減災・地方創生にも貢献する自然環境の保全・再生を推進する取組みです。2022年度から新たに国内3カ所(熊本県球磨川流域、宮城県南三陸町、千葉県印旛沼流域)で、社員と地域の団体が協働する自然環境の保全・再生取組を始めました。



MS&ADゆにぞんスマイルクラブ

社員有志が毎月任意の額を拠出し、さまざまな団体に寄付を行っています。毎年MS&AD軽音楽部と共催で行うバレンタイン・チャリティーコンサートでは、参加費や寄付金をタイ・ラオス・カンボジア・ミャンマーの農村地域に住む子どもたちが中学校へ通うための奨学金として贈っています。

義援金の寄付

豪雨や地震などの災害時の被災者支援を目的とした寄付を社員に募集し、社員からの寄付額に会社拠出分を上乗せして、各種団体に寄付を行っています。

スポーツ振興

日本のスポーツの強化・繁栄に貢献することを目的に、第一線で活躍するスポーツ選手のサポートや、競技団体への支援を通じて、各スポーツの普及・発展を支えることで、社会貢献および、スポーツ振興に取り組んでいます。現在、サッカー・パラクライミング・柔道、陸上の選手6名が在籍し、競技と仕事を両立させながら活躍しています。

サッカー

WEリーグ(日本女子プロサッカーリーグ)に加盟する「ジェフユナイテッド市原・千葉レディース」を応援しています。当社社員(田中真理子)が所属し、日々練習に励んでいます。今後も「ジェフユナイテッド市原・千葉レディース」を応援し、日本女子サッカーの発展に貢献していきます。



©JEF UNITED

パラスポーツ

パラクライミング

視覚障害男子B1(全盲)クラスの會田祥選手と下肢機能障がい男子AL2クラスの結城修平選手が在籍し、国内外の大会に出場しています。會田選手は2025年度は国内大会に加え、IFSCワールドカップ3大会(ソルトレイクシティ、インスブルック、ラヴァール)、IFSC世界選手権(ソウル)で優勝しました。2026年度は世界大会である、ワールドクライミングパラシリーズ優勝を目標に日々練習に励んでいます。



© Nakajima/Timmerman/IFSC

パラスポーツの普及・強化を支援

NPO法人日本視覚障害者柔道連盟、一般社団法人日本パラクライミング協会、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟の活動に協賛しています。パラスポーツの普及・強化を支援することで、障がいのある方々の生きがいの発見、QOL(生活の質)の向上に役立てると考えています。多様な人々が活躍し、ともに生きる社会を目指すDE&I(ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン)を推進していきます。



「スポーツエールカンパニー2026」に認定

スポーツエールカンパニーは、従業員が行うスポーツ活動の支援や促進に向けた取組みを実施している企業を、スポーツ庁が認定する制度です。2025年度より、パラスポーツに積極的に取組む民間企業・地方公共団体を認定する「パラスポーツ部門」が新設されました。当社は一般社団法人日本パラクライミング協会への協賛やパラクライミングの普及・振興活動、および「TOKYOパラクラ23※」と連携し、パラスポーツの理解促進につながる活動を展開しています。

※パラクライミング選手やサイトガイドが組成している普及団体



環境問題への取組み

当社では、MS&ADインシュアランス グループの一員として、以下の環境基本方針のもと、地球環境の保全と改善に向けた取組みを積極的に推進しています。

国内外の自然災害被害を減らし、未来へ続くレジリエントな社会を実現し、社会との共通価値創造(CSV)により、地域社会に貢献していくことを目指しています。

MS&ADインシュアランス グループ環境基本方針

MS&ADインシュアランス グループは「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」という経営理念(ミッション)に基づき、環境について経営戦略の一環として次の主要課題を定め、行動基準に沿った取組みを推進します。

環境マネジメントシステムによる継続的な改善に努め、環境関連法規制やMS&ADインシュアランス グループが同意する原則・指針等を遵守します。

主要課題

1. 気候変動の緩和および気候変動への適応
2. 持続可能な資源の利用
3. 環境負荷の低減
4. 生物多様性の保全

行動基準

1. 保険・金融サービス事業を通じた取組み

主要課題に貢献する保険・金融サービスを創出し、社会的課題の解決と企業価値の向上に努めます。

2. 事業プロセスにおける取組み

事業プロセスを革新的に見直し、資源・エネルギーの効率的利用を図りつつ、品質向上および業務の改善に努めます。

3. 環境啓発および保護活動

役職員および地域社会や次世代への環境啓発を通じて、ステークホルダーとともに環境保護活動を推進し、信頼と共感を獲得します。

2050年ネットゼロの実現

2050年度までにCO₂排出量を実質ゼロ(ネットゼロ)、2030年度までにCO₂排出量50%削減を目標に掲げ、「MS&AD グリーンアースプロジェクト環境負荷低減・社会貢献取組」におけるペーパーレスおよび電力・ガソリン利用抑制取組の更なる強化を図ります。

主な取組み

1. ガソリン使用量の削減

リモートワークやオンラインミーティングの活用など、社有車による移動そのものを削減します。また、社有車の低燃費車両への入替えにより、エネルギー使用量の削減を進めます。加えて、MS&ADインシュアランス グループとして、自動車保険のご契約者さまなどへお薦めしている「エコ安全ドライブ」に、社員自らも取り組みます。

2. 電力使用量の削減

時間外労働の抑制、執務室照明など未使用区画の消灯、階段利用の促進、ドレスコードフリーの実施、エアコン温度の適切な設定などの各種節電について、社員全員で取り組みます。

3. 紙使用量の削減

DXやリモートワーク、オンラインミーティングを利用したペーパーレス会議の推進等により、紙利用そのものを削減します。また、紙保管資料の削減・廃止に取り組み、紙に依存しない業務スタイルへの変革を推進します。加えて、保険契約のお申込み、各種ご請求手続きのWeb化によるペーパーレスを推進することで、紙の使用量を削減します。

会社データ

目次

I. 会社の概況および組織

1. 沿革	76
2. 経営の組織	78
3. 店舗網一覧	80
4. 資本金の推移	84
5. 株式の総数	84
6. 株式の状況	84
(1) 種類等	84
(2) 大株主	84
7. 主要株主の状況	84
8. 取締役、執行役員、および監査役	85
9. 会計監査人の氏名または名称	88
10. 従業員の在籍・採用状況	88
11. 平均給与(内勤職員)	88
12. 平均給与(営業職員)	88

II. 会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	89
(1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い	89
(2) 資産の運用	89
2. 経営方針	89

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	90
2. 契約者懇談会開催の概況	93
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、 及び苦情からの改善事例	93
(1) 相談・苦情処理態勢	93
(2) 相談(照会、苦情)の件数	93
(3) 苦情からの改善事例	93
4. お客さまに対する情報提供の実態	94
5. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の 方法	94
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	94
7. 新規開発商品の状況	94
8. 保険商品一覧	94
9. 情報システムに関する状況	94
10. 公共福祉活動の概況	94

IV. 直近5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標

95

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	96
2. 損益計算書	104
3. キャッシュ・フロー計算書	106
4. 株主資本等変動計算書	107
5. 保険業法に基づく債権の状況	108
6. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	108

7. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベン シー・マージン比率)	108
8. 有価証券等の時価情報(会社計)	109
(1) 有価証券の時価情報	109
(2) 金銭の信託の時価情報	111
(3) デリバティブ取引の時価情報	112
9. 経常利益等の明細(基礎利益)	115
10. 利源別損益	117
11. 会社法による会計監査人の監査	117
12. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性	117
13. 事業年度の末日において、保険会社が将 来にわたって事業活動を継続するとの前提 に重要な疑義を生じさせるような事象また は状況その他保険会社の経営に重要な影 響を及ぼす事象	117

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	118
(1) 2025年度決算業績の概況	118
(2) 保有契約高および新契約高	119
(3) 個人保険及び個人年金保険の年換算保 険料(保険種類別、通貨別)	120
(4) 契約者配当の状況	122
2. 保険契約に関する指標等	123
(1) 保有契約増加率	123
(2) 解約失効率(対年度始)	124
(3) 死亡率(個人保険主契約)	124
(4) 保険契約を再保険に付した場合にお ける、再保険を引き受けた主要な保険 会社等の数	124
(5) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた保険会社等のうち、 支払再保険料の額が大きい上位5社に 対する支払再保険料の割合	124
(6) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた主要な保険会社等 の格付機関による格付に基づく区分ごと の支払再保険料の割合	124
(7) 未収受再保険金の額	125
(8) 第三分野保険の給付事由または保険種類 の区分ごとの、発生保険金額の経過保険 料に対する割合	125
3. 経理に関する指標等	126
(1) 支払備金明細表	126
(2) 責任準備金明細表	126
(3) 責任準備金残高の内訳	127
(4) 個人保険および個人年金保険の責任 準備金の積立方式、積立率、残高(契約 年度別、通貨別)	127

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、 保険金等の額を最低保証している保険 契約に係る一般勘定の責任準備金の 残高、算出方法、その計算の基礎となる 係数	128
(6) 契約者配当準備金明細表	128
(7) 引当金明細表	128
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	128
(9) 保険料明細表	129
(10) 保険金明細表	129
(11) 年金明細表	129
(12) 給付金明細表	130
(13) 解約返戻金明細表	130
(14) 減価償却費明細表	130
(15) 事業費明細表	130
(16) 借入金等残存期間別残高	131
4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）	132
(1) 資産運用の概況	132
(2) 運用利回り	135
(3) 主要資産の平均残高	135
(4) 資産運用収益明細表	136
(5) 資産運用費用明細表	136
(6) 利息及び配当金等収入明細表	137
(7) 有価証券売却益明細表	137
(8) 有価証券売却損明細表	137
(9) 有価証券評価損明細表	137
(10) 商品有価証券明細表	137
(11) 商品有価証券売却高	137
(12) 有価証券の残存期間別残高およびその 合計額	138
(13) 業種別株式保有明細表	139
(14) 貸付金明細表	140
(15) 貸付金残存期間別残高	140
(16) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	140
(17) 貸付金業種別内訳	140
(18) 貸付金担保別内訳	140
(19) 有形固定資産明細表	141
(20) 固定資産等処分益明細表	141
(21) 固定資産等処分損明細表	142
(22) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	142
(23) 海外投融資の状況	142
(24) 海外投融資利回り	144
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	144

Ⅶ. 会社の運営

1. リスク管理の体制	145
2. 法令遵守の体制	145
3. 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三 分野保険に係るものに限る。）の合理性及び 妥当性	145
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在す る場合、当該生命保険会社が法第百五条 の二第一項第一号に定める生命保険業務 に係る手続実施基本契約を締結する措置 を講ずる当該手続実施基本契約の相手方 である指定生命保険業務紛争解決機関の 商号または名称	145
5. 個人データ保護	145
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	145

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等 145

Ⅸ. 会社およびその子会社等の状況

1. 保険会社およびその子会社等の概況	146
(1) 主要な事業の内容および組織の構成	146
(2) 子会社等に関する事項	146
2. 保険会社およびその子会社等の主要な業務	146
(1) 直近事業年度における事業の概況	146
(2) 主要な業務の状況を示す指標	146
3. 保険会社およびその子会社等の財産の状況	146
4. 保険会社およびその子会社等のリスク管理 の体制	146

I. 会社の概況および組織

1. 沿革

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

2011年10月 三井住友海上あいおい生命保険株式会社誕生

2012年 4月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
金融窓販営業部を新設、営業拠点を4ヵ所新設

2012年10月 札幌お客さまサービスセンター開設

2012年12月 「終身介護保障特約（払込期間中無解約返戻金型）」発売

2013年 4月 「初回保険料後払制度」開始

団体保険業務部・業務革新部を新設、営業拠点を13ヵ所新設

2013年12月 「&LIFE 新医療保険A（低・無解約返戻金選択型医療保険 無配当）」発売

2014年 4月 営業拠点を5ヵ所新設

2014年10月 東京都中央区新川2-27-2に本社を移転

2015年 4月 ライフエージェント営業統括部・西日本ライフエージェント営業部を新設、営業拠点を14ヵ所新設

2016年 4月 営業教育企画部・営業ビジネススクールを新設、営業拠点を1ヵ所新設

2016年 5月 「&LIFE 新医療保険Aプラス（低・無解約返戻金選択型医療保険 無配当）」発売

2017年 3月 募集株式発行による増資（増資後資本金855億円）

2017年 4月 7営業部・営業拠点29ヵ所、代理店コンタクトセンター部を新設

「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新収入保障」（新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）無配当）発売

2018年 4月 企業品質管理部を新設

「&LIFE 新医療保険Aプレミアム（低・無解約返戻金選択型医療保険（18）無配当）」発売

「終身介護・認知症プラン」「&LIFE 終身保険（低解約返戻金型）無配当、

終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）」発売

2018年 7月 「オーナーズロード（災害保障期間設定型定期保険 無配当）」発売

2018年 9月 「&LIFE ガン保険スマート（ガン保険（無解約返戻金型）（18）無配当）」発売

2019年 4月 グループ損保2社から第三分野長期契約を当社へ移行完了

2019年 6月 「&LIFE 新総合収入保障ワイド」「&LIFE ぐらしの応援ほけん」

〈新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）無配当）発売

2020年 4月 商品付帯サービス「介護すこやかデスク」の提供を開始

2021年 3月 入院・手術給付金の請求申出にAIによる「自動音声応答サービス」を導入

2021年 7月 HIROTSUバイオサイエンスと資本業務提携締結

2021年10月 デジタルイノベーション部を新設

2022年10月 ヘルスケアサービスブランド「MSAケア」の提供を開始

2022年11月 「&LIFE 医療保険Aセレクト（医療保険（無解約返戻金型）（22）」発売

「&LIFE ガン保険Sセレクト（ガン保険（無解約返戻金型）（22）」発売

2023年 6月 ヘルスケアサービス「MSAケアWebサービス」の提供を開始

2023年 9月 「&LIFE 医療保険Aセレクト（引受緩和型）（引受基準緩和型医療保険（無解約返戻金型）無配当）」発売

2024年 3月 「&LIFE 介護保険Cセレクト（介護・認知症選択型保障保険（無解約返戻金型）無配当）」発売

2025年 1月 MSAライフサポートエージェンシー株式会社（当社100%出資子会社）設立

2025年 3月 「&LIFE 収入保障Wセレクト（死亡・介護障害選択型収入保障保険（無解約返戻金型）無配当）」発売

2026年 3月 「&LIFE 医療保険Aセレクトup（医療保険（無解約返戻金型）（25）無配当）」、

「&LIFE 医療保険Aセレクトup引受緩和型（引受基準緩和型医療保険（無解約返戻金型）（25）無配当）」発売

旧三井住友海上きらめき生命保険株式会社

1996年 8月 住友海上火災保険株式会社の100%子会社として「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」が資本金100億円で設立
(三井海上火災保険株式会社の100%子会社として「三井みらい生命保険株式会社」が資本金100億円で設立)

1996年10月 営業開始

2001年10月 「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」と「三井みらい生命保険株式会社」が合併し、「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」発足(資本金230億円)
格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得

2004年 9月 新株発行増資(増資後資本金355億円)

2005年 2月 スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得

2006年 4月 東京都千代田区神田錦町3-11-1に本社を移転
2006年10月 開業10周年

2007年 7月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO 10002」に関する適合宣言

2008年 6月 保有契約100万件、総資産1兆円を達成
2008年 7月 三井住友海上グループホールディングス株式会社の100%子会社となる

2010年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングスの100%子会社となる

2010年 5月 「あいおい生命保険株式会社」との合併合意

2010年11月 新契約事務プロセス改革を開始

2010年11月 合併に関する基本事項発表 社名「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」、存続会社「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」、本店所在地「東京都中央区(旧あいおい生命本店所在地)」

旧あいおい生命保険株式会社

1996年 8月 大東京火災海上保険株式会社の100%出資により「大東京しあわせ生命保険株式会社」が設立
(千代田火災海上保険株式会社の100%出資により「千代田火災エビス生命保険株式会社」が設立)

1996年10月 営業開始

2001年 4月 「大東京しあわせ生命保険株式会社」と「千代田火災エビス生命保険株式会社」が合併し、「あいおい生命保険株式会社」発足

2005年 9月 「環境ISO14001:2004」を本店で認証取得

2006年10月 開業10周年

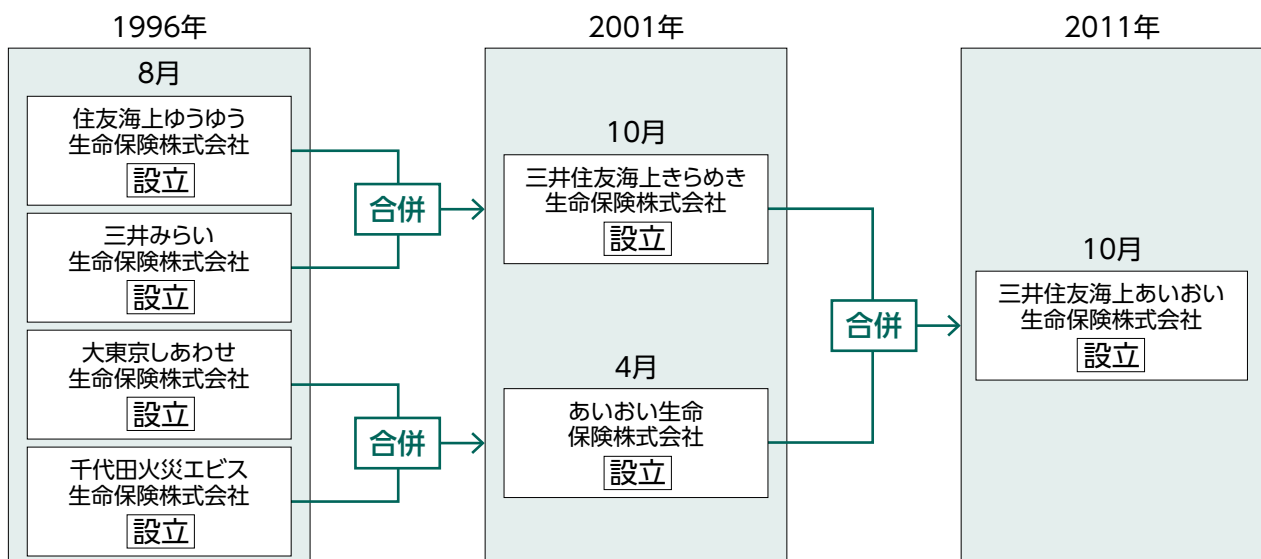
2007年 9月 100億円増資(標準責任準備金の一括積立実施)

2009年 4月 あいおい保険グループ「IOI環境宣言」の公表

2010年 4月 「あいおい損害保険株式会社」と「ニッセイ同和損害保険株式会社」「三井住友海上グループホールディングス株式会社」が経営統合し、「MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社」を設立し、その傘下となる

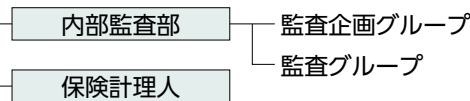
2010年 5月 「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併合意

2010年 9月 東京都中央区日本橋3-1-6に本社を移転



2. 経営の組織(2026年7月1日現在)





3. 店舗網一覧(2026年7月1日現在)

店舗名	郵便番号	所在地	
本社			
	104-8258	東京都中央区新川2-27-2	
北海道営業部			
札幌支社	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル
北海道中央支社	070-0032	北海道旭川市二条通9-228-2	旭川道銀ビル
北海道東支社	085-0018	北海道釧路市黒金町7-4-1	釧路太平洋興発ビル
北海道支社	053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-1	王子不動産センタービル
函館支社	040-0063	北海道函館市若松町14-10	函館ツインタワー
東北営業部			
仙台支社	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル
青森支社	030-0823	青森県青森市橋本2-19-3	Corner Front Aomori
岩手支社	020-0022	岩手県盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル
秋田支社	010-0951	秋田県秋田市山王2-1-43	三井住友海上秋田ビル
山形支社	990-0047	山形県山形市旅籠町3-2-10	三井住友海上山形ビル
福島支社	963-8878	福島県郡山市堤下町11-6	三井住友海上郡山ビル
北関東営業部			
群馬第一支社	371-0024	群馬県前橋市表町2-2-6	前橋ファーストビルディング
群馬第二支社	371-0024	群馬県前橋市表町2-2-6	前橋ファーストビルディング
茨城支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-10	水戸証券ビル
茨城南支社	305-0032	茨城県つくば市竹園1-6-1	つくばビルディング
栃木支社	320-0034	栃木県宇都宮市泉町6-20	宇都宮D I ビル
甲信越営業部			
新潟支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代2-1-1	COZMI Xビル
長野支社	380-0935	長野県長野市中御所岡田町53-7	あいおいニッセイ同和損保長野ビル
松本支社	390-0815	長野県松本市深志1-2-11	昭和ビル
山梨支社	400-0858	山梨県甲府市相生2-3-16	三井住友海上甲府ビル
埼玉営業部			
埼玉第一支社	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-82-1	大宮大門町MⅡビル
埼玉第二支社	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-82-1	大宮大門町MⅡビル
埼玉西支社	350-1123	埼玉県川越市脇田本町17-5	三井住友海上川越ビル
埼玉北支社	360-0037	埼玉県熊谷市筑波2-15	大樹生命熊谷ビル
千葉営業部			
千葉第一支社	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-7-4	三井住友海上千葉ビル
千葉第二支社	260-0032	千葉県千葉市中央区登戸1-21-8	あいおいニッセイ同和損保千葉ビル
千葉北支社	273-0011	千葉県船橋市湊町2-3-17	湯浅船橋ビル
千葉南支社	292-0805	千葉県木更津市大和1-9-12	あいおいニッセイ同和損保木更津ビル
東京中央営業部			
東京東支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル
東京第一支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル
新東京支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル

東京営業部

東京北支社	163-0241	東京都新宿区西新宿2-6-1	新宿住友ビル
東京第二支社	163-0241	東京都新宿区西新宿2-6-1	新宿住友ビル
東京西支社	190-0012	東京都立川市曙町2-35-2	A-ONEビル

東京企業第一営業部

第一課	101-0062	東京都千代田区神田駿河台3-4	龍名館本店ビル
第二課	101-0062	東京都千代田区神田駿河台3-4	龍名館本店ビル

東京企業第二営業部

営業課	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル
金融法人課	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル

神奈川営業部

横浜支社	221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1	MYXビル
横浜中央支社	221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1	MYXビル
神奈川中央第一支社	243-0018	神奈川県厚木市中町2-8-13	T P R 厚木ビル
神奈川中央第二支社	243-0018	神奈川県厚木市中町2-8-13	T P R 厚木ビル

静岡営業部

静岡支社	420-0035	静岡県静岡市葵区七間町8-20	毎日江崎ビル
沼津支社	410-0801	静岡県沼津市大手町2-10-14	ファース沼津ビル
浜松支社	430-0944	静岡県浜松市中央区田町330-5	遠鉄田町ビル

愛知営業部

愛知支社	460-0003	愛知県名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル
愛知第一支社	453-6114	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12	グローバルゲート
愛知南支社	453-6114	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12	グローバルゲート
三河支社	444-0043	愛知県岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル

中部営業部

岐阜支社	500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6-31	岐阜スカイウイング37 西棟
三重支社	510-0074	三重県四日市市鶴の森2-9-3	三井住友海上四日市ビル

名古屋企業第一営業部

営業課	460-0003	愛知県名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル
-----	----------	-----------------	-------------

名古屋企業第二営業部

営業課	453-6114	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12	グローバルゲート
-----	----------	----------------------	----------

北陸営業部

金沢支社	920-0906	石川県金沢市十間町5	あいおいニッセイ同和損保金沢ビル
富山支社	930-0858	富山県富山市牛島町18-7	アーバンプレイス
福井支社	910-0006	福井県福井市中央1-3-1	加藤ビル

関西営業部

滋賀支社	520-0051	滋賀県大津市梅林1-3-10	滋賀ビル
京都支社	600-8090	京都府京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266	三井住友海上京都ビル
神戸支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通1-1-18	三井住友海上神戸ビル
姫路支社	670-0964	兵庫県姫路市豊沢町140	新姫路ビル

近畿営業部

大阪北支社	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル
大阪南支社	590-0952	大阪府堺市堺区市之町東6-2-9	三井住友海上堺ビル
大阪中央支社	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル
奈良支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町3-4-29	大宮西田ビル
和歌山支社	640-8153	和歌山県和歌山市三木町台所町7	三井住友海上和歌山ビル

関西企業営業部

第一課	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル
第二課	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル
第三課	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル
金融法人課	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル

中国営業部

広島支社	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	三井住友海上広島ビル
岡山支社	700-0904	岡山県岡山市北区柳町1-12-1	岡山柳町ビル
山陰支社	690-0003	島根県松江市朝日町589-2	マルヂビル
山口支社	754-0014	山口県山口市小郡高砂町2-8	A Z U R E 新山口

四国営業部

高松支社	760-0042	香川県高松市大工町1-1	あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル
徳島支社	770-0856	徳島県徳島市中洲町2-6	WAKAMATSU.BLDG
愛媛支社	790-0878	愛媛県松山市勝山町2-12-7	三井住友海上松山ビル
高知支社	780-0053	高知県高知市駅前町4-15	西山ビル

九州営業部

福岡第一支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル
福岡第二支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル
北九州支社	802-0002	福岡県北九州市小倉北区京町3-7-1	ガーデンシティ小倉
大分支社	870-0029	大分県大分市高砂町2-50	オアシスひろば2 1
宮崎支社	880-0812	宮崎県宮崎市高千穂通1-4-8	MT-01 BASE
沖縄支社	900-0021	沖縄県那覇市泉崎1-20-1	那覇ビジネスセンター

九州西南営業部

熊本支社	862-0975	熊本県熊本市中央区新屋敷1-5-1	熊本イーストフロントビル
佐賀支社	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45	大樹生命佐賀駅前ビル
長崎支社	850-0046	長崎県長崎市幸町7-1	STADIUM CITY NORTH
鹿児島支社	890-0053	鹿児島県鹿児島市中央町18-1	南国センタービル

ライフエージェント営業部

東京第一 L A 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル
東京第二 L A 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル
東京第三 L A 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル

L C営業部

北海道 L C 支社	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル
東北 L C 支社	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル
北関東甲信越 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル
埼玉 L C 支社	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-82-1	大宮大門町MⅡビル
千葉 L C 支社	260-0032	千葉県千葉市中央区登戸1-21-8	あいおいニッセイ同和損保千葉ビル
東京第一 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル
東京第二 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル
東京第三 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル
東京第四 L C 支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル
神奈静 L C 支社	221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1	MYXビル
中部第一 L C 支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-18-1	ナディアパークビジネスセンタービル
中部第二 L C 支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-18-1	ナディアパークビジネスセンタービル
中部第三 L C 支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-18-1	ナディアパークビジネスセンタービル
大阪第一 L C 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル
大阪第二 L C 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル
大阪第三 L C 支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル
中国 L C 支社	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	三井住友海上広島ビル
四国 L C 支社	760-0042	香川県高松市大工町1-1	あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル
九州 L C 支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル
九州西南 L C 支社	862-0975	熊本県熊本市中央区新屋敷1-5-1	熊本イーストフロントビル

MS&ADインシ
ュアランス
グループについて

経営・戦略について

企業価値創造を支える
仕組み

商品・サービス

サステナビリティ取組み

会社データ

4. 資本金の推移

年 月	増資額	増資後資本金	摘 要
1996年 8 月	10,000百万円	10,000百万円	会社設立
2001年10月	13,000百万円	23,000百万円	合 併
2004年 9 月	12,500百万円	35,500百万円	増 資
2017年 3 月	50,000百万円	85,500百万円	増 資

5. 株式の総数(2026年3月31日現在)

発行可能株式総数	3,000千株
発行済株式の総数	2,960千株
株 主 数	1名

6. 株式の状況(2026年3月31日現在)

(1)種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	2,960千株	—

(2)大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社	2,960千株	100%	—	—

(注)当社株主は上記1名のみであり、他にはおりません。

7. 主要株主の状況(2026年3月31日現在)

名 称	MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
本 社 所 在 地	東京都中央区新川二丁目 27 番 2 号
資 本 金	101,367百万円
主要な事業の内容	子会社の経営管理およびそれに付帯する業務
設 立 年 月 日	2008年4月1日
株式等の総数等に占める所有株式等の割合	100%

8. 取締役、執行役員、および監査役(2026年7月1日現在)

男性 22 名 女性 1 名 (取締役、執行役員および監査役のうち女性の比率 5%)

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	あかぎ ただす 赤木 匡 (1966年7月20日生)	1989年 4月 住友海上火災保険株式会社 ^{※1} 入社 2020年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2023年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2024年 4月 三井住友海上火災保険株式会社専務執行役員 2025年 4月 当社取締役 副社長執行役員 2026年 4月 当社取締役社長 社長執行役員(現職)	・業務全般統括
専務執行役員	たなか ただゆき 田中 忠之 (1965年10月2日生)	1988年 4月 大東京火災海上保険株式会社 ^{※2} 入社 2019年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事 2022年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 2023年 4月 当社取締役 専務執行役員 2025年 4月 当社専務執行役員(現職)	・愛知営業部 ・中部営業部 ・名古屋企業第一営業部 ・名古屋企業第二営業部 ・北陸営業部 ・営推副担当
専務執行役員	こが ひろゆき 古賀 博之 (1964年11月25日生)	1987年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 ^{※3} 2019年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2021年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2024年 4月 当社専務執行役員(現職)	・東京企業第一営業部 ・東京企業第二営業部 ・神奈川営業部 ・静岡営業部
取締役 専務執行役員	はやかわ たくま 早川 琢磨 (1964年9月30日生)	1988年 4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1999年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2019年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2022年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2025年 4月 当社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2026年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職) MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 常務執行役員(現職)	・財務部 ・内部監査部 ^(注)
取締役 専務執行役員	えもと しげる 江本 茂 (1967年1月18日生)	1990年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2015年 4月 当社出向 営業推進部 部長 2016年 4月 当社出向 営業推進部長 2017年 4月 当社出向 営業企画部長 2019年 4月 当社出向 人事総務部長 2021年 4月 当社執行役員 経営企画部長 2023年 4月 当社常務執行役員 経営企画部長 2024年 4月 当社取締役 常務執行役員 2025年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	・経営企画部 ・デジタルイノベーション部 ・情報システム部
専務執行役員	ほきた みつひろ 穂北 光宏 (1966年12月20日生)	1989年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2021年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2024年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2026年 4月 当社専務執行役員(現職)	・関西営業部 ・近畿営業部 ・関西企業営業部
専務執行役員	さいとう たけし 齋藤 毅 (1967年3月15日生)	1989年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2019年 4月 当社出向 営業企画部長 2020年 4月 当社執行役員 営業企画部長 2022年 4月 当社執行役員 2024年 4月 当社常務執行役員 2025年 4月 当社取締役 常務執行役員 2026年 4月 当社専務執行役員(現職)	・北海道営業部 ・東北営業部 ・北関東営業部 ・甲信越営業部
専務執行役員	やまもと ただし 山本 正 (1967年11月24日生)	2009年 8月 あいおい生命保険株式会社入社 2015年 4月 当社 中国営業部 特命部長 2016年 4月 当社 中国営業部長 2018年 4月 当社 監査部長 2020年 4月 当社 LC営業部長 2021年 4月 当社理事 2023年 4月 当社取締役 執行役員 2025年 4月 当社取締役 常務執行役員 2026年 4月 当社専務執行役員(現職)	・中国営業部 ・四国営業部 ・九州営業部 ・九州西南営業部

(注)内部監査部について、早川専務執行役員は大和田常務執行役員が担当する部の内部監査を担当する。

※1 2001年に三井海上火災保険株式会社と合併し、三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。

※2 2001年に千代田火災海上保険株式会社と合併し、あいおい損害保険株式会社に社名変更。2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。

※3 1991年に三井海上火災保険株式会社に社名変更。2001年、住友海上火災保険株式会社と合併し、三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
常務執行役員	ちば のりゆき 千葉 規之 (1967年10月19日生)	2007年 5月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社入社 2014年 4月 当社 九州営業部 特命部長 2015年 4月 当社 営業推進部 部長 兼 経営企画部 部長 2016年 3月 当社 営業教育企画部長 2020年 4月 当社理事 営業推進部長 2021年 10月 当社理事 営業推進部長 兼 デジタルイノベーション部長 2022年 4月 当社執行役員 営業推進部長 兼 デジタルイノベーション部長 2023年 4月 当社執行役員 営業推進部長 2024年 4月 当社常務執行役員(現職)	・埼玉営業部 ・千葉営業部 ・東京中央営業部 ・東京営業部 ・営推副担当
常務執行役員	きよすけ ちか こ 清輔 千賀子 (1966年2月2日生)	1986年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2017年 4月 当社出向 お客さまコンタクトセンター部長 2020年 4月 当社理事 お客さまコンタクトセンター部長 2021年 4月 当社理事 企業品質管理部長 2022年 4月 当社執行役員 企業品質管理部長 2023年 4月 当社執行役員 2025年 4月 当社常務執行役員 監査部長 2026年 4月 当社常務執行役員 内部監査部長(現職)	
取締役 常務執行役員	おおわだ ひろよし 大和田 博義 (1967年1月13日生)	1991年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2020年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事 2022年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 執行役員 2025年 4月 当社取締役 常務執行役員(現職)	・経理部 ・内部監査部
取締役 常務執行役員	とみなが れい 富永 湖 (1968年11月29日生)	1991年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2020年 4月 当社出向 リスク管理部長 2022年 4月 当社出向 商品部長 2023年 4月 当社執行役員 商品部長 2025年 4月 当社常務執行役員 2026年 4月 当社取締役 常務執行役員(現職)	・商品・サービス部 ・新契約部
取締役 常務執行役員	すずき けいじ 鈴木 啓司 (1968年6月18日生)	1991年 4月 三井海上火災保険株式会社入社 2022年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 執行役員 2023年 6月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 常勤監査役 2025年 6月 当社取締役 常務執行役員(現職)	・企業品質管理部 ・リスク管理部 ・コンプライアンス部
取締役 常務執行役員	ふかさわ たつや 深澤 達也 (1967年2月5日生)	1990年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2022年 4月 当社理事 監査部長 2023年 4月 当社理事 デジタルイノベーション部長 2024年 4月 当社理事 人事総務部長 2025年 4月 当社執行役員 人事総務部長 2026年 4月 当社取締役 常務執行役員(現職)	・人事総務部 ・事務企画部 ・お客さまコンタクトセン ター部 ・保険金サービス部
取締役 常務執行役員	むらかみ ゆういち 村上 雄一 (1969年4月24日生)	1993年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2022年 4月 当社出向 営業企画部長 2024年 4月 当社執行役員 経営企画部長 2026年 4月 当社取締役 常務執行役員(現職)	・営業企画部 ・営業推進部 ・法人・団体マーケット推進部 ・営業教育企画部 ・代理店コンタクトセンター部
執行役員	おくむら たけし 奥村 健 (1968年12月2日生)	1991年 4月 三井海上火災保険株式会社入社 2020年 4月 当社出向 財務部長 2023年 4月 当社理事 財務部長 2025年 4月 当社執行役員 財務部長(現職)	
執行役員	かわだ ひろゆき 川田 浩之 (1968年9月14日生)	1991年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2018年 4月 当社出向 経理部 部長 2020年 4月 当社出向 経理部長 2024年 4月 当社理事 経理部長 2026年 4月 当社執行役員 経理部長(現職)	
執行役員	あべ まさとし 安部 正敏 (1970年3月16日生)	1992年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2018年 4月 当社出向 北海道営業部長 2020年 4月 当社出向 営業教育企画部長 2023年 4月 当社理事 ライフエージェント営業部長 2025年 4月 当社理事 2026年 4月 当社執行役員(現職)	・営推副担当 ・ライフエージェント営 業部 ・LC営業部

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締役 (非常勤)	たむら さとる 田村 悟 (1963年2月13日生)	1985年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社※4 2014年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事 2016年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 2018年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 常務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2020年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2020年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2021年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 2021年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 2022年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社専務執行役員 当社取締役 2026年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社副社長執行役員(現職) 当社取締役(現職)	

※4 2001年に大東京火災海上保険株式会社と合併し、あいおい損害保険株式会社に社名変更。2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
監査役	やすだ のぶひさ 安田 修久 (1966年6月21日生)	1989年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 2017年 4月 当社出向 代理店コンタクトセンター部長 2019年 4月 当社出向 西日本ライフエージェンツ営業部長 2020年 4月 当社出向 新契約部長 2022年 4月 当社出向 保険金サービス部長 2023年 4月 当社執行役員 保険金サービス部長 2025年 4月 当社執行役員 お客さまコンタクトセンター部長 2026年 4月 当社顧問 2026年 6月 当社監査役(現職)	
監査役 (非常勤)	なかやま しんいちろう 中山 振一郎 (1973年11月5日生)	1996年 4月 三井海上火災保険株式会社入社 2022年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 休職(MS Amlin Corporate Services Limited 出向)部長 兼 経理部 部長 2024年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 経理部 部長 2025年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 経理部長(現職) 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社監査役(現職) 当社監査役(現職)	
社外監査役	あいはら やすひろ 相原 康浩 (1962年12月24日生)	1985年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 2015年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 監査部長 2017年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 監査部長 2021年 4月 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社監査役(現職) au損害保険株式会社監査役(現職) 当社監査役(現職)	
社外監査役	ふくだ まさひと 福田 真人 (1958年6月23日生)	1981年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2012年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員 2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 常務執行役員 2016年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 常務執行役員 2018年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 専務執行役員 2020年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2020年 6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2021年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 執行役員 2023年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役 2023年 6月 能美防災株式会社社外監査役 当社監査役 2024年 6月 能美防災株式会社社外取締役 監査等委員(現職) 当社監査役(現職)	

9. 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在籍数(年度末)		採用数		2025年度末	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	2,073名	2,113名	139名	96名	43.3歳	11.3年
(男 子)	934	953	96	50	44.2	10.8
(女 子)	1,139	1,160	43	46	42.4	11.7
営業職員	368名	373名	39名	44名	47.7歳	10.2年
(男 子)	331	331	32	33	48.4	10.4
(女 子)	37	42	7	11	42.2	5.7

(注) 上記には三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの出向者を含みます。

11. 平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区分	2025年3月	2026年3月
内勤職員	450	466

(注) 平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

12. 平均給与(営業職員)

(単位：千円)

区分	2025年3月	2026年3月
営業職員	512	506

(注) 平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

Ⅱ. 会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い

当社は、お客さまに充実した保険サービスをわかりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでいます。

- ① 保険商品の充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案
- ② お客さまの声に基づく業務の改善、企業品質の向上
- ③ 社員・代理店に対する教育・指導
- ④ 安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

(2) 資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金のお支払いに備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っています。お支払いの備えに万全を期すため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としています。

運用資産の大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としていますが、一部を外貨建債券等の収益期待資産に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。

2. 経営方針

2ページに掲載しています「トップメッセージ」をご参照ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

事業の経過および成果等

経営環境

当期のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復がみられました。また、日銀の金融政策正常化を背景にわが国の金利は超長期を中心に上昇基調となる中、株式市場は株価最高値更新と底堅く推移しましたが、中東情勢の悪化により、株価は不安定な状況となっています。なお、高市内閣発足後の経済情勢は成長志向・積極財政への期待の一方、財政運営の方向性を巡る思惑も交錯し、市場動向に影響を与えています。

さらに、米国の経済政策がもたらす影響や中東情勢に伴う原油価格の高騰および地政学的リスクの高まりに引き続き注視が必要な中、原材料・エネルギー価格の高騰や物資の不足等による物価上昇が続いており、加えて、各地で頻発する自然災害の脅威等、予測不能で不確実性の高い環境が国民生活を脅かしています。このような情勢の下、当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社の「経営理念、経営ビジョン、行動指針」に基づき、中期経営計画(2022-2025)における当社の目指す姿「お客さまの『笑顔で長生き』を応援し、すこやかな未来を支える健康長寿サポーター」の実現に向けて、就労不能時の保障や健康の維持増進、高齢化に伴う介護・医療の負担増等の社会課題の解決に取り組みしました。

当年度の主な取組

【お客さま本位の業務運営の徹底】

「お客さま本位の業務運営に関する方針」の通り、全社で「お客さま本位の業務運営」の実現に向けた取組を進めました。企業品質を高めるための職場ミーティングを全社で実施し、風土創造にも取り組みました。また、ライン部長が自らの言葉で「お客さま本位」「コンプライアンス」に資する行動について伝える研修を実施し、管下社員への「お客さま本位・コンプライアンス」の企業風土の浸透と定着を図りました。2025年4月から開始したサービス体験直後のお客さまの声を収集する取組を通じ、お客さまの声を真摯に受け止め、商品・サービスの開発・改善に活かす仕組みを整え、より一層の業務改善に取り組んでいます。

また、ご契約後のアフターフォロー活動の充実に向け、2025年1月に設立された100%出資の代理店、MS Aライフサポートエージェンシー株式会社では、高品質なコールセンターを通じ、お客さまとの接点を拡大・強化することで、お客さま本位の業務運営を実践しています。

【お客さま体験価値の向上】

2022年に開始したヘルスケアサービスの当社プラットフォーム「MSAケア」は、病気の予防・早期発見、重症化・再発予防に資する30種超のサービスメニューを揃え、2025年度には登録者数が2.8万人増加し、8万人となりました。また、法人では2025年度400社に導入いただき、3,900社超の企業の皆さまにご利用いただいています。

【経営基盤の強化・企業風土創造】

弛まない生産性の向上や資産運用の高度化等によって創出した利益を、優れた商品・サービスの開発や、お客さまとの接点を強化する施策等の成長投資に振り向けています。

また、最大の経営資源である人財(社員)一人ひとりの力を引き出す新たな企業風土を創造し、持続的成長につなげていく取組を進めています。

分野別の取組

【営業態勢】

営業組織の一層の機能発揮と、コンプライアンス対応力を高めることを目指し、2025年4月より営業組織の自己点検機能を強化しました。加えて、リモートで代理店対応している「生保サポートデスク」に、代理店監査機能を移管しました。効率かつ均質な代理店対応により代理店のガバナンス強化と、サプライチェーン全体の健全性向上を目指していきます。併せて、2025年5月より、全国で、アフターフォローに特化した代理店への研修を展開しています。お客さまへの提供価値向上を実現するため、引き続き代理店によるアフターフォロー活動の取組を強化しています。

【商品・サービス】

商品につきましては、多様化するがん治療等への保障を拡充した「&LIFE 医療保険Aセレクト^{エース}up^{アップ}」、「&LIFE 医療保険Aセレクト^{エース}up^{アップ}引受緩和型」を2026年3月に発売しました。

加えて、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社の外貨建一時払終身保険「しあわせ、ずっと4」と「おおきな、まごころ3」(2025年4月改定)を当社においても取扱い、当社の保障性商品に加え、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社の資産形成商品についても、お客さまのニーズに合わせた提案活動を実践しています。

サービスにつきましては、2026年3月の新医療保険の発売に合わせ、日々進化するがんの治療や病院選びについてお客さまをサポートするため、がんの自費診療やセカンドオピニオン、特定病院等の情報提供を行う電話相談サービス「ガン特定診療相談デスク」、特定病院の検索サイト「ガン特定病院検索ナビ」をリリースしました。

【契約引受態勢】

有事に備えた第二拠点である大阪での業務対応範囲をさらに拡大し、また団体保険業務継続の対策検討にも取り組み、平時・有事ともに安定稼働が可能となる事業継続態勢へと強化しました。また、幅広いお客さまへの保障の提供と利便性向上を目指し、最新のデータ分析結果等を踏まえた医的引受基準の緩和を実施しました。

【契約保全態勢】

「お客さま本位の業務運営」の実現につながる改善取り組みとして、2025年8月にスマートフォンによる決済で継続保険料等をお支払いいただける新機能(スマート入金)をリリースし、多くの方にご利用いただいています。

また、毎年1回契約者に送付している「ご契約内容のお知らせ」を、Webでも確認いただけるサービスを開始し、確認後の変更手続きもペーパーレスで行えるようになりました。

さらに、「チャットボット」等、電話以外の照会応答サービスも充実させるなど、お客さま一人ひとりに寄り添ったサービスの提供に取り組んでいます。

【保険金等支払管理態勢】

外部委託先におけるサイバー攻撃等のリスクに備え、保険金等支払部門の態勢強化を図っています。加えて、お客さまへより迅速かつ適切に保険金・給付金をお支払いするため、「自動支払査定システム」の適用範囲の拡大を進めました。

保険金・給付金請求手続きにおいては、書類到着や支払手続きの完了状況をショートメッセージやメールでお知らせするサービスに途中経過をお知らせする機能を追加するとともに、保険金・給付金請求時の必要書類取り付け基準の緩和を実施しました。

【システム】

金融庁が定める「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」につきまして、2028年度までの対応完了に向け、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社およびMS&ADグループ各社と足並みを揃えた対応を進めています。2025年度は、金融庁ガイドライン対応事項の実施時期と優先順位を明確化したセキュリティロードマップを策定しました。また、サイバー攻撃の防御策としてセキュリティ・バイ・デザイン(システムの企画、設計の段階からセキュリティ対策を講じること)の導入に向け、ガイドラインを新たに策定し運用を進めました。

【DX(デジタルトランスフォーメーション)】

2025年3月に構築した、生成AIが社内マニュアルやFAQから回答を生成する「照会応答支援機能」の対象を、2026年3月までに、事務領域、代理店制度領域、人事・経理領域まで順次拡充しました。この他、2025年12月に保険金等のお支払に係る約款や査定に必要な情報の検索を自動化するデジタルツールの導入等を通じ、業務プロセスの変革を進めています。また、2025年4月より社員向けスマートフォン用アプリの機能を拡張し、営業活動の見える化やナレッジ共有等の機能拡充を通じて営業活動の高度化への取組を進めています。併せて、DXを進めるために、スキル・経験に応じた人材育成も行いました。

【資産運用・ERM(統合リスク管理)の推進】

資産運用につきましては、金利環境の変動が激しい中、安全性や流動性に留意しつつ、保険負債の状況を踏まえた適切なALM(資産・負債の総合的管理)の一環として、低利回りの債券を売却し、高利回り債券への組み換えを実行しました。加えて、市場動向を踏まえながら収益が期待できる資産への投資を実施しました。

当社は保険事業運営における健全性を確保しつつ、取るべきリスクを取って収益性を高めることで企業価値

を拡大することを同時に進めています。また、2026年3月末から適用が開始される経済価値ベースのソルベンシー規制への対応としての態勢整備を進めています。

【リスク管理・コンプライアンス】

社会的信用を失墜させる「法務・コンダクトリスク」への対応として、第1線である業務執行部門、第2線であるリスク管理等の牽制部門、第3線の内部監査部門の3ラインディフェンス体制の強化等、「リスク管理の高度化」を進めています。

監督指針等の改正や保険業界で生じた不祥事件を踏まえ、ルールの見直しや会社情報取扱いに関する規程を制定する等、「お客さま本位・コンプライアンス」の一体推進を掲げて、MS&ADグループ各社と連携しながら、各種研修の実施により全社員の意識向上と実践を進めています。

【サステナビリティ取組み】

「2050年ネットゼロ」を目標に、電力・ガソリン・紙・郵送代の削減等、環境負荷低減に取り組み、サステナビリティボンド、ソーシャルボンド等へのESG投資を実施しました。また「MSAケア」のサービス充実によるお客さまの健康増進への貢献や、自治体と連携した検診受診率向上のためのセミナー開催等、お客さまとの共通価値を創造するさまざまな取組を展開しました。この他、商品ブランド「&LIFE」の新規販売件数や、「ご契約内容のお知らせ」のペーパーレス化に賛同いただいたお客さまの数に応じた寄付等社会貢献活動も実行し、持続可能な社会の実現に貢献しています。

【人的資本経営の強化】

多様な社員がエンゲージメント高く夢や希望を持って働き続けられるとともに、キャリア形成と成長に対する強い主体性を備え、新たな付加価値を提供していける人財の輩出を目指し、制度・運営・育成等が一体となって人的資本経営の強化を図っています。

また、社員が心身ともに健康でいきいきと働くことが、当社の持続的成長と企業価値向上を支える経営基盤であるとの考えのもと、「健康経営」を強力に推進し、「社員一人ひとりの健康づくり」に取り組んでいます。

以上の諸施策を実施してまいりました結果、当期は、保険料等収入が4,492億円、資産運用収益が1,068億円、その他経常収益が130億円となり、これらを合計した経常収益は5,691億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が3,249億円、責任準備金等繰入額が497億円、資産運用費用が1,639億円、事業費が823億円、その他経常費用が246億円となりました結果、6,455億円となりました。

この結果763億円の経常損失となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税ならびに法人税等調整額を加減した結果、当期純損失は519億円となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されます。一方で、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、中東情勢や通商政策などアメリカの政策動向による影響、金利、為替動向による影響などに、十分な注意を払い、健全な財務体質の強化を進めていきます。また、生命保険業界におきましては、お客さま・社会からの信頼に的確にお応えしていくため、お客さま本位の業務運営に努めることが重要となります。そのために、誠実かつ公正な業務運営の徹底とその運営状況を検証するための内部統制システムの強化およびより一層の商品・サービスの充実などを着実に推進していくことが求められています。

このような事業環境や、保有契約の伸び悩みなどの当社が抱えている課題解決に向けて、当社は次期経営計画において、「お客さま本位の業務運営」のもと、目指す姿である「お客さまの価値提供を拡大し、信頼され、選ばれ続けるMSA生命」の実現に向けて、当社独自の価値提供スキーム構築等、多様な戦略に取り組んでいきます。

具体的には、最重要戦略・成長戦略・基本戦略の三層の戦略を展開していきます。

最重要戦略では、全ての戦略の効果を高めるため、これまで進めてきた企業風土の創造取組みをさらに進化・深化させ、困難な事業環境を乗り越え、変革と成長を実現できる強靱で規律ある企業風土の創造を進めていきます。

成長戦略では、お客さまの数を増やすことに繋がる新たな販売モデルの構築、資産運用収益の向上、および事業投資の強化などに取り組んでいきます。また、顧客接点の高度化や、商品・サービスの一体提供を強化する戦略等を進めることで、お客さまへの新たな価値提供と他社差別化を実現していきます。

基本戦略では、システム戦略やDX戦略といった、当社経営に不可欠な基盤となる戦略を、成長戦略と連携して進め、持続的成長を下支えします。

(注)金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 契約者懇談会開催の概況

開催していません。

3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例

(1) 相談・苦情処理態勢

当社では、各コールセンターにおいて、お客さまからの解約・契約者貸付の手続き、ご住所・お名前など契約内容変更の手続き、保険金・給付金請求のお申し出、その他手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っています。

各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心掛け、お客さまへのサービスの充実に努めています。詳細は19ページに掲載しています「お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み」をご参照ください。

(2) 相談(照会、苦情)の件数

〈お客さまからのご相談〉

2025年度にコールセンターでお受けしたご相談(お申し出・ご照会)の件数は、817,820件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。

お客さまからのご相談(2025年4月～2026年3月コールセンター受付分)

(単位：件)

内 容	件 数	占 率
解約・契約者貸付に関して	97,938	12.0%
契約内容変更等の手続きに関して	62,825	7.7%
保険金・給付金に関して	216,088	26.4%
照会・その他の手続きに関して	440,969	53.9%
合 計	817,820	100.0%

〈お客さまからの苦情〉

2025年度に全店でお受けした苦情の件数は、2,455件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足 of 表明」と定めています。

お客さまからの苦情(2025年4月～2026年3月全店受付分)

(単位：件)

内 容	件 数	占 率
ご加入手続きに関して	351	14.3%
契約内容変更等の手続きに関して	459	18.7%
保険料払込に関して	248	10.1%
保険金・給付金に関して	704	28.7%
その他のご不満に関して(※)	693	28.2%
合 計	2,455	100.0%

※「生命保険料控除証明書」に関するご不満、契約後のアフターフォローに関するご不満など。

(注) 占率は、端数処理の関係上、合計が100.0%にならない場合があります。

(3) 苦情からの改善事例

21ページに掲載しています「お客さまの声を活かした改善例」をご参照ください。

4. お客様に対する情報提供の実態

49ページに掲載しています「ご契約時のご案内」をご参照ください。

5. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

52ページに掲載しています「商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)」をご参照ください。

6. 営業職員・代理店教育・研修の概略

26ページに掲載しています「代理店教育・研修」をご参照ください。

7. 新規開発商品の状況

多様化するお客さまニーズや医療技術に対応する、特にがん治療等への保障を拡充した「&LIFE 医療保険^{エース}Aセレクト^{アップ}up」、「&LIFE 医療保険^{エース}Aセレクト^{アップ}up引受緩和型」を2026年3月に販売開始しました。

8. 保険商品一覧

45ページに掲載しています「商品ラインアップ」をご参照ください。

9. 情報システムに関する状況

2026年3月の新商品「&LIFE 医療保険^{エース}Aセレクト^{アップ}up」、「&LIFE 医療保険^{エース}Aセレクト^{アップ}up引受緩和型」の販売開始にともない、設計書・申込書作成、新契約、保全、保険金・給付金等のシステム領域全般にわたるシステム開発を実施しました。

10. 公共福祉活動の概況

65ページに掲載しています「サステナビリティ取組」をご参照ください。

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益		563,333	565,339	546,499	543,803	569,159
経常利益(又は経常損失(△))		39,051	27,861	49,105	50,656	△ 76,390
基礎利益		34,469	24,809	40,456	48,447	41,782
当期純利益(又は当期純損失(△))		21,072	12,725	28,189	29,607	△ 51,978
資本金		85,500	85,500	85,500	85,500	85,500
(発行済株式の総数)		(2,960千株)	(2,960千株)	(2,960千株)	(2,960千株)	(2,960千株)
総資産		4,883,740	5,009,178	5,160,831	5,187,244	5,156,421
うち特別勘定資産		—	—	—	—	—
責任準備金残高		4,158,746	4,311,933	4,428,012	4,516,362	4,566,113
貸付金残高		58,990	60,780	62,341	63,952	63,761
有価証券残高		4,613,652	4,422,873	4,749,619	4,872,124	4,707,032
ソルベンシー・ マージン比率	新基準	—	—	—	—	(注 1)
	旧基準	1,151.9%	975.5%	928.1%	654.0%	—
従業員数		2,436 名	2,391 名	2,410 名	2,441 名	2,486 名
保有契約高 ^(注2)		33,465,828	33,096,690	32,073,172	31,536,771	31,265,609
個人保険		23,227,481	22,652,164	21,893,012	21,045,483	20,510,290
個人年金保険		620,304	597,785	572,495	545,922	520,023
団体保険		9,618,042	9,846,741	9,607,665	9,945,364	10,235,295
団体年金保険保有契約高 ^(注3)		277	252	273	260	252

- (注) 1. ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し(経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等)がなされています。そのため、2021～2024年度、2025年度はそれぞれ異なる基準によって算出されております。(なお2025年度の新基準の数値は2026年10月末までに公表する予定としております)
2. 保有契約高については、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
3. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2024年度末	2025年度末	科 目	2024年度末	2025年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	111,363	194,130	保険契約準備金	4,573,798	4,621,417
現 金	0	0	支 払 備 金	46,794	43,779
預 貯 金	111,363	194,130	責 任 準 備 金	4,516,362	4,566,113
コールローン	－	30,000	契約者配当準備金	10,640	11,524
有 価 証 券	4,872,124	4,707,032	代 理 店 借	3,556	3,951
国 債	3,370,137	3,283,794	再 保 險 借	354	334
地 方 債	83,776	98,358	そ の 他 負 債	474,330	431,991
社 債	588,628	650,675	売 現 先 勘 定	234,787	233,730
株 式	744	743	債券貸借取引受入担保金	220,018	180,952
外 国 証 券	699,572	574,843	未 払 法 人 税 等	7,304	－
その他の証券	129,266	98,616	未 払 金	3,086	1,042
貸 付 金	63,952	63,761	未 払 費 用	6,385	8,545
保険約款貸付	63,952	63,761	前 受 収 益	0	0
有形固定資産	4,372	5,177	預 り 金	141	154
建 物	210	211	金融派生商品	1,432	6,561
リ ー ス 資 産	3,507	4,401	リ ー ス 債 務	226	179
その他の有形固定資産	653	564	資産除去債務	412	412
無形固定資産	25,568	24,686	仮 受 金	534	411
ソフトウェア	20,130	19,258	退職給付引当金	5,592	5,776
その他の無形固定資産	5,437	5,427	株式給付引当金	63	126
代 理 店 貸	2,142	2,444	特別法上の準備金	15,720	1,507
再 保 險 貸	1,025	1,061	価格変動準備金	15,720	1,507
そ の 他 資 産	51,635	91,970	負債の部合計	5,073,416	5,065,104
未 収 金	28,340	55,161			
前 払 費 用	2,461	2,614	(純資産の部)		
未 収 収 益	10,794	9,822	資 本 金	85,500	85,500
預 託 金	348	6,485	資 本 剰 余 金	19,955	19,955
金融派生商品	1,219	1,364	その他資本剰余金	19,955	19,955
金融商品等差入担保金	23	242	利 益 剰 余 金	79,237	11,250
仮 払 金	631	2,032	利 益 準 備 金	2,979	6,180
その他の資産	7,817	14,248	その他利益剰余金	76,258	5,069
繰延税金資産	55,160	36,275	特定事業出資積立金	49	49
貸倒引当金	△ 101	△ 119	繰越利益剰余金	76,208	5,019
			株主資本合計	184,693	116,705
			その他有価証券評価差額金	△ 70,864	△ 25,388
			評価・換算差額等合計	△ 70,864	△ 25,388
			純資産の部合計	113,828	91,316
資産の部合計	5,187,244	5,156,421	負債及び純資産の部合計	5,187,244	5,156,421

注記事項

2024年度末	2025年度末
1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。 (2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。 また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。 「個人保険」に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分した上で、小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。 (3) 子会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法によっております。 (4) その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法))によっております。ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ●有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 ●リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引) リース期間に基づく定額法によっております。 4. 無形固定資産の減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。 5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。 6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。 また、上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10年 8. 株式給付引当金は、従業員向け株式報酬制度における株式交付基準に基づく親会社であるMS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社の株式の交付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額を基準に計上しております。 9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建資産に対する為替変動リスク	1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。 (2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。 また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。 「個人保険」に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分した上で、小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。 (3) 子会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法によっております。 (4) その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法))によっております。ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ●有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 ●リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引) リース期間に基づく定額法によっております。 4. 無形固定資産の減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。 5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。 6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 当社の資産についてはそれぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。 うち貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。 また、上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10年 8. 株式給付引当金は、従業員向け株式報酬制度における株式交付基準に基づく親会社であるMS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社の株式の交付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額を基準に計上しております。 9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建資産に対する為替変動リスク

2024年度末	2025年度末
のヘッジとして為替予約及び通貨オプションによる時価ヘッジを行っております。 なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなことから、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 12. 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。 なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。 13. 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 支払備金は、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を積み立てております。 既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。 (計算方法の概要) IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。 14. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。 責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。 15. 当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。 16. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種	のヘッジとして為替予約及び通貨オプションによる時価ヘッジを行っております。 なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなことから、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 12. 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。 なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。 13. 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 支払備金は、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を積み立てております。 既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。 (計算方法の概要) IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。 14. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。 責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。 15. 当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。 16. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種

2024年度末	2025年度末
リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM(資産・負債の総合管理)を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債などに、また一部高格付けの外国公社債等にも投資しております。 ②金融商品の内容及びそのリスク 保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」、「満期保有目的の債券」、「責任準備金対応債券」及び「子会社株式及び関連会社株式」として保有しております。 金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。 当社は市場リスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引、債券店頭オプション取引等を利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)及び取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)が伴いますが、当社が行っているデリバティブ取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。 ③金融商品に係るリスク管理体制 当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義と管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。 当社では、取引執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、組織的な牽制が行える体制を整備しております。 また、リスク管理部門は、資産・負債のポジションに基づき、市場リスクや信用リスク等のVaR(バリュー・アット・リスク)計測、リスクリミット管理等を行うことによりリスクを把握・分析・管理する体制を整備し、リスク状況を定期的に取り締役会等に報告しております。 a. 市場リスクの管理 当社は、市場リスク管理に係る規程等に従い、運用資産等の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し運営しております。 上記VaR計測によるリスク量のモニタリングのほか、VaR計測で捕捉出来ない潜在的なリスクの把握、金利・為替変動に対する感応度分析、ポートフォリオの偏在・脆弱性の把握等を実施しております。 b. 信用リスクの管理 当社は、信用リスク管理に係る規程等に従い、与信管理体制を整備して運営しております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うとともに、格付別与信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。 なお、個別融資は行っておりません。 c. 流動性リスクの管理 当社は、流動性リスク管理に係る規程等に従い、資金繰りリスク、市場流動性リスクの管理体制を整備し運営しております。 資金繰りの状況をその資金逼迫度に応じて平常時、危機時等に区分し、それぞれの区分に応じて流動性に最大限配慮した資金管理・運営を行っており、様々な環境下においても十分な流動性を確保・維持するため、当座借越等の資金調達手段を確保するよう取り組んでおります。 また、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その総額を定期的にモニタリングすることにより流動性リスク管理を行っております。 ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市	リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM(資産・負債の総合管理)を重視して、国内公社債を中心とした運用を行っており、また一部高格付けの外国公社債等にも投資しております。 ②金融商品の内容及びそのリスク 保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」、「満期保有目的の債券」、「責任準備金対応債券」及び「子会社株式及び関連会社株式」として保有しております。 金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。 当社は市場リスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引、債券店頭オプション取引等を利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)及び取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)が伴いますが、当社が行っているデリバティブ取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。 ③金融商品に係るリスク管理体制 当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義と管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。 リスク管理部門は、取引執行部門及び事務部門から独立し、組織的な牽制が行える体制を整備しております。 また、リスク管理部門は、資産・負債のポジションに基づき、市場リスクや信用リスク等のVaR(バリュー・アット・リスク)計測、リスクリミット管理等を行うことによりリスクを把握・分析・管理する体制を整備し、リスク状況を定期的に取り締役会等に報告しております。 a. 市場リスクの管理 当社は、市場リスク管理に係る規程等に従い、運用資産等の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し運営しております。 上記VaR計測によるリスク量のモニタリングのほか、VaR計測で捕捉出来ない潜在的なリスクの把握、金利・為替変動に対する感応度分析、ポートフォリオの偏在・脆弱性の把握等を実施しております。 b. 信用リスクの管理 当社は、信用リスク管理に係る規程等に従い、与信管理体制を整備して運営しております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 なお、個別融資は行っておりません。 c. 流動性リスクの管理 当社は、流動性リスク管理に係る規程等に従い、資金繰りリスク、市場流動性リスクの管理体制を整備し運営しております。 資金繰りの状況をその資金逼迫度に応じて平常時、危機時等に区分し、それぞれの区分に応じて流動性に最大限配慮した資金管理・運営を行っており、様々な環境下においても十分な流動性を確保・維持するため、資金調達手段の多様化にも取り組んでおります。 また、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その総額を定期的にモニタリングすることにより流動性リスク管理を行っております。 ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市

2024年度末				2025年度末					
場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。				場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。					
(2) 金融商品の時価等に関する事項				(2) 金融商品の時価等に関する事項					
主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。				主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。					
(単位：百万円)				(単位：百万円)					
	貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額		
現金及び預貯金	111,363	111,363	—	現金及び預貯金	194,130	194,130	—		
有価証券※1※2	4,862,214	3,994,382	△ 867,831	コールローン	30,000	30,000	—		
満期保有目的の債券	1,438,337	1,284,073	△ 154,263	有価証券※1※2	4,684,377	3,442,387	△ 1,241,990		
責任準備金対応債券	1,966,255	1,252,688	△ 713,567	満期保有目的の債券	1,408,383	1,116,308	△ 292,075		
その他有価証券	1,457,621	1,457,621	—	責任準備金対応債券	1,933,531	983,616	△ 949,915		
貸付金	63,952	63,952	—	その他有価証券	1,342,462	1,342,462	—		
保険約款貸付	63,952	63,952	—	貸付金	63,761	63,761	—		
金融派生商品※3	(213)	(213)	—	保険約款貸付	63,761	63,761	—		
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—	金融派生商品※3	(5,196)	(5,196)	—		
ヘッジ会計が適用されているもの	(213)	(213)	—	ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—		
売現先勘定※4	(234,787)	(234,787)	—	ヘッジ会計が適用されているもの	(5,196)	(5,196)	—		
債券貸借取引受入担保金※4	(220,018)	(220,018)	—	売現先勘定※4	(233,730)	(233,730)	—		
				債券貸借取引受入担保金※4	(180,952)	(180,952)	—		
※1 市場価格のない株式等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき、時価開示の対象としておらず、有価証券に含めておりません。 当該市場価格のない株式等は非上場株式であり、当期末における貸借対照表価額は744百万円であります。				※1 市場価格のない株式等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき、時価開示の対象としておらず、有価証券に含めておりません。 当該市場価格のない株式等は非上場株式であり、当期末における貸借対照表価額は743百万円であります。					
※2 組合出資金等については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項を適用し、時価開示の対象としておらず、有価証券に含めておりません。 当該組合出資金等の当期末における貸借対照表価額は9,166百万円であります。				※2 組合出資金等については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項を適用し、時価開示の対象としておらず、有価証券に含めておりません。 当該組合出資金等の当期末における貸借対照表価額は21,911百万円であります。					
※3 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。				※3 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。					
※4 売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、()で示しております。				※4 売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、()で示しております。					
(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項				(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項					
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。				金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。					
レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価				レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価					
レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価				レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価					
レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価				レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価					
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。				時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。					
① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債				① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債					
(単位：百万円)				(単位：百万円)					
区分	時価				区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	754,557	679,958	23,106	1,457,621	有価証券	544,515	773,068	24,878	1,342,462
その他有価証券	754,557	679,958	23,106	1,457,621	その他有価証券	544,515	773,068	24,878	1,342,462
国債・地方債等	292,193	74,664	—	366,858	国債・地方債等	268,442	89,250	—	357,693
社債	—	271,091	—	271,091	社債	—	333,220	—	333,220
その他	462,363	334,202	23,106	819,671	その他	276,072	350,597	24,878	651,549
金融派生商品	—	1,219	—	1,219	金融派生商品	—	1,364	—	1,364
通貨関連	—	1,219	—	1,219	通貨関連	—	1,364	—	1,364
資産計	754,557	681,177	23,106	1,458,840	資産計	544,515	774,433	24,878	1,343,827
金融派生商品	—	1,432	—	1,432	金融派生商品	—	6,561	—	6,561
通貨関連	—	1,432	—	1,432	通貨関連	—	6,561	—	6,561
負債計	—	1,432	—	1,432	負債計	—	6,561	—	6,561

2024年度末					2025年度末				
②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：百万円)					②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：百万円)				
区分	時価				区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預貯金	0	111,363	—	111,363	現金及び預貯金	0	194,130	—	194,130
有価証券	2,275,901	260,860	—	2,536,761	コールローン	—	30,000	—	30,000
満期保有目的の債券	1,114,316	169,757	—	1,284,073	有価証券	1,868,705	231,218	—	2,099,924
国債・地方債等	1,114,316	—	—	1,114,316	満期保有目的の債券	962,747	153,560	—	1,116,308
社債	—	169,757	—	169,757	国債・地方債等	962,747	—	—	962,747
責任準備金対応債券	1,161,584	91,103	—	1,252,688	社債	—	153,560	—	153,560
国債・地方債等	1,161,584	6,477	—	1,168,061	責任準備金対応債券	905,958	77,658	—	983,616
社債	—	84,626	—	84,626	国債・地方債等	905,958	5,402	—	911,360
貸付金	—	—	63,952	63,952	社債	—	72,255	—	72,255
保険約款貸付	—	—	63,952	63,952	貸付金	—	—	63,761	63,761
資産計	2,275,901	372,224	63,952	2,712,078	保険約款貸付	—	—	63,761	63,761
売現先勘定	—	234,787	—	234,787	資産計	1,868,706	455,349	63,761	2,387,816
債券貸借取引受入担保金	—	220,018	—	220,018	売現先勘定	—	233,730	—	233,730
負債計	—	454,805	—	454,805	債券貸借取引受入担保金	—	180,952	—	180,952
					負債計	—	414,682	—	414,682
③時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明					③時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明				
a.現金及び預貯金、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としており、現金はレベル1の時価、預貯金、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金はレベル2の時価に分類しております。					a.現金及び預貯金、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としており、現金はレベル1の時価、預貯金、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金はレベル2の時価に分類しております。				
b.有価証券 有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダーより入手した相場価格によっております。当該価格は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて算定され、評価にあたっては観察可能なインプット（国債利回り、信用スプレッド等）を最大限利用しており、レベル2の時価に分類しております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関等から提示された基準価額によっており、レベル2の時価に分類しておりますが、基準価額の算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。					b.有価証券 有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダーより入手した相場価格によっております。当該価格は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて算定され、評価にあたっては観察可能なインプット（国債利回り、信用スプレッド等）を最大限利用しており、レベル2の時価に分類しております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関等から提示された基準価額によっており、レベル2の時価に分類しておりますが、基準価額の算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。				
c.貸付金 当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。					c.貸付金 当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。				
d.金融派生商品 金融派生商品は為替予約取引及び通貨オプション取引であります。これらは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、直物相場をベースに直先スプレッドを調整して算出した先物為替相場又はオプション価格計算モデルにより算定した情報ベンダーから入手した価格によっております。金融派生商品は、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合に該当し、レベル2の時価に分類しております。					d.金融派生商品 金融派生商品は為替予約取引及び通貨オプション取引であります。これらは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、直物相場をベースに直先スプレッドを調整して算出した先物為替相場又はオプション価格計算モデルにより算定した情報ベンダーから入手した価格によっております。金融派生商品は、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合に該当し、レベル2の時価に分類しております。				
④時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報					④時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報				
a.重要な観察できないインプットに関する定量的情報記載すべき事項はありません。					a.重要な観察できないインプットに関する定量的情報記載すべき事項はありません。				

2024年度末			2025年度末		
b.期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益			b.期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益		
	(単位：百万円)			(単位：百万円)	
	有価証券	合計		有価証券	合計
	その他有価証券			その他有価証券	
期首残高	18,870	18,870	期首残高	23,106	23,106
当期の損益又は評価・換算差額等			当期の損益又は評価・換算差額等		
損益に計上※	210	210	損益に計上※	658	658
その他有価証券評価差額金	779	779	その他有価証券評価差額金	3,526	3,526
購入、売却、発行及び決済	3,245	3,245	購入、売却、発行及び決済	△ 2,412	△ 2,412
レベル 3 の時価への振替	－	－	レベル 3 の時価への振替	－	－
レベル 3 の時価からの振替	－	－	レベル 3 の時価からの振替	－	－
期末残高	23,106	23,106	期末残高	24,878	24,878
当期損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	－	－	当期損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	－	－
※損益計算書の「資産運用収益」に含まれております。			※損益計算書の「資産運用収益」に含まれております。		
c.時価の評価プロセスの説明			c.時価の評価プロセスの説明		
当社はリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価評価モデルを策定しております。リスク管理部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。またリスク管理部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合には、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により、妥当性を検証しております。			当社はリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価評価モデルを策定しております。リスク管理部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。またリスク管理部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合には、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により、妥当性を検証しております。		
d.重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明			d.重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明		
記載すべき事項はありません。			記載すべき事項はありません。		
17.消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、211,406百万円であります。			17.消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、180,093百万円であります。		
18.有形固定資産の減価償却累計額は、11,964百万円であります。			18.有形固定資産の減価償却累計額は、8,722百万円であります。		
19.関係会社に対する金銭債権の総額は745百万円であります。			19.関係会社に対する金銭債権の総額は2,538百万円、金銭債務の総額は30百万円であります。		
20.繰延税金資産の総額は55,420百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は260百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額28,804百万円、保険契約準備金損金算入限度超過額16,202百万円及び価格変動準備金4,543百万円であります。			20.繰延税金資産の総額は36,663百万円、繰延税金負債の総額は145百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は242百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額16,806百万円、その他有価証券の評価差額10,319百万円及び減価償却資産損金算入限度超過額3,523百万円であります。		
21.当期における法定実効税率は28.00%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は25.57%であります。 その差異の主な内訳は、税率変更による影響額△1.56%、税額控除△1.08%及び住民税均等割額に係る差異0.23%であります。			21.当期における法定実効税率は28.00%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は28.16%であります。		
22.「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を28.00%から28.90%に変更し計算しております。 この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は1,519百万円、その他有価証券評価差額金は897百万円それぞれ増加しております。また、法人税等調整額は622百万円減少し、当期純利益が622百万円増加しております。			22.契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。		
23.契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。			22.契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。		
当期首現在高	10,466	百万円	当期首現在高	10,640	百万円
当期契約者配当金支払額	8,912	百万円	当期契約者配当金支払額	9,274	百万円
利息による増加等	0	百万円	利息による増加等	0	百万円
契約者配当準備金繰入額	9,085	百万円	契約者配当準備金繰入額	10,158	百万円
当期末現在高	10,640	百万円	当期末現在高	11,524	百万円

2024年度末	2025年度末																																																								
24. 関係会社の株式は300百万円であります。 25. 担保に供されている資産の額は、有価証券376,563百万円であります。また、担保付き債務の額は234,787百万円であります。 26. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は740百万円であります。 27. 1株当たり純資産額は38,455円57銭であります。 28. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 (2) 確定給付制度 ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付債務</td><td>5,545百万円</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>538百万円</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>47百万円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>122百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△373百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td><td>5,880百万円</td></tr> </table> ② 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>5,880百万円</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>△287百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>5,592百万円</td></tr> </table> ③ 退職給付に関する損益 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>538百万円</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>47百万円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>42百万円</td></tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>628百万円</td></tr> </table> ④ 数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>割引率</td><td>0.86%</td></tr> </table> (3) 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、213百万円であります。 29. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	期首における退職給付債務	5,545百万円	勤務費用	538百万円	利息費用	47百万円	数理計算上の差異の当期発生額	122百万円	退職給付の支払額	△373百万円	期末における退職給付債務	5,880百万円	退職給付債務	5,880百万円	未認識数理計算上の差異	△287百万円	退職給付引当金	5,592百万円	勤務費用	538百万円	利息費用	47百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	42百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	628百万円	割引率	0.86%	23. 関係会社の株式は300百万円であります。 24. 担保に供されている資産の額は、有価証券459,504百万円、預託金6,100百万円であります。また、担保付き債務の額は233,730百万円であります。 25. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は724百万円であります。 26. 1株当たり純資産額は30,850円30銭であります。 27. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 (2) 確定給付制度 ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付債務</td><td>5,880百万円</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>566百万円</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>50百万円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>△497百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△484百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td><td>5,515百万円</td></tr> </table> ② 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>5,515百万円</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>260百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>5,776百万円</td></tr> </table> ③ 退職給付に関する損益 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>566百万円</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>50百万円</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>50百万円</td></tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>667百万円</td></tr> </table> ④ 数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>割引率</td><td>2.21%</td></tr> </table> (3) 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、233百万円であります。 28. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	期首における退職給付債務	5,880百万円	勤務費用	566百万円	利息費用	50百万円	数理計算上の差異の当期発生額	△497百万円	退職給付の支払額	△484百万円	期末における退職給付債務	5,515百万円	退職給付債務	5,515百万円	未認識数理計算上の差異	260百万円	退職給付引当金	5,776百万円	勤務費用	566百万円	利息費用	50百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	50百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	667百万円	割引率	2.21%
期首における退職給付債務	5,545百万円																																																								
勤務費用	538百万円																																																								
利息費用	47百万円																																																								
数理計算上の差異の当期発生額	122百万円																																																								
退職給付の支払額	△373百万円																																																								
期末における退職給付債務	5,880百万円																																																								
退職給付債務	5,880百万円																																																								
未認識数理計算上の差異	△287百万円																																																								
退職給付引当金	5,592百万円																																																								
勤務費用	538百万円																																																								
利息費用	47百万円																																																								
数理計算上の差異の当期の費用処理額	42百万円																																																								
確定給付制度に係る退職給付費用	628百万円																																																								
割引率	0.86%																																																								
期首における退職給付債務	5,880百万円																																																								
勤務費用	566百万円																																																								
利息費用	50百万円																																																								
数理計算上の差異の当期発生額	△497百万円																																																								
退職給付の支払額	△484百万円																																																								
期末における退職給付債務	5,515百万円																																																								
退職給付債務	5,515百万円																																																								
未認識数理計算上の差異	260百万円																																																								
退職給付引当金	5,776百万円																																																								
勤務費用	566百万円																																																								
利息費用	50百万円																																																								
数理計算上の差異の当期の費用処理額	50百万円																																																								
確定給付制度に係る退職給付費用	667百万円																																																								
割引率	2.21%																																																								

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
経常収益	543,803	569,159
保険料等収入	464,678	449,281
保険料	463,248	447,737
再保険収入	1,429	1,544
資産運用収益	74,437	106,868
利息及び配当金等収入	71,566	74,904
預貯金利息	23	101
有価証券利息・配当金	69,536	71,781
貸付金利息	1,721	1,719
その他利息配当金	285	1,301
有価証券売却益	630	31,333
有価証券償還益	2,240	620
為替差益	—	10
その他経常収益	4,687	13,009
年金特約取扱受入金	385	386
保険金据置受入金	1,005	945
支払備金戻入額	—	3,014
その他の経常収益	3,296	8,662
経常費用	493,147	645,549
保険金等支払金	295,414	324,944
保険金	53,433	53,573
年金	22,460	22,873
給付金	42,732	45,071
解約返戻金	171,003	197,244
その他返戻金	3,912	4,263
再保険料	1,873	1,916
責任準備金等繰入額	93,054	49,750
支払備金繰入額	4,704	—
責任準備金繰入額	88,350	49,750
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	6,942	163,916
支払利息	1,093	2,565
有価証券売却損	89	152,991
有価証券評価損	—	0
有価証券償還損	68	39
金融派生商品費用	5,020	7,181
為替差損	4	—
貸倒引当金繰入額	14	18
その他運用費用	652	1,118
事業費	77,633	82,332
その他経常費用	20,101	24,605
保険金据置支払金	1,228	1,076
税金	7,552	7,627
減価償却費	8,711	8,621
退職給付引当金繰入額	255	183
その他の経常費用	2,353	7,097
経常利益又は経常損失 (△)	50,656	△ 76,390
特別利益	0	14,213
固定資産等处分益	0	0
価格変動準備金戻入額	—	14,213
特別損失	1,791	20
固定資産等处分損	27	20
価格変動準備金繰入額	1,763	—
契約者配当準備金繰入額	9,085	10,158
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	39,779	△ 72,356
法人税及び住民税	12,565	△ 20,776
法人税等調整額	△ 2,394	399
法人税等合計	10,171	△ 20,377
当期純利益又は当期純損失 (△)	29,607	△ 51,978

注記事項

2024年度	2025年度																
1. 関係会社との取引による収益の総額は3,011百万円、費用の総額は53百万円であります。 2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券80百万円、株式等446百万円、外国証券103百万円であります。 有価証券売却損の主な内訳は、外国証券89百万円であります。 3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は11百万円であります。 4. 金融派生商品費用には、評価益4,013百万円が含まれております。 5. 1株当たり当期純利益は、10,002円66銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに29,607百万円、普通株式の期中平均株式数は2,960千株であります。 6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	1. 関係会社との取引による収益の総額は3,441百万円、費用の総額は275百万円であります。 2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券60百万円、株式等9,630百万円、外国証券21,642百万円であります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券139,901百万円、外国証券13,089百万円であります。 有価証券評価損の主な内訳は、株式等0百万円であります。 3. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は15百万円であります。 4. 金融派生商品費用には、評価損4,982百万円が含まれております。 5. 1株当たり当期純損失は、17,560円46銭であります。 算定上の基礎である当期純損失及び普通株式に係る当期純損失はともに51,978百万円、普通株式の期中平均株式数は2,960千株であります。 6. 関連当事者との取引に関する内容は以下のとおりであります。 <table><tr><th>種類</th><th>会社等の 名称</th><th>議決権等 の所有 (被所有) 割合</th><th>関連 当事者 との関係</th><th>取引の 内容</th><th>取引金額 (百万円)</th><th>科目</th><th>期末残高 (百万円)</th></tr><tr><td>親会社の子会社</td><td>三井住友海上プライマリー生命保険株式会社</td><td>なし</td><td>同社商品の再委託販売</td><td>保険商品の再委託販売手数料収入^(注)</td><td>8,279</td><td>未収金</td><td>853</td></tr></table> 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 取引条件及び取引条件の決定方針等 (注) 価格その他の取引条件は、提示された価格等に基づき、価格交渉の上で決定しております。 7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	親会社の子会社	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	なし	同社商品の再委託販売	保険商品の再委託販売手数料収入 ^(注)	8,279	未収金	853
種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)										
親会社の子会社	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	なし	同社商品の再委託販売	保険商品の再委託販売手数料収入 ^(注)	8,279	未収金	853										

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	39,779	△ 72,356
減価償却費	8,711	8,621
支払備金の増減額(△は減少)	4,704	△ 3,014
責任準備金の増減額(△は減少)	88,350	49,750
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	9,085	10,158
貸倒引当金の増減額(△は減少)	14	18
退職給付引当金の増減額(△は減少)	255	183
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△ 1	—
株式給付引当金の増減額(△は減少)	△ 63	63
価格変動準備金の増減額(△は減少)	1,763	△ 14,213
利息及び配当金等収入	△ 71,566	△ 74,904
有価証券関係損益(△は益)	△ 2,598	121,185
支払利息	1,093	2,565
為替差損益(△は益)	4	△ 10
有形固定資産関係損益(△は益)	38	359
代理店貸の増減額(△は増加)	△ 189	△ 302
再保険貸の増減額(△は増加)	363	△ 35
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	40	△ 6,011
代理店借の増減額(△は減少)	246	394
再保険借の増減額(△は減少)	△ 5	△ 19
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△ 3,949	7,293
その他	9,518	3,885
小 計	85,593	33,611
利息及び配当金等の受取額	67,341	70,107
利息の支払額	△ 682	△ 2,728
契約者配当金の支払額	△ 8,912	△ 9,274
法人税等の支払額	△ 14,001	△ 13,879
営業活動によるキャッシュ・フロー	129,339	77,836
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 270,907	△ 660,459
有価証券の売却・償還による収入	92,329	815,497
貸付けによる支出	△ 72,948	△ 71,433
貸付金の回収による収入	71,336	71,624
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	△ 268	11,256
その他	△ 13,653	△ 48,787
資産運用活動計	△ 194,110	117,699
(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 64,771)	(195,535)
有形固定資産の取得による支出	△ 148	△ 224
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	△ 5,024	△ 4,953
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 199,283	112,521
財務活動によるキャッシュ・フロー		
売現先勘定の純増減額(△は減少)	△ 692	△ 1,057
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	△ 31,533	△ 50,323
配当金の支払額	△ 14,895	△ 16,008
その他	△ 6,050	△ 10,202
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 53,171	△ 77,591
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 123,115	112,766
現金及び現金同等物期首残高	234,479	111,363
現金及び現金同等物期末残高	111,363	224,130

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、要求払預金及び取得日から償還日までの期間が概ね3カ月以内の短期投資です。

4. 株主資本等変動計算書

2024年度

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金						利益 剰余金 合計
					特定事業 出資積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	85,500	19,955	19,955	-	49	64,475	64,525	169,980	△ 21,997	△ 21,997	147,983
当期変動額											
剰余金の配当				2,979		△ 17,874	△ 14,895	△ 14,895			△ 14,895
当期純利益						29,607	29,607	29,607			29,607
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									△ 48,867	△ 48,867	△ 48,867
当期変動額合計	-	-	-	2,979	-	11,733	14,712	14,712	△ 48,867	△ 48,867	△ 34,155
当期末残高	85,500	19,955	19,955	2,979	49	76,208	79,237	184,693	△ 70,864	△ 70,864	113,828

2025年度

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金						利益 剰余金 合計
					特定事業 出資積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	85,500	19,955	19,955	2,979	49	76,208	79,237	184,693	△ 70,864	△ 70,864	113,828
当期変動額											
剰余金の配当				3,201		△ 19,210	△ 16,008	△ 16,008			△ 16,008
当期純損失（△）						△ 51,978	△ 51,978	△ 51,978			△ 51,978
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									45,475	45,475	45,475
当期変動額合計	-	-	-	3,201	-	△ 71,189	△ 67,987	△ 67,987	45,475	45,475	△ 22,511
当期末残高	85,500	19,955	19,955	6,180	49	5,019	11,250	116,705	△ 25,388	△ 25,388	91,316

注記事項

2024年度						
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)						
	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数		
発行済株式						
普通株式	2,960	-	-	2,960		
合計	2,960	-	-	2,960		
2. 配当に関する事項 (1) 配当金支払額						
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	
2024年5月16日 取締役会	普通株式	14,895	5,032 円 33 銭	2024年 3月31日	2024年 5月23日	
(2) 基準日が2024年度に属する配当のうち、配当の効力 発生日が2025年度となるもの						
決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2025年 5月16日 取締役会	普通 株式	16,008	利益 剰余金	5,408 円 29 銭	2025年 3月31日	2025年 5月23日
3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。						

2025年度					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)					
	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	
発行済株式					
普通株式	2,960	-	-	2,960	
合計	2,960	-	-	2,960	
2. 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月16日 取締役会	普通株式	16,008	5,408 円 29 銭	2025年 3月31日	2025年 5月23日
3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。					

5. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円)

区 分		2024年度末	2025年度末
小	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	—	—
	三月以上延滞債権	—	—
	貸付条件緩和債権	—	—
	計	—	—
(対 合 計 比)		(—)	(—)
正 常 債 権		276,812	245,300
合 計		276,812	245,300

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

7. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

【経済価値ベースのソルベンシー比率(ESR)の開示について】

令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し(経済価値ベースの評価方法への変更、厳格なリスク評価方法への変更等)がなされています。

2025年度数値は保険業法等に基づき2026年10月末までに当社公式ホームページで公表予定のディスクロージャー誌(別冊版)において開示予定としております。

8. 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

(単位：百万円)

区 分		帳簿価額	時価		差 損 益	
					うち差益	うち差損
2024年度末	満期保有目的の債券	1,438,337	1,284,073	△ 154,263	17,729	171,993
	責任準備金対応債券	1,966,255	1,252,688	△ 713,567	－	713,567
	子会社・関連会社株式	－	－	－	－	－
	そ の 他 有 価 証 券	1,557,485	1,457,621	△ 99,864	46,318	146,182
	公 社 債	721,223	637,949	△ 83,273	6,303	89,577
	株 式	－	－	－	－	－
	外 国 証 券	715,783	697,964	△ 17,819	29,498	47,318
	公 社 債	656,673	632,622	△ 24,051	21,550	45,601
	株 式 等	59,109	65,342	6,232	7,948	1,716
	そ の 他 の 証 券	120,478	121,707	1,228	10,515	9,286
	買 入 金 銭 債 権	－	－	－	－	－
	譲 渡 性 預 金	－	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－	－
	合 計	4,962,078	3,994,382	△ 967,695	64,047	1,031,743
	公 社 債	4,125,816	3,174,711	△ 951,105	24,033	975,138
	株 式	－	－	－	－	－
	外 国 証 券	715,783	697,964	△ 17,819	29,498	47,318
	公 社 債	656,673	632,622	△ 24,051	21,550	45,601
	株 式 等	59,109	65,342	6,232	7,948	1,716
	そ の 他 の 証 券	120,478	121,707	1,228	10,515	9,286
	買 入 金 銭 債 権	－	－	－	－	－
	譲 渡 性 預 金	－	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－	－
2025年度末	満期保有目的の債券	1,408,383	1,116,308	△ 292,075	1,552	293,627
	責任準備金対応債券	1,933,531	983,616	△ 949,915	－	949,915
	子会社・関連会社株式	－	－	－	－	－
	そ の 他 有 価 証 券	1,378,849	1,342,462	△ 36,386	22,766	59,153
	公 社 債	700,577	690,913	△ 9,664	758	10,422
	株 式	－	－	－	－	－
	外 国 証 券	588,108	563,976	△ 24,132	14,874	39,006
	公 社 債	534,684	502,818	△ 31,865	5,252	37,118
	株 式 等	53,424	61,157	7,733	9,622	1,888
	そ の 他 の 証 券	90,163	87,572	△ 2,590	7,133	9,724
	買 入 金 銭 債 権	－	－	－	－	－
	譲 渡 性 預 金	－	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－	－
	合 計	4,720,764	3,442,387	△ 1,278,377	24,318	1,302,696
	公 社 債	4,042,492	2,790,837	△ 1,251,654	2,310	1,253,965
	株 式	－	－	－	－	－
	外 国 証 券	588,108	563,976	△ 24,132	14,874	39,006
	公 社 債	534,684	502,818	△ 31,865	5,252	37,118
	株 式 等	53,424	61,157	7,733	9,622	1,888
	そ の 他 の 証 券	90,163	87,572	△ 2,590	7,133	9,724
	買 入 金 銭 債 権	－	－	－	－	－
	譲 渡 性 預 金	－	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－	－

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含むこととしています。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2024年度末			2025年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	521,019	538,749	17,729	153,726	155,278	1,552
公 社 債	521,019	538,749	17,729	153,726	155,278	1,552
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	917,317	745,324	△ 171,993	1,254,656	961,029	△ 293,627
公 社 債	917,317	745,324	△ 171,993	1,254,656	961,029	△ 293,627
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	2024年度末			2025年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	1,966,255	1,252,688	△ 713,567	1,933,531	983,616	△ 949,915
公 社 債	1,966,255	1,252,688	△ 713,567	1,933,531	983,616	△ 949,915
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2024年度末			2025年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	435,901	482,219	46,318	259,432	282,198	22,766
公 社 債	149,501	155,805	6,303	93,681	94,439	758
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	236,465	265,964	29,498	149,516	164,390	14,874
そ の 他 の 証 券	49,934	60,449	10,515	16,235	23,368	7,133
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	1,121,584	975,401	△ 146,182	1,119,416	1,060,263	△ 59,153
公 社 債	571,721	482,144	△ 89,577	606,896	596,474	△ 10,422
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	479,318	432,000	△ 47,318	438,592	399,585	△ 39,006
そ の 他 の 証 券	70,544	61,257	△ 9,286	73,927	64,203	△ 9,724
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

●市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2024年度末	2025年度末
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	300	300
そ の 他 の 有 価 証 券	9,414	21,675
国 内 株 式	443	443
外 国 株 式	—	—
そ の 他	8,971	21,232
合 計	9,715	21,976

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

a. 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、通貨オプション取引、債券先物取引、債券オプション取引、株式オプション取引です。

b. 取組方針

当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針としています。

c. 利用目的

為替予約取引、通貨オプション取引は、当社が保有する外貨建証券の為替リスクをヘッジするために利用しています。債券先物取引、債券オプション取引、株式オプション取引は、当社が保有している証券または売買を予定している証券の価格変動リスクをヘッジする目的で利用しています。上記のうち為替予約取引の一部、通貨オプション取引についてヘッジ会計(時価ヘッジ)を適用しています。

d. リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)および取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)等が伴います。

当社が利用しているデリバティブ取引は、原則として資産運用リスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引の持つ市場リスクは減殺され限定的なものになっています。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

e. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程、ヘッジ会計適用に関する規程およびリスク管理方針を定め、これらの規程・方針に基づいてデリバティブ取引を行い管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

f. 定量的情報に関する補足説明

以下「②定量的情報」の各表における「契約額等」は、デリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を表すものではありません。

②定量的情報

a. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	△ 5,196	—	—	—	△ 5,196
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—
合 計	—	△ 5,196	—	—	—	△ 5,196

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連△5,196百万円)は、損益計算書に計上されています。

b. ヘッジ会計が適用されていないもの

- 金利関連
該当ありません。
- 通貨関連
該当ありません。
- 株式関連
該当ありません。
- 債券関連
該当ありません。
- その他
該当ありません。

c. ヘッジ会計が適用されているもの

- 金利関連
該当ありません。

○通貨関連

(2024年度末)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建	外貨建資産	291,527	—	△ 280
	米ドル		138,003	—	△ 58
	豪ドル		132,321	—	△ 190
	加ドル		10,918	—	△ 96
	ユーロ		10,283	—	65
	通貨オプション 売建	外貨建資産			
	コール		8,844 (107)	—	74
	米ドル		—	—	—
	(0)		—	—	—
	豪ドル		8,844	—	—
	107		—	—	74
	加ドル		—	—	—
	買建		—	—	—
	プット		8,703 (107)	—	141
	米ドル		—	—	—
	(0)		—	—	—
	豪ドル		8,703	—	—
	107		—	—	141
	加ドル		—	—	—

(2025年度末)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建	外貨建資産	418,000	—	△ 4,821
	米ドル		121,543	—	△ 3,623
	豪ドル		173,916	—	△ 842
	加ドル		22,245	—	△ 312
	ユーロ		74,810	—	△ 410
	英ポンド		2,783	—	9
	その他		22,700	—	356
	通貨オプション 売建	外貨建資産			
	コール		18,900 (232)	—	389
	米ドル		18,900 (232)	—	389
	豪ドル		—	—	—
	加ドル		—	—	—
	買建		—	—	—
	プット		18,613 (232)	—	15
	米ドル		18,613 (232)	—	15
	豪ドル		—	—	—
	加ドル		—	—	—

(注) 1.年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

2.括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

9. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
基 礎 利 益 A	48,447	41,782
キャピタル収益	7,905	42,431
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	630	31,333
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	10
その他キャピタル収益	7,274	11,087
キャピタル費用	5,212	160,173
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	89	152,991
有価証券評価損	—	0
金融派生商品費用	5,020	7,181
為替差損	4	—
その他キャピタル費用	98	0
キャピタル損益 B	2,692	△ 117,741
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	51,140	△ 75,958
臨 時 収 益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨 時 費 用	484	431
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	471	414
個別貸倒引当金繰入額	12	10
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	6
臨 時 損 益 C	△ 484	△ 431
経常利益又は経常損失(△) A + B + C	50,656	△ 76,390

(注)

1. 基礎利益には、次の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△ 0	0
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る 解約返戻金額変動の影響額	△ 6	△ 3
為替に係るヘッジコストの影響額	△ 5,096	△ 7,621
投資信託の解約損益の影響額	98	△ 2,882
有価証券償還損益のうち市場為替レート変動の影響額	△ 2,171	△ 580
既契約の出再に伴う損益	－	6

2. その他キャピタル収益には、次の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	0	－
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る 解約返戻金額変動の影響額	6	3
為替に係るヘッジコストの影響額	5,096	7,621
投資信託の解約損益の影響額	－	2,882
有価証券償還損益のうち市場為替レート変動の影響額	2,171	580

3. その他キャピタル費用には、次の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	－	0
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る 解約返戻金額変動の影響額	－	－
為替に係るヘッジコストの影響額	－	－
投資信託の解約損益の影響額	98	－
有価証券償還損益のうち市場為替レート変動の影響額	－	－

4. その他臨時費用には、次の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
既契約の出再に伴う損益	－	6

10. 利源別損益

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
危険差損益 ①	71,108	73,204
費差損益 ②	△ 2,391	△ 5,082
利差損益 ③	5,384	1,324
三利源合計 ④=①+②+③	74,101	69,447
その他損益 ⑤	△ 25,653	△ 27,664
基礎利益 ⑥=④+⑤	48,447	41,782

(注)危険差損益、費差損益および利差損益は、各々以下の損益を表しています。

- ①危険差損益：「予定死亡率等に基づく保険金・給付金支払予定額」と「実際に発生した保険金・給付金支払額」の差により生じる損益
- ②費差損益：「予定事業費率に基づく経費支出予定額」と「実際にかかった経費」の差により生じる損益
- ③利差損益：「予定利率に基づく予定運用収益(利回り)」と「実際の運用収益(利回り)」の差により生じる損益
(利差損益がマイナスの場合が「逆ざや」状態となります。)

11. 会社法による会計監査人の監査

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2025年度の計算書類およびその附属明細書について、会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)による監査を受けています。

12. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載および記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しています。

また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、ならびに内部監査部門が業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言および取締役会に対する報告を実施していることを確認しています。

13. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

該当ありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 2025年度決算業績の概況

(契約の状況)

2025年度における個人保険および個人年金保険の新契約高は1兆6,860億円、解約・失効契約高は1兆6,318億円となり、この結果、2025年度末保有契約高は前期末に比べて5,610億円減少し21兆303億円となりました。

一方、団体保険の新契約高は329億円、解約・失効契約高は249億円となり、2025年度末保有契約高は、前期末に比べて2,899億円増加し10兆2,352億円となりました。

また、個人保険および個人年金保険の2025年度末保有契約年換算保険料は前期末に比べて95億円減少し4,186億円となりました。

(収支の状況)

収益面では、保険料等収入が4,492億円、資産運用収益が1,068億円、その他経常収益が130億円となり、これらを合計した経常収益は5,691億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が3,249億円、責任準備金等繰入額が497億円、資産運用費用が1,639億円、事業費が823億円、その他経常費用が246億円となりました結果、6,455億円となりました。

この結果、763億円の経常損失となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税並びに法人税等調整額を加減した結果、当期純損失は519億円となりました。

(責任準備金の状況)

当社は、保険業法に定められている標準責任準備金を積み立てており、2025年度の責任準備金繰入額は497億円となり、2025年度末の責任準備金は4兆5,661億円となりました。

(資産の状況)

2025年度末の総資産は前期末に比べて308億円減少し、5兆1,564億円となりました。

(2) 保有契約高および新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円)

区 分	2024年度末				2025年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	3,881	99.9%	21,045,483	96.1%	3,868	99.7%	20,510,290	97.5%
個人年金保険	140	95.4%	545,922	95.4%	133	95.2%	520,023	95.3%
団 体 保 険	—	—	9,945,364	103.5%	—	—	10,235,295	102.9%
団体年金保険	—	—	260	95.4%	—	—	252	96.8%

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高

(単位：千件、百万円)

区 分	2024年度						2025年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	189	91.5%	1,204,707	93.3%	1,204,707	—	182	96.1%	1,684,665	139.8%	1,684,665	—
個人年金保険	0	73.4%	1,581	73.3%	1,581	—	0	94.1%	1,394	88.2%	1,394	—
団 体 保 険	—	—	48,197	26.7%	48,197	—	—	—	32,909	68.3%	32,909	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。

2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

3. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

(3) 個人保険及び個人年金保険の年換算保険料(保険種類別、通貨別)

○新契約年換算保険料(2024年度)

(単位：百万円)

区 分		新契約年換算保険料					
		平準払			一時払		
			通貨：円	通貨：USD		通貨：円	通貨：USD
合計		24,520	24,520	24,520			
第一分野(除く個人年金)		11,559	11,559	11,559			
終身保険(定額)		471	471	471			
利率変動型終身保険							
養老保険(定額)		1,052	1,052	1,052			
定期保険		9,930	9,930	9,930			
こども保険・学資保険		39	39	39			
変額保険							
その他の個人保険		65	65	65			
第三分野		12,891	12,891	12,891			
医療保険		6,343	6,343	6,343			
介護保険		2,256	2,256	2,256			
就業不能保険		1,842	1,842	1,842			
がん保険		1,855	1,855	1,855			
その他の個人保険		593	593	593			
うち保険期間が終身のもの		10,834	10,834	10,834			
個人年金		70	70	70			
個人年金(定額)		70	70	70			
うちトンチン年金							
個人年金(変額)							
利率変動型個人年金							

○新契約年換算保険料(2025年度)

(単位：百万円)

区 分		新契約年換算保険料					
		平準払			一時払		
			通貨：円	通貨：USD		通貨：円	通貨：USD
合計		23,241	23,241	23,241			
第一分野(除く個人年金)		11,027	11,027	11,027			
終身保険(定額)		362	362	362			
利率変動型終身保険							
養老保険(定額)		660	660	660			
定期保険		9,915	9,915	9,915			
こども保険・学資保険		32	32	32			
変額保険							
その他の個人保険		55	55	55			
第三分野		12,160	12,160	12,160			
医療保険		5,362	5,362	5,362			
介護保険		1,562	1,562	1,562			
就業不能保険		2,925	2,925	2,925			
がん保険		1,605	1,605	1,605			
その他の個人保険		703	703	703			
うち保険期間が終身のもの		8,725	8,725	8,725			
個人年金		53	53	53			
個人年金(定額)		53	53	53			
うちトンチン年金							
個人年金(変額)							
利率変動型個人年金							

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 第三分野には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

3. 「一時払」には加入時に一時払であった契約の年換算保険料を計上し、「平準払」には、左記以外の契約の年換算保険料を計上しています。

4. 通貨別の内訳について、本表に記載した以外の通貨はありません。

○保有契約年換算保険料(2024年度末)

(単位：百万円)

区 分	保有契約年換算保険料								
		平準払			一時払			その他	
			通貨:円	通貨:USD		通貨:円	通貨:USD		通貨:円
合計		428,140	376,607	376,607		4,633	4,633		46,900
第一分野(除く個人年金)		227,784	202,200	202,200		3,473	3,473		22,110
終身保険(定額)		18,365	9,843	9,843		3,181	3,181		5,339
利率変動型終身保険		36,582	24,912	24,912		201	201		11,468
養老保険(定額)		8,293	7,866	7,866		53	53		373
定期保険		161,498	157,281	157,281		36	36		4,180
こども保険・学資保険		2,872	2,137	2,137					734
変額保険									
その他の個人保険		171	158	158					13
第三分野		166,445	158,740	158,740		1,148	1,148		6,556
医療保険		100,727	96,261	96,261		861	861		3,603
介護保険		12,260	10,982	10,982		240	240		1,037
就業不能保険		12,019	11,940	11,940					78
がん保険		28,163	27,408	27,408		2	2		752
その他の個人保険		13,275	12,147	12,147		43	43		1,085
うち保険期間が終身のもの		142,399	135,477	135,477		1,122	1,122		5,799
個人年金		33,910	15,666	15,666		11	11		18,233
個人年金(定額)		28,564	12,635	12,635		3	3		15,925
うちトンチン年金									
個人年金(変額)									
利率変動型個人年金		5,346	3,030	3,030		8	8		2,307

○保有契約年換算保険料(2025年度末)

(単位：百万円)

区 分	保有契約年換算保険料								
		平準払			一時払			その他	
			通貨:円	通貨:USD		通貨:円	通貨:USD		通貨:円
合計		418,633	365,109	365,109		4,356	4,356		49,166
第一分野(除く個人年金)		216,294	190,042	190,042		3,235	3,235		23,016
終身保険(定額)		17,859	9,432	9,432		2,990	2,990		5,436
利率変動型終身保険		34,912	22,844	22,844		185	185		11,882
養老保険(定額)		7,667	7,240	7,240		25	25		401
定期保険		152,959	148,400	148,400		34	34		4,524
こども保険・学資保険		2,679	1,922	1,922					756
変額保険									
その他の個人保険		215	201	201					13
第三分野		169,246	160,612	160,612		1,113	1,113		7,520
医療保険		101,733	96,782	96,782		839	839		4,112
介護保険		13,090	11,595	11,595		230	230		1,264
就業不能保険		12,934	12,825	12,825					108
がん保険		28,444	27,553	27,553		2	2		888
その他の個人保険		13,043	11,856	11,856		40	40		1,146
うち保険期間が終身のもの		144,597	136,807	136,807		1,090	1,090		6,699
個人年金		33,092	14,454	14,454		7	7		18,629
個人年金(定額)		28,049	11,670	11,670		2	2		16,375
うちトンチン年金									
個人年金(変額)									
利率変動型個人年金		5,043	2,784	2,784		5	5		2,253

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 第三分野には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 「一時払」には加入時に一時払であった契約(現時点で年金開始している保有契約は除く。)の年換算保険料を計上し、「平準払」には現時点において、保険料を払込中の契約の年換算保険料を計上しています。「その他」には上記以外の契約(払済契約、延長契約、年金開始後契約、保険料払込を免除された契約等)の年換算保険料を計上しています。
4. 通貨別の内訳について、本表に記載した以外の通貨はありません。

(4) 契約者配当の状況

①個人保険・個人年金保険

a. 契約者配当の仕組み

個人保険・個人年金保険につきましては、無配当保険と5年ごと利差配当保険の2種類を販売していますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、5年ごと利差配当保険です。

5年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りと予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。

逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当金は契約後5年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

〈配当基準利回り〉

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

(単位：％)

保険料払込方法	契約年月日	2024年度	2025年度
年払・半年払・月払	1999年4月1日以前	1.40	1.35
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.40	1.35
	2001年4月2日以降 2013年4月1日以前	1.20	1.25
	2013年4月2日以降 2017年4月1日以前	0.75	0.90
	2017年4月2日以降	0.95	1.25
一時払	1999年4月1日以前	0.00	0.00
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	0.00	0.00
	2001年4月2日以降 2002年7月1日以前	0.00	0.00
	2002年7月2日以降	0.00	0.00

(b) 旧あいおい生命契約

(単位：％)

該当契約		2024年度	2025年度
5年ごと利差配当付養老保険 ^(注) (一時払かつ1999年4月2日以降契約の場合)		0.00	0.00
上記以外の5年ごと 利差配当付契約	1999年4月1日以前	1.05 ～ 1.55	1.05 ～ 1.55
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.20 ～ 1.60	1.15 ～ 1.60
	2001年4月2日以降 2013年4月1日以前	0.75 ～ 1.60	0.75 ～ 1.60
	2013年4月2日以降 2017年4月1日以前	0.40 ～ 0.85	0.60 ～ 1.05
	2017年4月2日以降	1.20	1.60

(注) 配当基準利回りは契約年月に応じて異なります。

b.配当金の例示

2025年度決算に基づく契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

〈例〉5年ごと利差配当付養老保険

30歳加入、30年満期、全期払、男性、年払、保険金1,000万円

(a)三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
2001年 10月 1日	25年	310,980円	0円	10,000,000円
2006年 10月 1日	20年	310,980円	0円	10,000,000円
2011年 10月 1日	15年	310,520円	0円	10,000,000円
2016年 10月 1日	10年	331,680円	0円	10,000,000円
2021年 10月 1日	5年	373,310円	33,019円	10,033,019円

(b)旧あいおい生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
2001年 10月 1日	25年	311,960円	0円	10,000,000円
2006年 10月 1日	20年	311,960円	0円	10,000,000円

(注) 1. 経過年数とは2026年4月1日から2027年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。

2. 「死亡契約」欄は契約応当日に死亡した場合の受領金額を示しています。

②団体保険

団体保険につきましては、保険期間満了の日まで有効に継続し、保険料の払込みが完了したご契約に対し、お払込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします(無配当型商品を除きます)。2025年度決算におきましても、団体の規模、保険金支払い実績等に基づいて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：％)

区 分	2024年度	2025年度
個 人 保 険	△ 1.5	△ 2.2
個人年金保険	△ 4.2	△ 2.4
団 体 保 険	3.5	2.9
団体年金保険	△ 4.6	△ 3.2

(注)個人保険、個人年金保険については、保有契約年換算保険料に基づく増加率を記載しています。

(2) 解約失効率(対年度始)

(単位：％)

区 分	2024年度	2025年度
個 人 保 険	6.7	7.8
個 人 年 金 保 険	2.6	2.6
団 体 保 険	4.0	4.5

(3) 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
3.19	3.33	1.76	1.76

(4) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2024年度	2025年度
6 社	7 社

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(5) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：％)

2024年度	2025年度
99.5	99.4

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(6) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：％)

格 付 区 分	2024年度	2025年度
AA +	6.23	6.27
AA	2.08	2.15
AA -	43.40	42.30
A +	0.63	0.99
A	47.66	48.30

(注) 1. 格付はS&Pによるものに基づいています。

2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

3. 割合は、端数処理の関係上、合計が100.00%にならない場合があります。

(7) 未収受再保険金の額

(単位：百万円)

2024年度	2025年度
86	215

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(8) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2024年度	2025年度
第三分野発生率	38.8	40.0
医療（疾病）	41.1	42.4
がん	37.4	38.8
介護	11.6	12.9
その他	50.6	54.8

(注) 1. 経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する金額です。

2. 発生保険金額は支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等を含んでいます。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2024年度末	2025年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	10,028	9,218
	災 害 保 険 金	94	11
	高度障害保険金	2,118	2,404
	満 期 保 険 金	103	77
	そ の 他	3,953	4,589
	小 計	16,298	16,302
年 金		122	125
給 付 金		9,780	10,758
解 約 返 戻 金		20,512	16,549
保 険 金 据 置 支 払 金		11	15
そ の 他 共 計		46,794	43,779

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2024年度末	2025年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一般勘定)	4,154,960 (4,154,960)	4,210,149 (4,210,149)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	個人年金保険 (一般勘定)	319,993 (319,993)	314,140 (314,140)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 保 険 (一般勘定)	660 (660)	666 (666)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団体年金保険 (一般勘定)	260 (260)	252 (252)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	そ の 他 (一般勘定)	8 (8)	10 (10)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	小 計 (一般勘定)	4,475,883 (4,475,883)	4,525,218 (4,525,218)
	(特別勘定)	(-)	(-)
危 険 準 備 金		40,479	40,894
合 計 (一 般 勘 定)		4,516,362 (4,516,362)	4,566,113 (4,566,113)
(特 別 勘 定)		(-)	(-)

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2024年度末	4,394,447	81,436	—	40,479	4,516,362
2025年度末	4,451,158	74,060	—	40,894	4,566,113

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別、通貨別)

①責任準備金の積立方式、積立率

(単位：%)

		2024年度末	2025年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	同左
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	同左
積立率(危険準備金を除く)		100.0	100.0

(注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高(契約年度別、通貨別)

(単位：百万円)

契約年度	合計					
			通貨：円		通貨：USD	
	責任準備金残高	予定利率	責任準備金残高	予定利率	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	506,430	2.00%, 2.75%	506,430	2.00%, 2.75%	—	—
2001年度～2005年度	614,404	1.50%	614,404	1.50%	—	—
2006年度～2010年度	1,037,838	1.50%	1,037,837	1.50%	1	0.90%
2011年度	359,834	1.50%	359,834	1.50%	—	—
2012年度	365,626	1.50%	365,626	1.50%	—	—
2013年度	222,480	1.00%	222,480	1.00%	—	—
2014年度	219,509	1.00%	219,509	1.00%	—	—
2015年度	217,385	1.00%	217,385	1.00%	—	—
2016年度	241,110	1.00%	241,110	1.00%	—	—
2017年度	171,443	0.25%	171,443	0.25%	—	—
2018年度	189,441	0.25%	189,441	0.25%	—	—
2019年度	104,334	0.25%	104,334	0.25%	—	—
2020年度	71,726	0.25%	71,726	0.25%	—	—
2021年度	63,491	0.25%	63,491	0.25%	—	—
2022年度	55,581	0.25%	55,581	0.25%	—	—
2023年度	42,855	0.25%	42,855	0.25%	—	—
2024年度	27,668	0.25%	27,668	0.25%	—	—
2025年度	13,124	0.25%	13,124	0.25%	—	—

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

3. 通貨別の内訳について、本表に記載した以外の通貨はありません。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	合 計
2024年度	当 期 首 現 在 高	286	92	10,047	0	—	40	10,466
	利 息 に よ る 増 加	0	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	15	8	8,833	0	—	54	8,912
	当 期 繰 入 額	51	3	8,962	0	—	68	9,085
	当 期 末 現 在 高	322	88	10,175	0	—	53	10,640
		(242)	(84)	(36)	(—)	(—)	(—)	(363)
2025年度	当 期 首 現 在 高	322	88	10,175	0	—	53	10,640
	利 息 に よ る 増 加	0	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	14	7	9,190	0	—	62	9,274
	当 期 繰 入 額	75	29	9,973	0	—	80	10,158
	当 期 末 現 在 高	382	110	10,958	0	—	72	11,524
		(243)	(77)	(27)	(—)	(—)	(—)	(348)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由および 算定方法(注)
貸倒引当金	一 般 貸 倒 引 当 金	7	15	8	
	個 別 貸 倒 引 当 金	93	104	10	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退 職 給 付 引 当 金		5,592	5,776	183	
株 式 給 付 引 当 金		63	126	63	
価 格 変 動 準 備 金		15,720	1,507	△ 14,213	

(注) 計上の理由および算定方法については、貸借対照表の注記事項(P97)に記載しております。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
個 人 保 険 (うち一時払)	417,499 (153)	402,165 (36)
個人年金保険 (うち一時払)	15,625 (2)	14,211 (2)
団 体 保 険	30,005	31,222
団体年金保険	5	5
そ の 他 共 計	463,248	447,737

(10) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2025年度 合 計	2024年度 合 計
死 亡 保 険 金	29,414	—	5,134	—	—	1	34,550	35,412
災 害 保 険 金	44	—	1	—	—	—	46	40
高度障害保険金	4,479	—	323	—	—	—	4,802	4,214
満 期 保 険 金	3,977	—	—	—	—	—	3,977	3,424
そ の 他	—	—	10,196	—	—	—	10,196	10,341
合 計	37,916	—	15,655	—	—	1	53,573	53,433

(11) 年金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2025年度 合 計	2024年度 合 計
年 金	6,025	16,800	42	5	—	—	22,873	22,460

(12)給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2025年度 合 計	2024年度 合 計
死 亡 給 付 金	2	526	—	0	—	—	528	539
入 院 給 付 金	18,452	4	2	—	—	3	18,463	17,476
手 術 給 付 金	13,158	4	—	—	—	—	13,163	12,593
障 害 給 付 金	64	—	0	—	—	—	64	83
生 存 給 付 金	3,210	0	—	—	—	—	3,210	3,221
そ の 他	9,632	0	—	8	—	—	9,641	8,817
合 計	44,520	536	3	8	—	3	45,071	42,732

(13)解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2025年度 合 計	2024年度 合 計
解 約 返 戻 金	191,823	5,417	—	3	—	—	197,244	171,003

(14)減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取 得 原 価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有 形 固 定 資 産	13,900	2,785	8,722	5,177	62.8%
建 物	980	31	769	211	78.5%
リ ー ス 資 産	8,698	2,494	4,296	4,401	49.4%
その他の有形固定資産	4,221	259	3,656	564	86.6%
無 形 固 定 資 産	94,251	5,835	69,565	24,686	73.8%
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	108,152	8,621	78,288	29,863	72.4%

(15)事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
営 業 活 動 費	28,052	28,132
営 業 管 理 費	5,586	5,842
一 般 管 理 費	43,994	48,357
合 計	77,633	82,332

(16) 借入金等残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10年以下	1 0 年 超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
2024年度末	借 入 金	—	—	—	—	—	—	—
	売 現 先 勘 定	234,787	—	—	—	—	—	234,787
	債券貸借取引 受 入 担 保 金	220,018	—	—	—	—	—	220,018
2025年度末	借 入 金	—	—	—	—	—	—	—
	売 現 先 勘 定	233,730	—	—	—	—	—	233,730
	債券貸借取引 受 入 担 保 金	180,952	—	—	—	—	—	180,952

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営・戦略について

企業価値創造を支える
仕組み

商品・サービス

サステナビリティ取組み

会
社
デ
ー
タ

4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)

(1) 資産運用の概況

①2025年度の資産の運用概況

a. 運用環境

当期のわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復がみられました。

日銀の金融政策正常化の進展や物価動向、日本政府の財政赤字拡大懸念等を背景に、年度を通じて本邦の金利は超長期を中心に上昇しました。為替(米ドル円)は日米金利差の影響を受けつつ、年度前半は140円台を中心に推移し、その後は円安方向の動きが強まり、年度後半には150円台を中心とした水準で推移しました。

株式市場(日経平均株価)は、米国の通商政策等を巡る不透明感から一時的に下落する局面が見られたものの、その後、米国IT企業の株価上昇に牽引され最高値を更新しつつ上昇、年度末にかけて、中東情勢の悪化により、下落する局面もありましたが、通期としては総じて堅調に推移しました。

b. 当社の運用方針

[基本方針]

当社の資産運用においては、資産の健全性を重視しつつ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。

[運用対象]

上記の基本方針に基づき、負債特性を踏まえ、当社は国内の公社債を主な運用対象としています。

運用対象の内訳につきましては、その大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としています。一部を外貨建債券等に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。なお、債券購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しています。

また、保険約款貸付以外の融資については、現在行っていません。

c. 運用実績の概況

2025年度末における一般勘定資産の残高は、5兆1,564億円となりました。資産配分は公社債を中心に行い、その結果、公社債は4兆328億円(総資産に占める比率は78.2%)となりました。

また、2025年度は資産運用収益を 1,068億円、資産運用費用を 1,639億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは ▲1.05%となりました。

②ポートフォリオの推移

a. 資産の構成

(単位：百万円)

区 分	2024 年度末		2025 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金・コ ー ル ロ ー ン	111,363	2.1%	224,130	4.3%
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	4,872,124	93.9%	4,707,032	91.3%
公 社 債	4,042,542	77.9%	4,032,828	78.2%
株 式	744	0.0%	743	0.0%
外 国 証 券	699,572	13.5%	574,843	11.1%
公 社 債	632,622	12.2%	502,818	9.8%
株 式 等	66,949	1.3%	72,024	1.4%
そ の 他 の 証 券	129,266	2.5%	98,616	1.9%
貸 付 金	63,952	1.2%	63,761	1.2%
保 険 約 款 貸 付	63,952	1.2%	63,761	1.2%
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	210	0.0%	211	0.0%
繰 延 税 金 資 産	55,160	1.1%	36,275	0.7%
そ の 他	84,533	1.6%	125,129	2.4%
貸 倒 引 当 金	△ 101	△ 0.0%	△ 119	△ 0.0%
合 計	5,187,244	100.0%	5,156,421	100.0%
う ち 外 貨 建 資 産	693,744	13.4%	608,481	11.8%

b. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
現 預 金・コ ー ル ロ ー ン	△ 123,115	112,766
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	122,505	△ 165,092
公 社 債	△ 50,446	△ 9,713
株 式	△ 295	△ 0
外 国 証 券	121,483	△ 124,728
公 社 債	112,157	△ 129,803
株 式 等	9,325	5,074
そ の 他 の 証 券	51,764	△ 30,649
貸 付 金	1,611	△ 191
保 険 約 款 貸 付	1,611	△ 191
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	△ 44	—
繰 延 税 金 資 産	22,644	△ 18,884
そ の 他	2,825	40,596
貸 倒 引 当 金	△ 14	△ 18
合 計	26,412	△ 30,823
う ち 外 貨 建 資 産	110,638	△ 85,263

(2) 運用利回り

(単位：％)

区 分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	0.01	0.21
買 現 先 勘 定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買 入 金 銭 債 権	－	－
商 品 有 価 証 券	－	－
金 銭 の 信 託	－	－
有 価 証 券	1.45	△1.06
う ち 公 社 債	1.08	△2.34
う ち 株 式	73.72 (73.72)	0.04 (0.04)
う ち 外 国 証 券	3.71	5.16
貸 付 金	2.74	2.71
う ち 一 般 貸 付	－	－
不 動 産	－	－

一 般 勘 定 計	1.24 (1.24)	△1.05(△1.05)
-----------	-------------	--------------

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

2. 当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。
 なお、含めて算出した場合の運用利回りは、()内の数値となります。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	334,815	517,458
買 現 先 勘 定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買 入 金 銭 債 権	－	－
商 品 有 価 証 券	－	－
金 銭 の 信 託	－	－
有 価 証 券	4,932,078	4,745,497
う ち 公 社 債	4,145,881	4,048,557
う ち 株 式	631	744
う ち 外 国 証 券	689,450	607,292
貸 付 金	62,905	63,401
う ち 一 般 貸 付	－	－
不 動 産	263	212

一 般 勘 定 計	5,425,523	5,433,176
う ち 海 外 投 融 資	689,450	607,292

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
利息および配当金等収入	71,566	74,904
商品有価証券運用益	－	－
金銭の信託運用益	－	－
売買目的有価証券運用益	－	－
有価証券売却益	630	31,333
有価証券償還益	2,240	620
金融派生商品収益	－	－
為替差益	－	10
貸倒引当金戻入額	－	－
その他運用収益	－	－
合 計	74,437	106,868

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
支払利息	1,093	2,565
商品有価証券運用損	－	－
金銭の信託運用損	－	－
売買目的有価証券運用損	－	－
有価証券売却損	89	152,991
有価証券評価損	－	0
有価証券償還損	68	39
金融派生商品費用	5,020	7,181
為替差損	4	－
貸倒引当金繰入額	14	18
貸付金償却	－	－
賃貸用不動産等減価償却費	－	－
その他運用費用	652	1,118
合 計	6,942	163,916

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
預 貯 金 利 息	23	101
有価証券利息・配当金	69,536	71,781
公 社 債 利 息	43,768	45,289
株 式 配 当 金	19	0
外国証券利息配当金	24,441	22,198
貸 付 金 利 息	1,721	1,719
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	71,566	74,904

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
国 債 等 債 券	80	60
株 式 等	446	9,630
外 国 証 券	103	21,642
そ の 他 共 計	630	31,333

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
国 債 等 債 券	—	139,901
株 式 等	—	—
外 国 証 券	89	13,089
そ の 他 共 計	89	152,991

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	0
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	0

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券の残存期間別残高およびその合計額

(単位：百万円)

区 分		1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2024 年度末	有 価 証 券	62,992	186,322	211,840	336,627	559,056	3,515,285	4,872,124
	国 債	43,253	62,647	35,958	120,477	261,211	2,846,587	3,370,137
	地 方 債	3,717	26,838	12,833	8,628	7,517	24,241	83,776
	社 債	9,457	36,143	30,943	13,554	86,071	412,458	588,628
	株 式						744	744
	外国証券	6,563	54,419	130,171	172,569	204,256	131,591	699,572
	公 社 債	6,563	54,419	130,171	172,569	204,256	64,641	632,622
	株 式 等	—	—	—	—	—	66,949	66,949
	その他の証券	—	6,273	1,933	21,396	—	99,662	129,266
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
2025 年度末	有 価 証 券	169,080	105,845	287,544	389,971	564,611	3,189,978	4,707,032
	国 債	140,630	42,724	76,738	177,955	215,494	2,630,251	3,283,794
	地 方 債	16,798	14,698	39,949	15,967	105	10,839	98,358
	社 債	8,819	32,829	48,369	66,771	129,373	364,512	650,675
	株 式						743	743
	外国証券	2,832	9,254	110,206	119,808	219,639	113,102	574,843
	公 社 債	2,832	9,254	110,206	119,808	219,639	41,078	502,818
	株 式 等	—	—	—	—	—	72,024	72,024
	その他の証券	—	6,339	12,280	9,468	—	70,528	98,616
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(注)「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含むこととしています。

(13)業種別株式保有明細表

(単位：百万円)

区 分		2024年度末		2025年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業		—	—	—	—
鉱 業		—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	—	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学 品	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	—	—	—	—
	輸 送 用 機 器	—	—	—	—
	精 密 機 器	—	—	—	—
	そ の 他 製 品	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス 業		—	—	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	—
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
情 報 ・ 通 信 業		—	—	—	—
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証券、商品先物取引業	—	—	—	—
	保 険 業	740	99.5%	740	99.6%
	そ の 他 金 融 業	2	0.4%	2	0.4%
不 動 産 業		—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		0	0.1%	0	0%
合 計		744	100.0%	743	100.0%

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営・戦略について

企業価値創造を支える
仕組み

商品・サービス

サステナビリティ取組み

会 社 デ ー タ

(14)貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分		2024年度末	2025年度末
保 険 約 款 貸 付		63,952	63,761
	契 約 者 貸 付	58,666	58,798
	保 険 料 振 替 貸 付	5,286	4,962
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)		—	—
		(—)	(—)
	企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	—	—
		(—)	(—)
	国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
	公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—
	消 費 者 ロ ー ン	—	—
	そ の 他	—	—
合 計		63,952	63,761

(15)貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(16)国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(17)貸付金業種別内訳

該当ありません。

(18)貸付金担保別内訳

該当ありません。

(19) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分		当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2024年度	土 地	—	—	— (—)	—	—	—	—
	建 物	255	19	2 (—)	61	210	759	78.3%
	リ ー ス 資 産	5,956	106	— (—)	2,555	3,507	7,492	68.1%
	建 設 仮 勘 定	—	—	— (—)	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	874	128	25 (—)	324	653	3,711	85.0%
	合 計	7,086	254	27 (—)	2,940	4,372	11,964	73.2%
	うち賃貸等不動産	—	—	— (—)	—	—	—	—
2025年度	土 地	—	—	— (—)	—	—	—	—
	建 物	210	48	15 (—)	31	211	769	78.5%
	リ ー ス 資 産	3,507	3,388	— (—)	2,494	4,401	4,296	49.4%
	建 設 仮 勘 定	—	—	— (—)	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	653	175	4 (—)	259	564	3,656	86.6%
	合 計	4,372	3,612	20 (—)	2,785	5,177	8,722	62.8%
	うち賃貸等不動産	—	—	— (—)	—	—	—	—

(注)「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。

② 不動産残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度末	2025年度末
不 動 産 残 高	210	211
営 業 用	210	211
賃 貸 用	—	—

(20) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
有 形 固 定 資 産	0	0
土 地	—	—
建 物	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他	0	0
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	0	0
うち賃貸等不動産	—	—

(21) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
有 形 固 定 資 産	27	20
土 地	－	－
建 物	2	15
リ ー ス 資 産	－	－
そ の 他	25	4
無 形 固 定 資 産	－	0
そ の 他	－	－
合 計	27	20
うち賃貸等不動産	－	－

(22) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(23) 海外投融資の状況

① 資産別明細

a. 外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	613,058	87.6%	493,971	85.9%
株 式	59,387	8.5%	64,497	11.2%
現 預 金・そ の 他	－	－	－	－
小 計	672,446	96.1%	558,469	97.2%

b. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	－	－	－	－
現 預 金・そ の 他	－	－	－	－
小 計	－	－	－	－

c. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	27,125	3.9%	16,374	2.8%
小 計	27,125	3.9%	16,374	2.8%

d. 合 計

(単位：百万円)

海 外 投 融 資	699,572	100.0%	574,843	100.0%
-----------	---------	--------	---------	--------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円)

区 分		外国証券						非居住者 貸 付	
				公社債		株式等			
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
2024年度末	北 米	392,932	56.2%	362,184	57.3%	30,747	45.9%	－	－
	ヨーロッパ	116,787	16.7%	94,850	15.0%	21,937	32.8%	－	－
	オセアニア	124,453	17.8%	124,453	19.7%	－	－	－	－
	ア ジ ア	5,171	0.7%	5,171	0.8%	－	－	－	－
	中 南 米	14,265	2.0%	－	－	14,265	21.3%	－	－
	中 東	－	－	－	－	－	－	－	－
	アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	－
	国際機関	45,961	6.6%	45,961	7.3%	－	－	－	－
	合 計	699,572	100.0%	632,622	100.0%	66,949	100.0%	－	－
2025年度末	北 米	228,136	39.7%	203,700	40.5%	24,435	33.9%	－	－
	ヨーロッパ	145,158	25.3%	114,137	22.7%	31,021	43.1%	－	－
	オセアニア	149,391	26.0%	149,391	29.7%	－	－	－	－
	ア ジ ア	2,886	0.5%	2,886	0.6%	－	－	－	－
	中 南 米	16,567	2.9%	－	－	16,567	23.0%	－	－
	中 東	－	－	－	－	－	－	－	－
	アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	－
	国際機関	32,702	5.7%	32,702	6.5%	－	－	－	－
	合 計	574,843	100.0%	502,818	100.0%	72,024	100.0%	－	－

(注)占率は、端数処理の関係上、合計が100.0%にならない場合があります。

③外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	387,857	57.7%	230,472	41.3%
ユ ー ロ	22,471	3.3%	62,292	11.2%
カ ナ ダ ド ル	34,917	5.2%	21,909	3.9%
オーストラリアドル	227,200	33.8%	218,663	39.2%
ニュージーランドドル	—	—	22,369	4.0%
イギリスポンド	—	—	2,762	0.5%
合 計	672,446	100.0%	558,469	100.0%

(24)海外投融資利回り

(単位：%)

2024年度	2025年度
3.71	5.16

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「V-8. 有価証券等の時価情報(会社計)」の内容と相違ありません。V-8をご参照ください。

Ⅶ. 会社の運営

1. リスク管理の体制

18ページに掲載しています「リスク管理体制」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

35ページに掲載しています「コンプライアンス(法令等遵守)の取組み」をご参照ください。

3. 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、当社では支払率に関するストレステストを実施し、責任準備金の積み立てがそのテストに合格する水準であることを確認しています。

ストレステストにおける支払率については、過去の支払実績を基礎として、将来の支払率の変動することによる保険金等の増加を99%の確率でカバーする水準に対応したものとして設定しています。また、将来の支払率の推計においては、悪化トレンドがあればその傾向が続くものとするなど、保守的な分析手法を用いています。

なお分析に用いた支払率、分析の単位とした給付区分などを含め、分析手法が合理的かつ妥当なものであることをリスク管理部会に報告するとともに、保険業法の規定にしたがい、保険計理人がこれを確認しています。

4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称

24ページに掲載しています「金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について～生命保険相談所のご案内～」をご参照ください。

5. 個人データ保護

39ページに掲載しています「個人情報の取扱い」をご参照ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

36ページに掲載しています「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」をご参照ください。

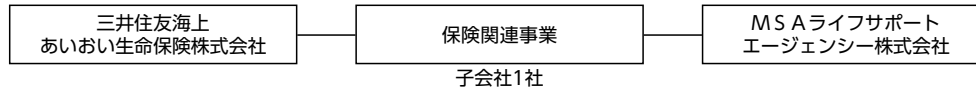
Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX. 会社およびその子会社等の状況

1. 保険会社およびその子会社等の概況

(1) 主要な事業の内容および組織の構成



(2) 子会社等に関する事項

名称	MS A ライフサポートエージェンシー株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地	東京都中央区
資本金(百万円)	150
事業の内容	生命保険代理業
設立年月日	2025 年 1 月 9 日
総株主又は総出資者の議決権に占める 当社の保有議決権の割合	100%
総株主又は総出資者の議決権に占める 当社子会社等の保有議決権の割合	—

2. 保険会社およびその子会社等の主要な業務

(1) 直近事業年度における事業の概況

当社は子会社を1社有していますが、その資産、売上高等からみて、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことから、当社では連結財務諸表を作成していません。

(2) 主要な業務の状況を示す指標

上記のとおり、連結財務諸表は作成しておりません。

3. 保険会社およびその子会社等の財産の状況

上記のとおり、連結財務諸表は作成しておりません。

4. 保険会社およびその子会社等のリスク管理の体制

上記のとおり、連結財務諸表は作成しておりません。

ディスクロージャー誌 三井住友海上あいおい生命の現状 2026

2026年7月発行

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 経営企画部

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

TEL:03-5539-8300 (大代表)

URL:<https://www.msa-life.co.jp>

www.msa-life.co.jp

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

89508

UD
FONT
by MORISAWA